

九州縦貫自動車道関係
埋蔵文化財調査報告

— X X VI —

福岡県筑紫郡太宰府町水城跡の調査

1 9 7 8

福岡県教育委員会

九州縦貫自動車道関係 埋蔵文化財調査報告

— X X VII —

福岡県筑紫郡太宰府町水城跡の調査

1 9 7 8

福岡県教育委員会

序

国の特別史跡、水城の中央部を切って流れる御笠川の部分に、九州縦貫高速自動車道の建設計画が決定を見たのは昭和46年のことと聞いております。

この建設計画の決定までには、いくつかのむずかしい問題 があったようですが、路線の決定に伴ってこの部分を昭和47年度に発掘調査いたしました。

本書は、この発掘調査の結果をまとめたものです。

今日、文化財の保護と開発との調整については 紛多の問題が生じておりますが、多くの関係者が努力された結果としての路線の決定であり発掘調査であります。

本書の刊行にあたって関係者各位に心から感謝を申し上げるとともに、本書が文化財に対する人々の理解を深めて頂く一助となることを期してやみません。

昭和53年 3月31日

福岡県教育委員会

教育長 浦山 太郎

例　　言

1. この報告書は、九州縦貫自動車道建設によって破壊される予定の遺跡について行った事前調査のうち、昭和48年度に調査した福岡県筑紫郡太宰府町・特別史跡水城跡の調査報告書である。

2. 発掘調査は、日本道路公団の委託事業として、福岡県教育委員会が実施した。

3. 48年度の事前調査のはかに、東門跡付近の緊急調査および既往の研究ならびに史料を付篇として収録し、水城研究の便をはかった。

4. 本書の執筆は

I	酒井仁夫
II	龟井明徳
III	龟井明徳
IV	山本輝雄

5. 遺物撮影は、九州歴史資料館の石丸洋、岡紀久夫が行った。図面浄書は芦塚照子が主として担当した。

付篇の史料については川添昭二氏と渡辺正氣氏の協力を得た。また本書の編集は龟井が行った。

6. 水城堤（土塁）の長軸線は東北—西南であるが、記述上博多側を北あるいは前面とし、太宰府側を南あるいは背面とした。

目 次

I	水城調査に至るまでの経過	1
II	水城東堤西端部の調査.....	5
1.	調査の経過.....	5
2.	検出遺構.....	5
(1)	A・B地区の遺構.....	5
(2)	C地区の遺構.....	6
(3)	土壠前面下段の積土状態.....	8
III	水城欠堤部——石敷遺構の調査	11
1.	調査の経過.....	11
2.	検出遺構.....	11
3.	出土遺物.....	13
4.	小結——遺構の性格.....	15
IV	水城東門跡礎石と昭和43年度福岡市水道工事の立会調査	17
1.	調査の経過.....	17
2.	立会調査の所見.....	17
3.	水城東門跡礎石の理解.....	20
4.	水城東門跡礎石の動不動について.....	22
V	付 篇	
	水城関係史料ならびに主要報告・論文	

図版目次

- PL. 1 (1) 水城大堤全景（昭和48年自動車道建設前撮影）
(2) 水城大堤全景（昭和52年自動車道完成後撮影）
- PL. 2 (1) 東堤西端部B, C地区 北から
(2) A地区全景とシガラミ遺構 南から
- PL. 3 (1) A地区シガラミ遺構 南から
(2) A地区シガラミ遺構 西から
- PL. 4 (1) B地区土壠端部と堀 東から
(2) B地区土壠端部の状態 西から
- PL. 5 (1) 土壠積土の状態（東壁）
(2) 積土中の杭とシガラミ 南から
- PL. 6 (1) 土壠積土の状態（南壁）
(2) 土壠基底部の状態（東壁）
- PL. 7 (1) C地区の遺構 東から
(2) C地区と東堤 西から
- PL. 8 石敷遺構全景 南から
- PL. 9 (1) 石敷遺構高まり部分 南から
(2) 石敷遺構高まり部分 西から
- PL. 10 (1) トレンチ東壁の土層 西から
(2) 石敷中の遺物出土状態
- PL. 11 (1) 石敷周辺の杭
(2) 石敷周辺の杭

挿図目次

- Fig. 1 水城中央部地形図（縮尺1/1,000）（芦塚製図） 1
Fig. 2 水城東堤西端部発掘調査区（高田一弘実測、芦塚製図） 4～5
Fig. 3 堀内出土の土師器（岡撮影） 6
Fig. 4 A・B地区トレンチ東壁土層図（亀井測、芦塚製図） 6～7
Fig. 5 水城C地区（土壁下段）の造構（亀井測、芦塚製図） 7
Fig. 6 S B001出土の土師器（亀井測、芦塚製図） 8
Fig. 7 同左写真（岡撮影） 8
Fig. 8 S D004出土の軒丸瓦拓影（亀井手拓） 8
Fig. 9 同左写真（岡撮影） 8
Fig. 10 土壁前面下段トレンチ東壁土層図（高橋章・亀井測、製図） 8～9
Fig. 11 土壁前面下段トレンチ南壁土層図（高橋・亀井測、製図） 9
Fig. 12 土壁内杭・シガラミ立面図（亀井測、製図） 9
Fig. 13 発掘調査の状況（亀井撮影） 11
Fig. 14 石敷造構実測図（酒井仁夫・佐土原逸男・亀井測、芦塚製図） 12～13
Fig. 15 石敷造構東壁土層図（酒井・佐土原・亀井測、芦塚製図） 12～13
Fig. 16 石敷造構北壁土層図（酒井・佐土原・亀井測、芦塚製図） 12～13
Fig. 17 石敷造構出土の平瓦（岡撮影） 13
Fig. 18 石敷造構出土の土器（福岡大学歴史研究部学生実測、芦塚製図） 14
Fig. 19 水城東門跡周辺図（山本輝雄測、製図） 18
Fig. 20 水城東堤調査位置図（芦塚製図） 18～19
Fig. 21 水城東門跡土層図（山本・石丸洋測、芦塚製図） 19
Fig. 22 水城東門跡出土の礎石（山本測、製図） 19
Fig. 23 同 左 写真（山本撮影） 19
Fig. 24 水城東門跡礎石の理解（山本原図、芦塚製図） 20
Fig. 25 水城東門跡の礎石（山本測、製図） 21
Fig. 26 同 上 写真（山本撮影） 21

I 水城調査に至るまでの経過

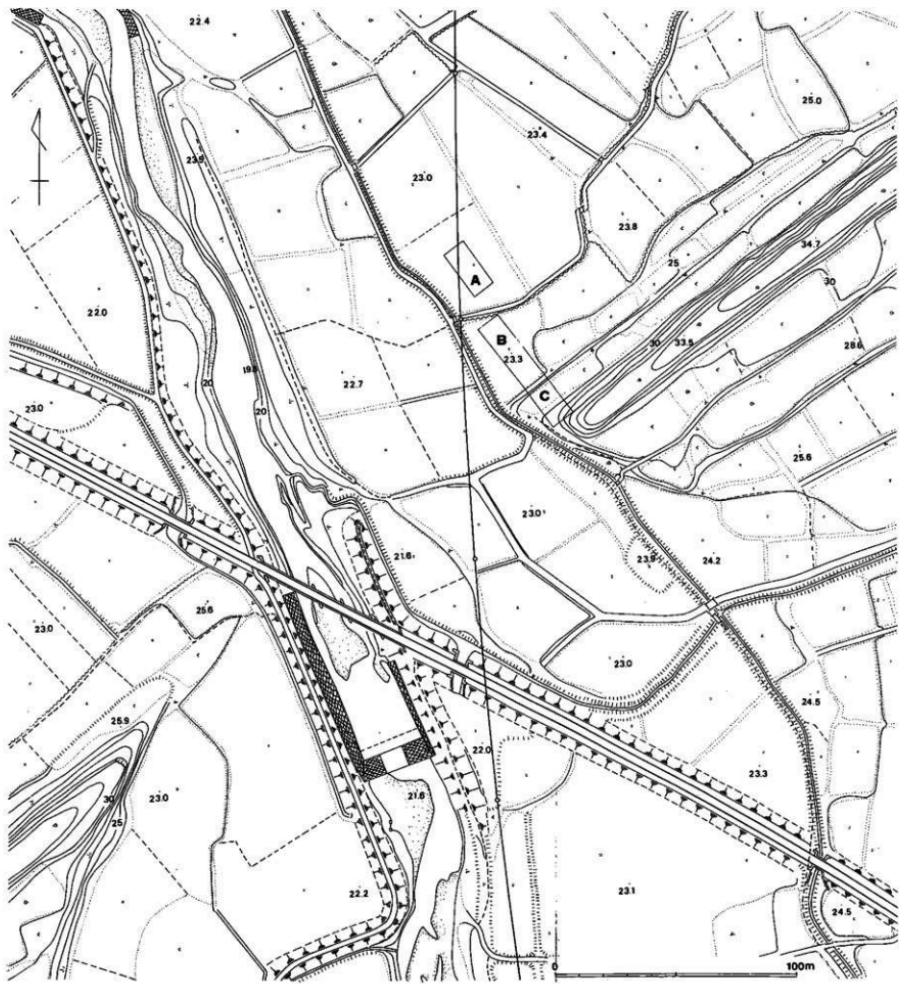


Fig. 1 水城中央部地形図

I 水城調査に至るまでの経過

九州に高速自動車道路を建設する基本計画が定まってからすでに10余年の歳月がたち、今日閑門架橋ができ、若宮—熊本、えびの—高原、加治木—鹿児島間が開通営業がなされている。昭和40年10月18日に福岡—熊本間102kmの基本計画が定まって以来、文化財保存と当該道路建設との協議交渉上、当県内において最も長期間にわたり、かつ重要な懸案とされたのは特別史跡水城に関する問題であった。昭和47年の発掘調査開始に至る6年間は古都大宰府をめぐる世論、それをもとにした保存のための法的根拠（「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定）が変化し、今日大宰府史跡整備事業と研究が大きく進展した。その胎動の時期であったと把握される。高速自動車道路建設と水城保存に関する種々の交渉や論議もこのような大宰府史跡全城をめぐる世論の高まりと切り離して考えることはできない。

結果としては路線は建設省・道路公団側の主張する当初案を受け入れ、工法上の配慮をするという結果に終ったが、この間の各方面での協議、論議には軒余曲折があり、その過程を今日判明する限りにおいてここに略記することは、それなりに歴史的記録であると思う。

昭和41年7月21日、日本道路公団福岡支社は県教育委員会の斡旋により福岡県史跡調査会に対し、建設予定路線内の分布調査を委託し、同年7月下旬より9月上旬にかけて調査が実施された。^(註1) その結果柏原郡より大牟田にかけて219個所の遺跡その他の文化財が確認された。この分布調査は路線決定のためとのことで、幅員750mの間で実施されたわけであるが、この調査期間中の7月25日には工事施行命令が出され、次いで8月6日には路線が発表されている。

水城保存に関する見解は県内の文化財関係者間においても不一致であった。すなわち水城堤そのものを損傷させるのではないので、現路線でもやむをえないという意見がある一方、優れた土木建設技術による近代的大構築物は水城そのもの隠れた施設を破壊するのみならず、水城の視覚的価値を損傷するとの意見が対立していた。後者の見解は路線変更を強く要望する意見であった。

後者の意見に基づき、11月1日福岡県教育長は九州地方建設局長及び日本道路公団福岡支社長にあて、路線の変更を要望した。すなわち、水城堤間隙部を高架あるいは盛土で通過することは本提に付随する諸遺構を破壊するのみならず、景観が著しく損なわれる所以、比較的文化財の少い西方に路線を変更するように配慮を要望したのである。12月12日にはさらに同様の件を要望したのであるが、福岡においては43年9月に至るまで公的には何ら交渉は行われていない。2ヶ年に近い空白期間がその後の水城保存に関する交渉過程に及ぼした影響は多大である。道路公団としてはこの間に既発表路線に則した上で景観保存のための技術的検討を行う

と同時に、水城周辺の用地買収工作を進めていたと考えられる。

一方、昭和43年1月11日、国道3号線のバイパス計画について建設省九州地方建設局よりの協議依頼がなされ、3月末に至るまで当教育委員会との間に頻繁な交渉がなされた。当初建設省側としては水城の大野城側付根部分を通過し、国分尼寺境内を切る案を最上のものとしていたが、協議を重ねる中で、水城の間隙部、すなわち高速自動車道路と合い接して通過する路線が建設省より提案された。この案に基づき当教育委員会は分布調査を実施し、7月に回答した。その中で水城通過に関しては地上通過であるので路線変更は要求せず、十分かつ徹底した発掘調査を要望した。

昭和43年の9月になってようやく当教育委員会と道路公団福岡支社との間の文化財関係打合せが行われた。11月1日の再度の打合せの際に公団側から路線変更をしない意志の固いこと、及び景観保存のための技術的配慮について伝えられた。しかし原案路線と迂回路線の直接及び間接的状況の比較や問題点についての具体的な反論はされなかった。一方文化財専門委員会側からは原案路線の是否よりも、古都保存上、水城堤周辺に建ちこめる宅地開発を規制する方が、焦眉の問題であるという意見が出された。この意見に基づき、翌年春に「路線変更が認められないならば、景観保存上、水城堤の周囲50mを公団が買い上げるよう」との要望が専門委員会より教育委員会になされた。その後の教育委員会から公団に対しての先の要望に対処した交渉は不明であるが、この時点で工法上の問題は残しながらも原案路線そのものは認めたことになり、後の昭和45年6月の県教育委員会より文化庁に対する意見書へと変節する。

文部省文化財保護委員会はこの間県教育委員会とは別個に建設省、道路公団と交渉を続けており、古都保存法に基づく大宰府の歴史的風土保存の一環として、水城を分断する路線の変更を強く求めていた。建設省、道路公団側として迂回案が不可能というのであれば地下工法（トンネル）によって水城の景観を保全するよう協議を重ねており、後の昭和45年8月10日の申し入れとなった。

◇

昭和44年4月、道路公団との調査受託契約が結ばれ、教育委員会内部に文化課が発足した。それに伴い縦貫道関係の発掘調査が開始された。調査を実施した遺跡は公団側と地元間で価格交渉の段階に入っていた鷹与町遺跡及び巾枕がすでに打ちれた久留米・広川町地区の5箇所であった。

昭和45年になると、路線内の用地買収も進み、立入り可能な地区における発掘調査は前年に比べて増加した。しかし筑紫野町から水城にかけては道路建設について地元協議さえ進展しない状況であった。筑紫野町内を通過する路線は杉塚・塔ノ原両廃寺・武藏寺という諸古寺境内に隣接し、その他の遺跡も密集する地域である。それにもまして、保養地である湯町に近接す

るため、騒音・排ガスによって町の機能が損われるとして、筑紫野町九州縦貫道路線変更期成会は結束して路線変更を求めていた。この動きは水城を含む史跡大宰府に近接した保養地の今後の成り立ち方及び景観を世に問うこともなった。

この年の9月7日、福岡ユネスコ協会は「文化財（史跡）および自然景観の保存と都市ならびに地域開発に関する提言および計画—古都大宰府史跡保存問題に関連して」と題する基本構想を提言した。その内容は大宰府史跡の保存と環境保全の地域指定が十分でないとして、1) 環境保全の地域指定を拡大する。2) 環境保全の地域指定地以外に、風致保全地区の指定をして自然環境をまもる。3) 歩行者を対象とした大宰府政府時の条坊の南北中心軸を復元する。4) 史跡とレクリエーションのネットワークを設定する。」との提言をおこない、第5番目に「水城堤防を通過する九州縦貫道はトンネルにし、水城から筑紫野町の条坊南北中心軸までは景観をそこなわないため開渠とする。」との基本構想を提言した。

一方この年の8月10日に、文化財保護委員会は日本道路公団に対して、1) 地下工法をもって水城を通過する案 2) 水城跡を迂回する案について協議の申し入れを行っていたが、翌46年3月になって、新発足の文化庁と公団の間で、この問題についての具体的な話し合いにはいったとの新聞報道がなされた。^{註(2)}つまり「高架方式が決まった41年当時はまだ文化庁が発足しておらず、文部省文化財保護委員会も一応了承したかたちだった。ところが文化庁長官に就任した今日出海氏が『高架方式では昔のおもかげを伝える水城跡の景観がぶちこわしになる』と反対。同長官の強い指示で、道路公団との直接交渉に乗り出した。」と報じ。今長官の談話と共に、道路公団側の意見も同時に併せ掲載した。「（文化庁の申し入れに）対し、道路公団側は、建設省の基本計画が決まり、施行命令が出た41年7月までにも関係者の意見を聞き、昨年6月には福岡県教育長が同県文化財専門委員の意見をもとに文化庁長官に提出した文書で『高架方式を景観を侵す点で好ましくないが、史跡をこわすのではないからやむをえない』としている点を指摘。『慎重すぎるほどの手続きを踏んだ』と文化庁の“待った”にとまどいの気味」と公団の主張を掲載した。つまり、文化庁が迂回あるいは地下工法案を主張していた間に、県教育委員会としては高架案に同意するむねの意見を文化庁に提出したのである。

昭和47年3月17日には先の申し入れに対する公団福岡支社からの回答がなされ、また、保存についての協議申し入れがなされた。その内容は次の通りである。

1 地下工法をもって水城跡を通過する案について

- (1) 急勾配に続くトンネル構造となり安全性の点で問題がある。
- (2) 現地盤より掘り下げる切土区間が1900mになり氾濫の多い御笠川の下を通過することになり交通管理上問題がある。
- (3) 当該地域の国鉄鹿兎島本線および西鉄線は過密ダイヤであり地下構造物の築造には非常な危険性が伴なう。

2 水城跡を迂回する案について

- (1) 現計画路線より道路延長が約1200m長くなるため工事費が増大することと走行便益及び時間便益という高速道路のもつ経済便益での損失が大きい。
- (2) 迂回により人家密集地域を通過することとなり用地及補償費の増大、及び騒音等の交通公害の問題があり、また、既に造成済の団地を分断することは開発政策上良策ではない。
- (3) 当該地域の用地は買収済であり、路線変更は、地元事情、工期及び予算の面からも困難である。

3 今回の協議案について

- (1) 国道3号バイパス、西鉄等の機能をそこなわない限度まで計画高を下げるよう検討し水城堤の天端より3.25m下げることとする。
 - (2) 高架構造物を水城堤前後の約400mの区間にについて長径間桁高の縮少等特に美観を考慮した構造とした。なお高架橋区間は水城堤前後約1140mとなる。
- という内容であり、原案と迂回案では建設費および維持費で170,100万円、便益費863,900万円の差益があるとされた。

以上の過程のもとに水城保存をめぐる交渉は終了し、高架案を受け入れたのである。

文部省文化財保護委員会から文化庁への機構改革、県においても社会教育課文化財係から文化課の独立、そして古都保存法に基づいた大宰府史跡及びそれを取りまく風致の保全へと、水城保存の問題をめぐる状況はこの間に大きく変化し、交渉過程は種々の立場による見解の相異から糾余曲折を経た。今日供用されている高速道路と水城堤の美観についてはさまざまな意見があろう。また水城指定地の買上げ、環境整備とそれに伴う発掘調査を重ねつつある今日、便益のみによっては割り切れない何かが人を育んでいることに想いを寄せている。

註1 「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書—I—」1970 この中に当時の状況が記されている。

2 西日本新聞 昭和46年3月15日記事

Ⅱ 水城東堤西端部の調査

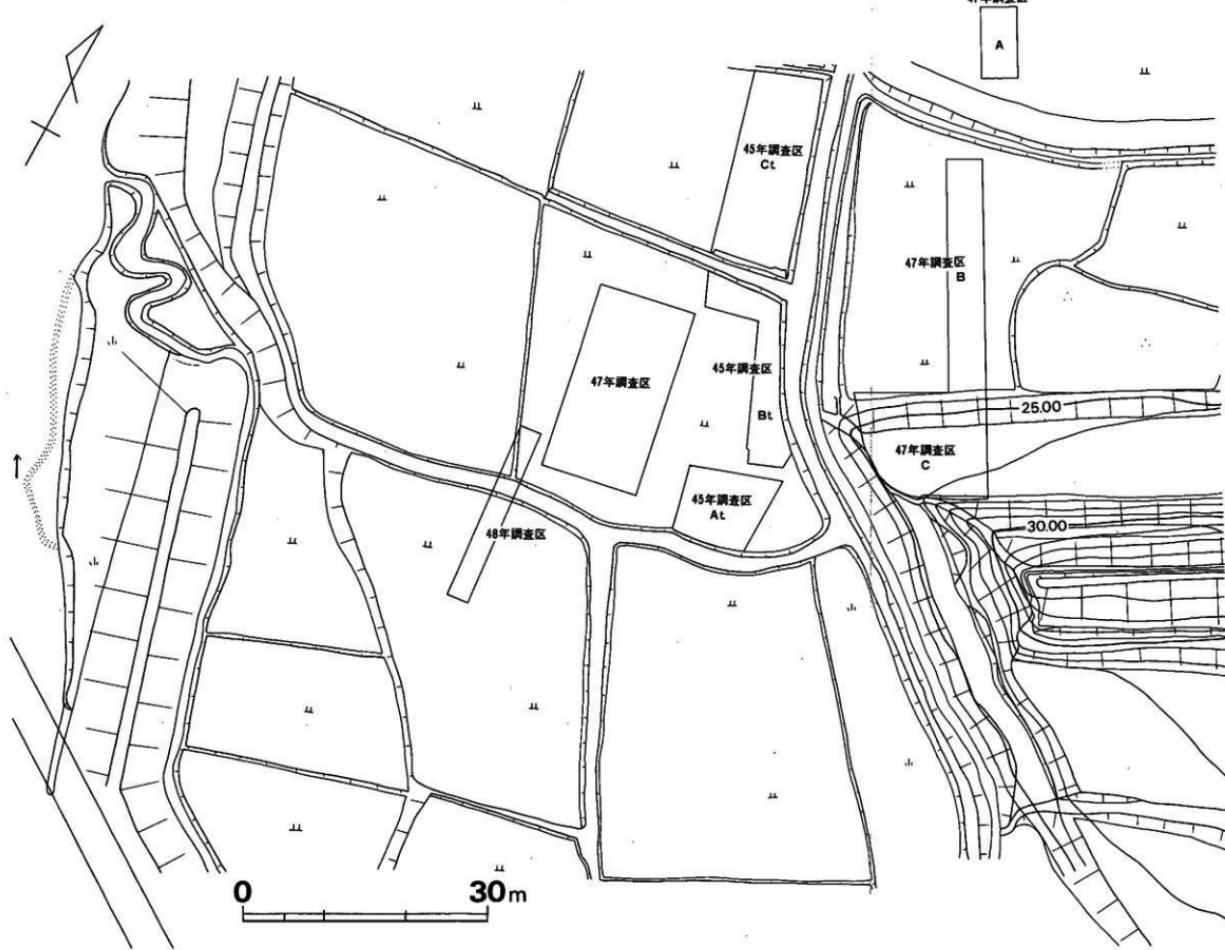


Fig. 2 水城東堤西端能免掘調查区

II 水城東堤西端部の調査

1 調査の経過

特別史跡・水城跡の九州縦貫自動車道の路線は、東堤と西堤の間の欠堤部分を高架で通過することになった。水城堤（土壘）の中軸線の方位は北から東へ約50度であり、路線はこの軸線に約70度の角度で斜交し、東堤の西北端をかすめて通過して御笠川を渡っていくのである。そこで路線内に含まれる東・西堤を延長した欠堤地区を、すなわち、御笠川右岸と、東堤の前面（博多側）が調査の対象となった。前者については、南バイパス路線予定と重複するため、すでに1970年以来2回の発掘調査が行われている。そこで後者の地域すなわち、東堤前面について行った。この部分は水城全体の理解のために欠くことのできないところで、書紀に記された「貯水」の場所が土壘の前面につくられた掘があるのではないかという説を検証するためである。

発掘調査は昭和47年6月末～9月初めまで約2ヶ月間にわたり行い、東堤の軸線に直交して長さ22m、幅10mのAトレンチ、農道をはさんでその南へ長さ45m、幅10mのBトレンチを設定した。Bトレンチについてはその南半分は借地して東堤の裾までトレンチを延長した。さらに調査の目的を達成するために、東堤の一部について発掘区（C）を設けて発掘調査を実施した。

2 検出遺構

(1) A・B地区の遺構

水城の前面（博多側）に堀に相当する遺構の有無を検出するために調査した。調査は堤（土壘）の積土の最下層を明らかにするため、平行して土壘下段にトレンチを設け、土層観察を行った。その所見では、発掘地の積土は、赤褐色あるいは褐色の砂層の上に積土がなされていることが判明した。そこで、この砂層を基準にして北のB・A地区に追跡した。その結果は、土壘の裾から約3.7mはこの砂層は土壘下層から水平に延びるが、この地点から北に1mの差をもって急に段落ちがみられ、ゆるやかに北に向って傾斜し、裾から約10mのところで再び深くなっている。本来この砂層も河川の堆積土であり、築堤後の氾濫によって再堆積した砂との判別がつき難いが、一応現地表面（標高約23m）から3mの深さに、土壘下層と連続する砂層を

検出した。これらのB地区から農道をはさんだ北に設定したA地区においてもこの砂層は連続し、現地表下3.2mの深さになっている。ところがこのB地区において、土壠裾から約60mの地点で、砂層が急に立ちあがりをみせ、またシガラミ状の遺構を検出した。この遺構は損壊してあきらかとはいえないが、木杭と横につけられた板状の木材とによってシガラミとみられ、またその周囲には粘土が堆積している。これらの所見から考えて、この砂層を底面とする外掘とすべき遺構と判断できる。しかし、遺構の残存度がわるく、後世の氾濫による破壊と堆積が多く、B地区的堀底についてはなお検証を必要とする。

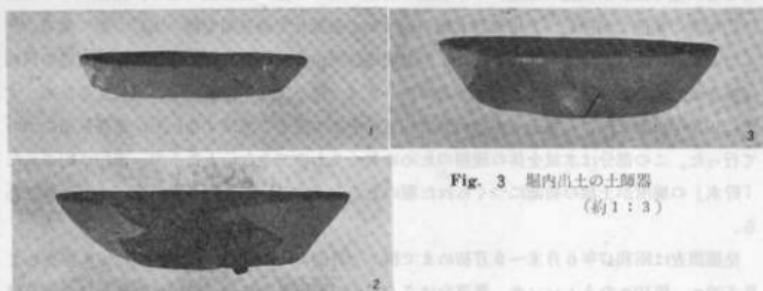


Fig. 3 堀内出土の土器
(約1:3)

(2) C地区の遺構

二段築成につくられた土壠のうち、下段の前面の平坦部について調査を行った。発掘前の所見では、この下段は上段土壠の裾からほぼ水平に幅9mの平坦をなしている。しかしこの面は後世の削平があるとみられ、現に畠地などに使用されている。そこで原形をさぐり、あわせてC地区が東堤西南端の位置からみて建物遺構の存否を確認しようとした。

まずこの下段の原形についてみると、上段の裾にそって幅40~60cmの浅い溝が検出されたが、埋土の状態からみて耕作のための排水溝であり、本来のものではない。おそらく上成土壠からの水を排除する目的で近年に掘られたものであろう。つぎにFig. 5にみるように上成土壠の裾から28mの幅でフラットな面があるが、これもまた耕作のため削平されたために生じたものであろう。これは後述する溝S D003の消滅の状態から伺われ、おそらく耕地を拡張するために上成土壠の裾を削りとったものであり、従って上成土壠の裾は現状よりも2m以上ひろがることも考えられるが、やはり下段の傾斜面を平坦にしたと考えておきたい。下段は、上段の裾から約5mの幅で25°位の傾斜面であり、現状でみられるような平坦面ではない。そして下段の北半部に幅4mの平坦面をつくっている。こうした下段の傾斜面および平坦面の関係が

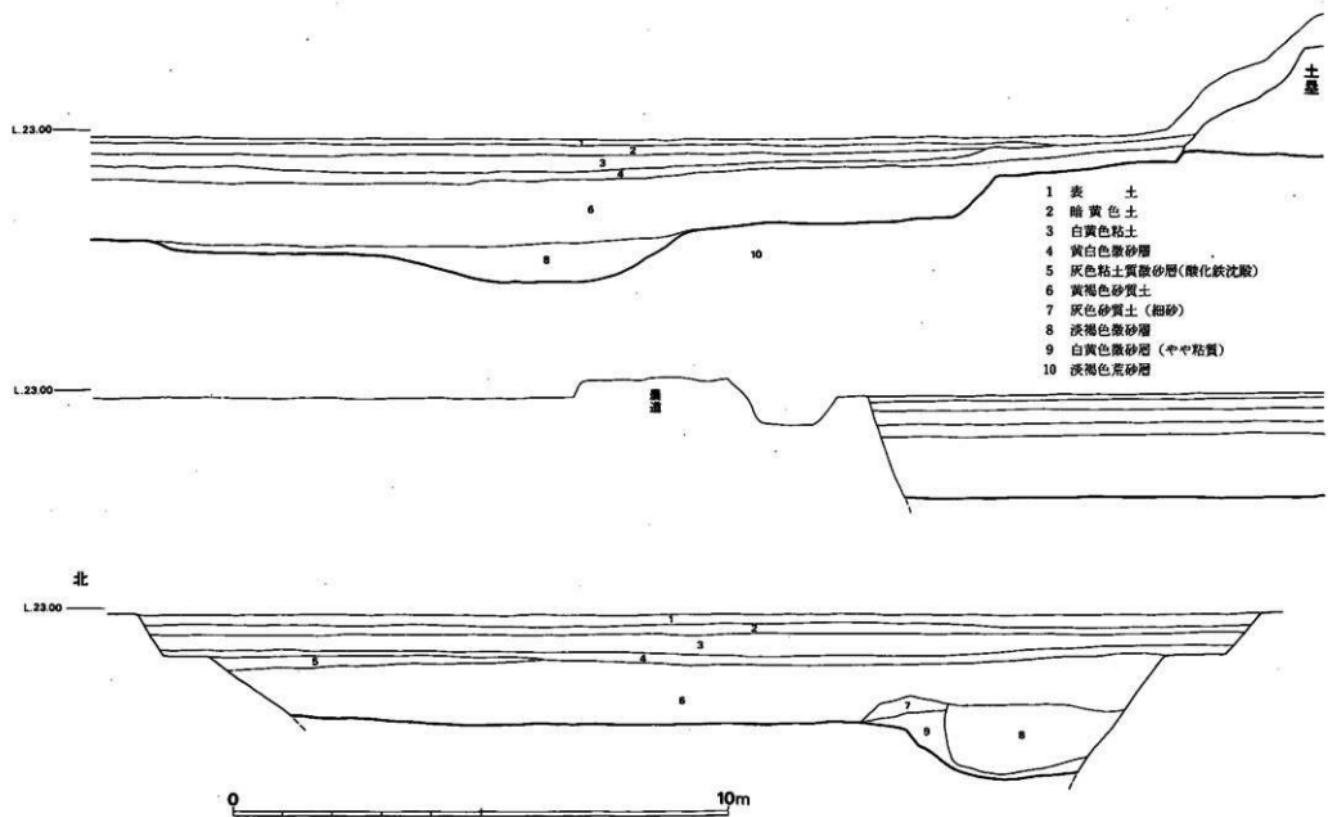


Fig. 4 A・B 地区トレンチ東壁土層図

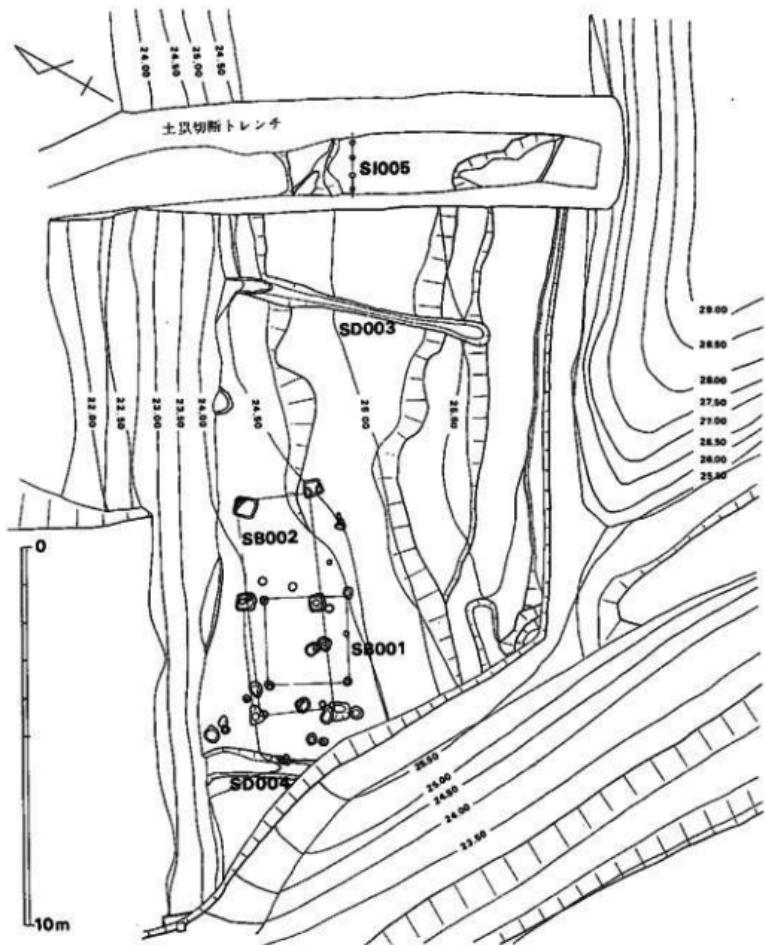


Fig. 5 水城C地区（土壌下段）の遺構

土壌全部の下段面に共通しているか否か一律に論じられないところがある。すなわちC区は東堤の突端部で次にのべるように建物がつくられたために平坦面をつくった可能性が考えられるのである。

下段の北西部につくられた建物は時期を異にする2棟の掘立柱建物である。小形のSB001は、4本柱の簡単な建物で、 $2.4 \times 2.1\text{m}$ の規模である。大形のSB002は長方形の建物であり梁行 2.1m 、桁行は2間で 3.0m の等間である。建物の方位は土壙の軸線に近いN $55^{\circ}30' E$ で方形の掘方をもつ建物である。この建物の西側に溝SD004と東側に003の2本が平行して上段掘からつづいている。いずれも建物と関連する排水溝と考えられ、とくにSD004の溝底からFig. 8の軒丸瓦を発見した。また2棟の建物周辺から土師器が出土しFig. 6にみると8世紀のものである。しかし瓦の出土は非常に少く、この建物は瓦葺ではない。従って東堤西北端という博多を望む好位置からみて、この場所に監視所的な建物が8世紀につくられていたといえる。



Fig. 6 SB001出土の土師器 (1:3)



Fig. 7 同左 写真



Fig. 8 SD004出土の軒丸瓦折影



Fig. 9 同左 写真

(3) 出墳前面下段の積土状態

C地区において、土壙下段の積土の状況を調査する目的で、幅 2m の切断トレンチを設定した。土壙積土について、かつて鹿児島本線の拡張工事のために西門付近の状態を観察した結果がある（付篇中山平次郎論文参照）。土壙は2段築成となっているが、今回はその下段のみについて行った。その結果は、Fig. 10に示すように、現状では平坦となっている下段の本来の形は、その北半で現地表下 1.4m に原形がある。すなわち現状よりも低い積土であり、基底面からの高さは 1.7m の積土である。南半はこれも平坦面のようにみえるが、本来は現状よりも高く積土がなされていたと考えられ、この部分を削平して北半へ土を移動し、全体として平坦

- ① 表土、茶色土（現在の耕作土）
 ② 黄褐色土（ブロッカ状に粘土を混入する、近世陶器含）
 ③ 白黄色粘土、ブロッカと考えられる、④の土層中に
 この種のものが混入している
 ④ 黄白色砂層
 ⑤ 黑色粘土質微砂層（酸化鉄沈殿）
 ⑥ 黄褐色砂質土（流土）
 ⑦ 灰色砂質土（細砂）
 ⑧ 淡褐色微砂層
 ⑨ 白黄色砂質層（やや粘性）
 ⑩ ⑪に類似するがやや白色氣味
 ⑫ 褐色細砂層（酸化鉄や赤鐵）
 ⑬ 黑白色細砂層
 ⑭ 黑茶色土（底土表土、⑪で上下端を切断されている）
 ⑮ 黄褐色土（やや砂を含む）
 ⑯ ⑯に類似するが、やや黄色氣味で粒子が荒い。
 ⑰ 淡灰色粘土（微砂を少し含む、酸化鉄少し）
 ⑱ 黄色土（混入物のはとんどない、単純層）
 ⑲ 淡黄色土（⑯と類似しているが花崗岩の粒子を含む）
 ⑳ 茶色土（⑪と同じように単純層）
 ㉑ 赤褐色土（酸化鉄を多量に含むが土質は⑯に類似）
 ㉒ 灰色砂質粘土
 ㉓ ㉔に類似するが粘質土を含む
 ㉕ 黑色砂質粘土（粒子の大きな砂粒を含む、やや紫色
 を帯びる）
 ㉖ 褐色砂質粘土（土質は㉔と同じ）
 ㉗ ㉔と同じであるがやや黒色を帯びる㉕と質的に同じ
 ㉘ 淡褐色砂質土（粒子やや荒い）
 ㉙ 淡赤褐色砂質土（粒子やや荒い）
 ㉚ 赤褐色砂質土（㉔と同質であるがやや赤味を帯びる）
 ㉛ ㉕とはとんど同質であるが、部分的に㉔を混入する
 ㉜ 黄赤褐色砂質土
 ㉝ 灰色砂質土（やや粒子の大なる砂を含む）
 ㉞ ㉟とはとんど同質であるが、やや黄白色を帯びる
 ㉟ ㉛に類似
 ㉟ 黄白色砂質土（粒子大）
- ㉟ 略灰茶色砂質土
 ㉟ 赤褐色砂質土（酸化鉄含有、黄色粘土ブロック混入）
 ㉟ ㉟に類似するが赤褐色を呈す（酸化鉄含有）
 ㉟ 白黄色砂質土（花崗岩バイラン土で酸化鉄を含む）
 ㉟ 灰色砂質土（酸化鉄を含み、部分的に赤褐色）
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ ㉟に類似するが、酸化鉄の含有量少い
 ㉟ ㉟と同質
 ㉟ ㉟と同質
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ より黑色粘土質土（㉟に比較して、やや砂粒を含む
 粒、小枝混入）気泡器片
 ㉟ より黑色粘土（粘土の単純層、粒、小枝を含む）
 ㉟ 淡褐色粘土（㉔と同質の粘土であるが、㉟の影響で
 鉄分をやや含み黒色でない）
 ㉟ 暗褐色粘土（単純層で、粒、小枝は含まない）
 ㉟ 赤褐色砂質土（㉔の表面で、酸化鉄が多量に沈着し、
 脱化し、固い）
 ㉟ 淡褐色砂層（酸化鉄斑点状にあり）
 ㉟ 淡褐色砂質土（単純層）
 ㉟ 赤褐色砂層（酸化鉄多量に沈殿する）
 ㉟ 淡褐色砂層（㉔と同質の砂層で、鉄分がない）
 ㉟ 黄褐色土（やや軟弱）
 ㉟ 淡黄色土（やや軟弱）
 ㉟ 淡褐色土（やや軟弱を受けているか？）
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ ㉟と同じ、暗褐色砂層（㉔と同質でやや汚れた感じ）
- ㉟ 暗褐色粘土（斑状あり）
 ㉟ ㉟と同じ
 ㉟ ㉟の色調は異なるが、木材圧痕状態から
 ㉟ 暗褐色灰砂層（みて同質）
 ㉟ 黑褐色粘土（青灰粘土と黒色粘土が混入、やや砂
 粒）㉟と㉟の中間の感じ
 ㉟ ㉟と同質であるが、酸化鉄を多量に含有し、赤褐色
 を呈す
 ㉟ 暗褐色灰砂層（混入物全くなし）
 ㉟ ㉟に類似しているが、灰黃色粘土ブロック混入
 ㉟ 灰黃色粘土（ブロック？）
 ㉟ 淡褐色粘土（㉔と色を同じであるが、純粋の粘土質）
 ㉟ 灰色砂層
 ㉟ 黑褐色粘土（しがらみ材を含む）
 ㉟ 灰褐色砂
 ㉟ 灰褐色細砂
 ㉟ 赤褐色微砂層（㉔の表面で、鉄分が非常に多く沈殿し、
 膨張して固い）㉟と同じ
 ㉟ 褐色砂層 ㉟と同じ
 ㉟ ㉟と同質であるが、炭化物を含む
 ㉟ 褐色砂質土、㉟と同質であるが、やや灰色氣味

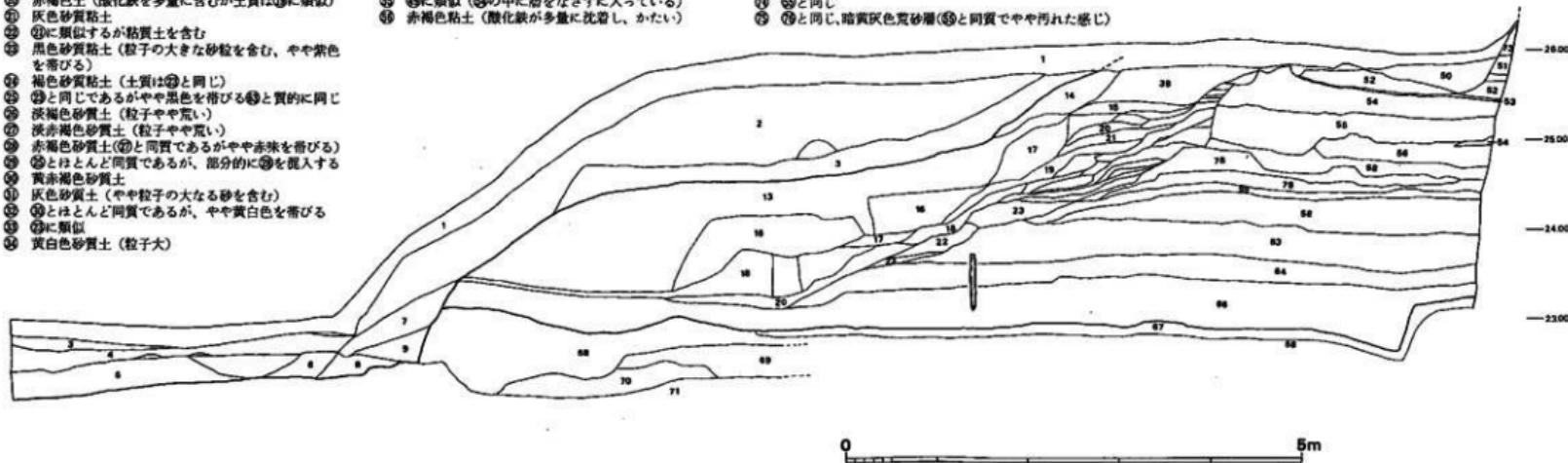


Fig. 10 土壌前面下段トレンチ東壁土層図

面にした後世の仕事がよみとれる。

積土の土層では、全体として粘質土と花崗岩バイラン土で互層とする版築がなされている。とくに Fig. 10 の東壁土層図で示すように、下段の肩部分は積土最上面から1.4mの間に粘土と砂質土をこまかく積んでいる。下段の中心部においてもこうした互層はみられるが一層の厚みがあり、肩部はどこまかくない。しかし Fig. 11 の南壁土層図にみると、積土上面から1.4m以下は黒ないし青色粘土と青色の荒砂を用い、上層の積土と対称的である。土層図の淡青色荒砂層中には、葉や小枝が水平の状態で混入しており、かつて観察されていた事実がこの場所でも認められた。この木葉層よりも下はさらに黒色の粘土が厚く積みあげられ、最下層は赤褐色ないし褐色の砂層である。すなわちこの土墨の積土は砂層の上になされている。下段積土のはば中央に木杭とシガラミを検出した。シガラミの方向は土墨の長軸線と平行で、Fig. 12 に示すように30cmの間隔で木杭が打たれている。この杭の上下層はしまった黒色粘土を主としているので、積土工事の際に、シガラミを作つて歓らかな粘土の流出を防ぐ目的と考えられよう。現在は土圧で粘土はしまった状態であるが、本来は軟質のものであろう。

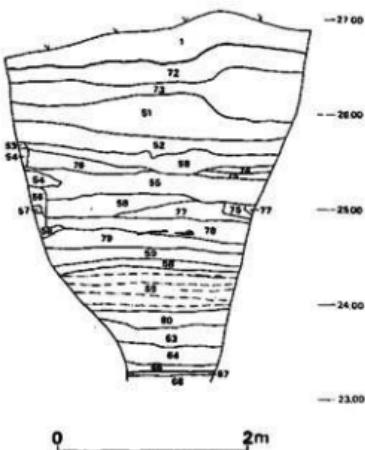


Fig. 11 土墨前面下段トレンチ南壁土層図

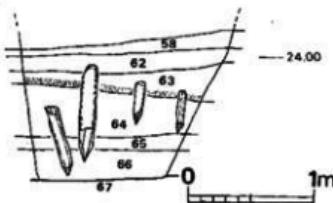


Fig. 12 土墨内杭・シガラミ立面図

III 水城欠堤部—石敷遺構の調査

III 水城欠堤部—石敷遺構の調査

1 調査の経過

73年6月、すでに工事は水城橋脚設置のため東西土堤を結ぶ地域に達していた。6月14日、道路公団から橋脚掘方内から大量の石が発見されたという通報を受けて視察したところ、橋脚（ピター）P36-2に石敷状の遺構があることが確実となった。そこで工事を一時中断していただきP36-2とその北のP35-2の間にトレンチを設け緊急調査を行った。この地域は、1970年以来の発掘調査では御笠川に接近しているため遺構は存在したとしても破壊されていると判断して調査をしていなかった。しかし地元の古老からの聞き取りによれば、明治年間の御笠川の河川改修の際に東堤と石堤とを結ぶ線に“埠が敷き並べられていた”という言もあった。

調査は、P36-2（この点は水城東堤の中軸線の延長に当る）から北へ石敷遺構が検出され、また周囲の橋脚掘方の観察をあわせると、これは旧御笠川の河床に設けられた遺構であり、洗堰としての機能を果したと考えるに至った。石敷内の遺物は奈良期の土器類を中心として、それ以降の新しいものを含んでいないので、水城築堤と同時期の関連遺構と考えられる。

2 検出遺構

すでに橋脚の建設が行われていたために、調査範囲は橋脚掘方の間の小範囲に限定された。トレンチの設定は、橋脚ピュアNo. P36-2の西北隅から西へ4mを基準点とし、北へ23m、



Fig. 13 発掘調査の状況

幅3mで行った。このトレンチの位置は、想定される水城東堤軸線上に南端をもち、東端の西端からの直線距離は約56mをはかり、トレンチ軸線は磁北から西へ $5^{\circ}50'$ である。

石敷の範囲 人頭大あるいはそれ以上の大きさの石を乱雑に積んだ石敷は、設定したトレンチの全域に広がっているが、北に行くに従い漸次まばらになる。反対に南半の石は大形でかつ密に積まれ、トレンチより南へさらに延びるとみられるが、その部分はすでに工事に入り発掘は不可能であった。これを水城堤との位置関係でみると、堤の軸線を中心として南北に石敷はひろがり、北端は軸線から16mまでは密に、そこから北は石敷のない部分が多くなる。この位置は東堤の二段築成の高位段を延長した線から北へ5m程のところに相当する。南端については前述のような事情で確認できないが、中軸線より南へひろがりをみせることは確実である。

つぎに、東西の石敷のひろがりについてみると、1972年の南バイパスの埋文調査で、今回のトレンチの東に隣接する田に15m×25mの範囲で行っている。この発掘区の西壁の南の隅と、南壁に同様の石敷と考えられる遺構がみられる。西壁については、北半は砂の堆積のみで石はみられないで、前述の石敷の北端が堤の軸線より北へ16m前後でおわっていることを裏付けている。発掘区南壁については、西半部には石敷の痕跡をみとめるが、東半部すなわち堤に近づいたところでは明からでない。この点について、1971年の南バイパス埋文調査の発掘区は72年のさらに東に隣する範囲で行われ、I区Bトレンチにおいて砂の堆積のみであり、石は認められない。従ってこの石敷は東堤には連続していないことは確実である。71、72年の調査結果からみて、石敷はおそらく東堤の端より西へ約40m付近に東端をもち、西へひろがっているとみられる。その西界についてはわからない。

石敷の構造 石敷に使用された石はすべて花崗岩の自然石で加工痕はみとめられない。大きいもので一辻 110×60 cmをはかり、多くの石は 50×50 cm程度である。これらは灰色の砂の堆積の上に乱雑に投げこまれたかのように積まれておらず、敷き並べた状態ではない。また一部を除いて一段あるいは二段に積みあげてある。石敷の間に木杭が乱雑に打ちこまれ、とくにトレンチ南端部と後述する高まり付近に集中し、40~50cm間隔である。先端を尖らした杭は、砂層の下の厚い粘土層まで達し角杭と丸杭の2種類がみられるが、杭を結ぶ“しがらみ”様のものは確認できなかった。これら石敷の傾斜は、トレンチ南端の基準点から北へ12mまでは漸次ゆるやかに下っているが、13mのところで幅2mで80cm程の高まりの石積みがみられる。この高まりは堤の軸線と平行する帯状をなし、やや大形の石が積み上げられている。ここより北は石がまばらになり、石敷の北端はほぼこの高まりにあることを示している。基準点付近の石面の標高は20.60m、高まり部分は21.20mをはかる。これら石敷は第6層の灰色砂層中にあり、これをおおう第5層および第4層の砂層は、石敷部分でもりあがりをみせている。

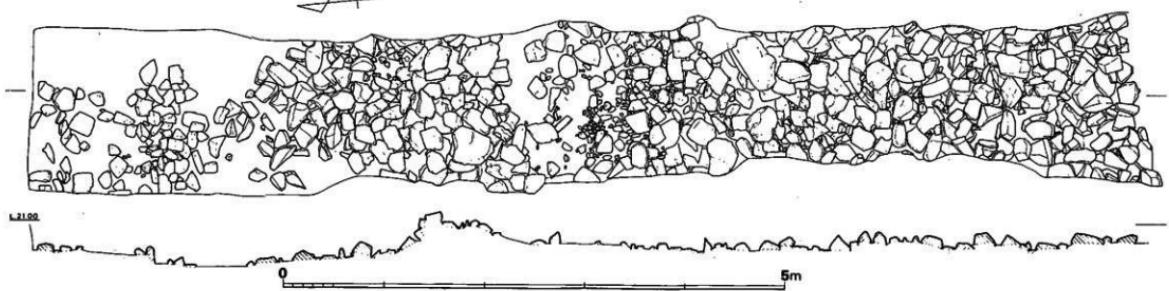


Fig. 14 石敷遺構実測図(縮尺1/40)

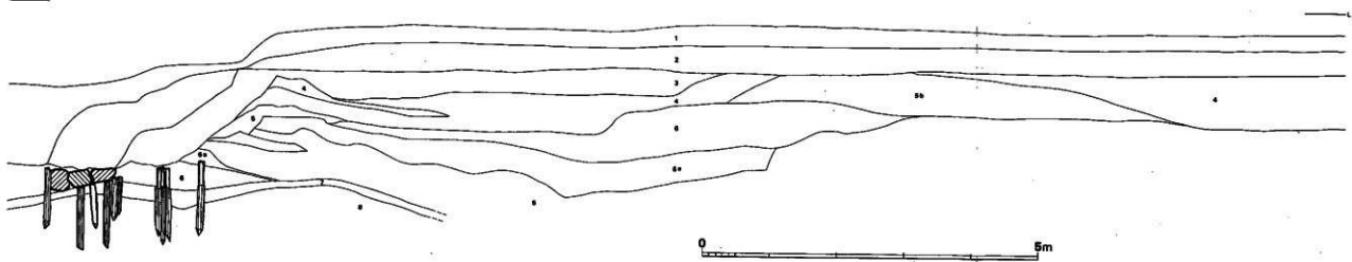


Fig. 15 石敷遺構東壁土層図(縮尺1/40)

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 表 土 |
| 2 | 黄褐色砂質土 |
| 3 | 茶褐色砂質土 |
| 4 | 灰白色雑砂土 |
| 4a | 海灰岩質砂土 |
| 5 | 白灰色雑砂層(酸化鉄含) |
| 6 | 白灰色雑砂層 |
| 6a | 白灰色細砂層 |
| 7 | 第6層と同じく白灰色砂であるが粒子が細かい、暗青灰色粘土、一部砂含 |
| 8 | 茶褐色雑砂、部分的に酸化し、赤褐色を呈す |

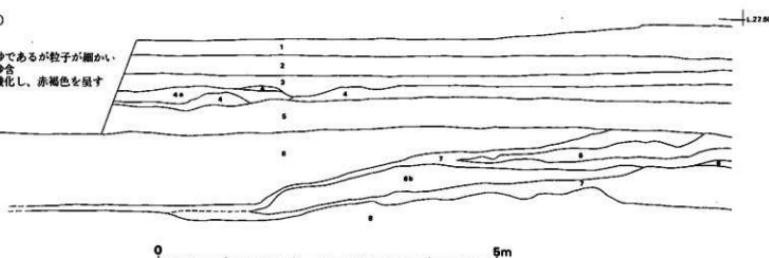


Fig. 16 石敷遺構北壁土層図(縮尺1/60)

3 出土遺物

遺物の出土状態は石と石との間にはさまって出土するもの、石の下になかば入り込んでいるもの、および石敷の上層の埋砂中のものに分けられる。埋砂の第4層および第5層からは、須恵器・土師器・内黒土師器・白磁・瓦を発見し、石敷に密着して発見される第6層出土品では瓦が多く、須恵器がこれについている。須恵器については第4・5層と第6層とで顕著な器形の変化は認められない。Fig. 1は須恵器杯蓋、2は土師器杯身でいずれも第6層の出土品であり、蓋の口縁端部は口ばし状の形態を示し、復元口径16.1cmである。土師器杯身の破片は高台が体部より内側につき短くしっかりとしている。いずれも8世紀代とみられる。第6層から出土する瓦には、軒瓦ではなく平瓦が多いが、その多くは繩目叩打文であり、それをすり消した丸瓦が少數みられる。いずれも厚手である。こうした瓦の特徴は、8世紀あるいはそれを遡る時期に位置づけられる。

つぎに石敷遺構をおおう第5層および第4層出土品についてみると、須恵器では杯蓋・身と蓋の口縁部の破片がある。杯蓋は復元口径17cm前後のものと、20cmのやや大形品とに分けられ、器高はいずれにおいても低い、平たい蓋である。器形の特徴は、口縁部を口ばし状にするタイプ、あるいはそれをさらに簡略化して口縁内面に一条の沈線をめぐらすタイプである。また12などのように口縁を折りまげたタイプもあり、口径20cmに復元される大形の蓋は口縁を折りまげた低い器形である。杯身は口径15cm前後が多く、底部と体部の境は丸味をもち、短い高台を体部よりやや内側につけている。土師器のうち内黒のものが1片発見されている。白磁はやや小形の玉縁状口縁をもつタイプである。これらの遺物は、第6層のものと共通するものを含み、平安後半期まで及んでいるが、その多くは8世紀代と考えられる。したがってこの石敷遺構は構築から比較的早い時間に埋没したと推定される。

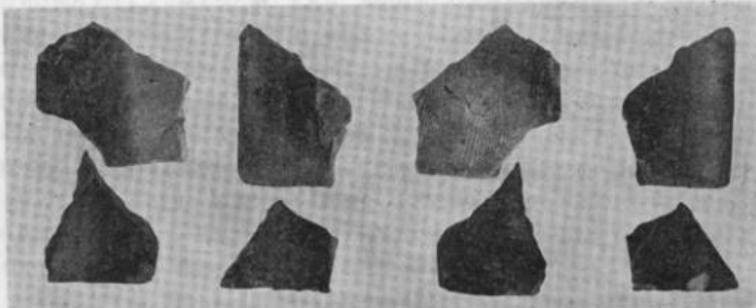


Fig. 17 石敷遺構出土の平瓦

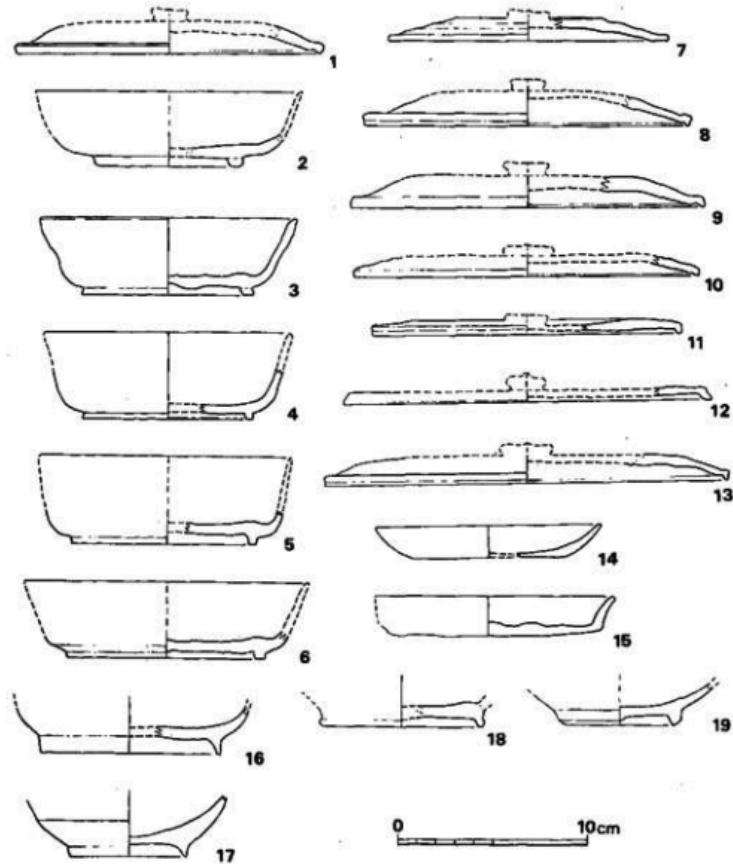


Fig. 18 石敷造橋出土の土器 (1 : 3)

1, 3~13須志器, 2, 14~18土師器, 19白磁

4 遺構の性格

水域の東、西堤の間を流れる御笠川の両岸部については、かってこの部分にも土壘が存在し川の氾濫等により破壊されて欠堤の現況になったのではないかという意見があった。しかし1970年以来のこの地区的調査により、それは否定され、本来両堤の間に欠堤部があることが判明し、現状の土壘は原形に近いものであることが明らかとなった。そして今回の調査によりこの欠堤部に石敷遺構があることがわかったが、それはすでに述べたように両堤に連続するものではなく、御笠川の制御のために構築されたものである。現在の御笠川は東・西堤のほぼ中央を流れているが、これは明治以降の河川改修による流路であり、旧流路は、今回検出した石敷遺構の部分、すなわち現流路の東側を流れていたとみられる。しかし単純に東から西へ流路が変わったのではなく、70年以来の調査結果をみると、石敷遺構のある旧流路から一度東側へ流路を移し、再び西へ移動したと推定される。

石敷遺構がこうした旧御笠川の河床につくられた構築物とみられ、出土遺物からみて、水城築堤とはほぼ同一時期と考えられる。この点は石敷のレベルがIで調査した堤の基底部のレベルとほぼ一致することが注意され、両者の構築時期に相互関係があることが認められよう。

さて、この石敷遺構はどのような目的でつくられたのか、その機能について考えてみたい。結論から述べると、これは今日でも河川につくられる洗堰（あらいぜき）ではなかろうか。洗堰は水流を横切って、川幅いっぱいに石をつめてつくる堰のことと、一般的に次の2つの目的がある。

- ① 川の流れを変え、または水位や水量を調整する目的。
- ② 淹潤給水の取入口に構築するため。

「県令須知三」には「石川の洗堰に六七尺の杭木を一尺間隔宛乱に打、石を詰めて洗堰したるは何れよりもよく保もつなり」とあり、今回検出した木杭や石敷の状態とよく似ている。水城洗堰の機能として考えられるのは、御笠川をせきとめ堤の内側の施設に水を引き入れる目的が考えられ、検出遺構のところで述べたように流路に直交して一段と高い石積みはそれを裏付ける。ここで想起されるのは、1976年に九州歴史資料館が東堤西端に近い内側（太宰府側）について調査した際、堤に平行して水路を検出している。この水路はおそらく東門の木橋から西へ延長されたものとみられるが、この水路に逆方向の御笠川から水を東へ引いた可能性も考えられる。あるいは、従来からある内側「貯水」説に結びつける考え方もあるが、検出した洗堰の規模からみて、それがたとえ原形を保っているとはいえないとしても、小規模にすぎないであろう。せいぜい内側の水路に引水する程度の規模である。

いずれにしても、検出した水城洗堰は水城の全構造物のなかでの一機能を果たしていたことはまちがいない。

IV 水城東門跡礎石と昭和43年度
福岡市水道工事の立会調査

IV 水城東門跡礎石と昭和43年度 福岡市水道工事の立会調査

1 調査の経過

昭和43年度の福岡市水道工事は、所謂水城東門跡礎石の在るすぐ脇の、旧道上を深くえぐって鉄管を埋めるもので、その工事時期は大宰府史跡の本格的発掘調査をこれから始めようとする時期と一致していた。前年度の工事はすでに完了しており、礎石脇を掘削してしまっていたが、今回の工事にあたっては、折尾学氏（福岡市教育委員会）、石丸洋（現在九州歴史資料館）と当時九州大学の大学院生であった私とが、その工事に立会った。そして管埋設のための溝を掘削中のパワーシャベルが引っかけた円座のある礎石が出現したので、昭和43年11月27・28の両日直ちに調査を行なった。

以下は、その時の調査資料の報告であるが、併せて「東門跡礎石」といわれているものについても、考えてきたことを公表して、御教示を得たい。

2 立会調査の所見

昭和43年度の福岡市水道工事の管埋設のための溝は、前年度に引き継いで、「水城東門跡礎石」位置より南東へ約11mの所よりはじまって、旧道に沿って約23mの区間行なわれた。深さ約3m、幅約2.4mの溝は、道路の北東寄りの位置で掘り進められた。（Fig. 19）

礎石の出土はこの溝の南西壁の位置であり、水城東門跡礎石の基準線（後述するように、当礎石の不動については疑わしいが、現位置で礎石に穿たれた柱中心の太柄穴と方立の長方形穴とを結んだ線を、今回は調査の基準線とした。）より東南へ22.87mも離れている。

溝の南西面の土層図（Fig. 21）を見ると、南東側はかなり搅乱されているが、東門跡礎石に近い側の層序はかなりきちんとしている。しかし土層で見る限り、建物の遺跡が残存しているようには思われない。

円座のある礎石もほぼ水平な状態であったが、地面を掘り凹めてそこに落し込んだ状況ではないかと思われる。当礎石の上面は、東門跡礎石上面と比べて、約50cmレベルが低かった。

瓦の出土も少量であり、出土礎石の下から「大國」銘の文字瓦片（『大宰府史跡昭和48年度発掘調査概報』の20P第15図の5と同類）が検出された。

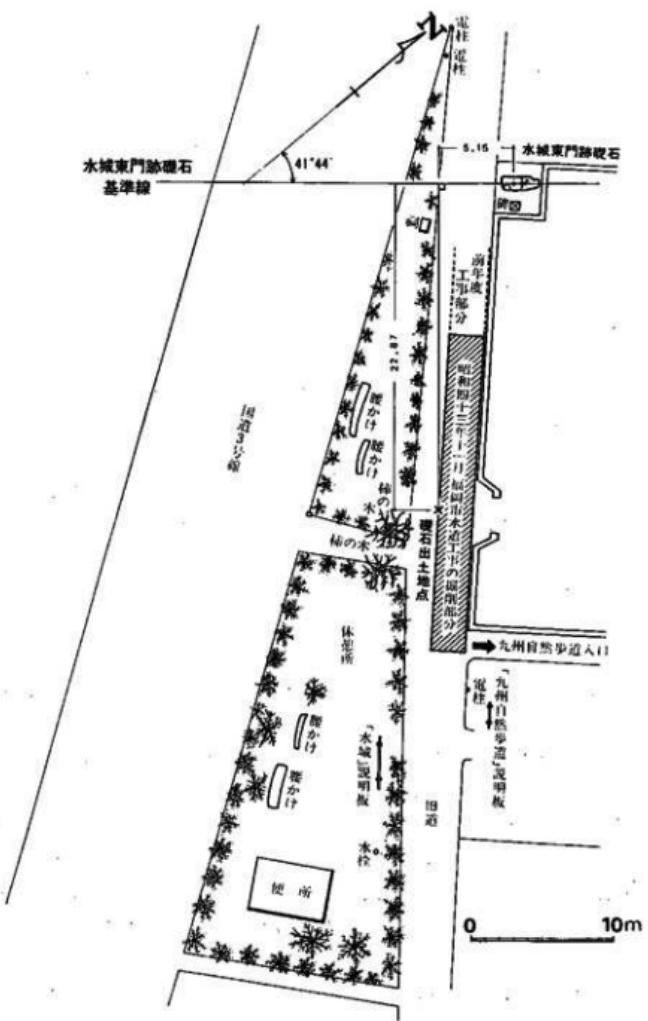


Fig. 19 水城東門跡周辺図

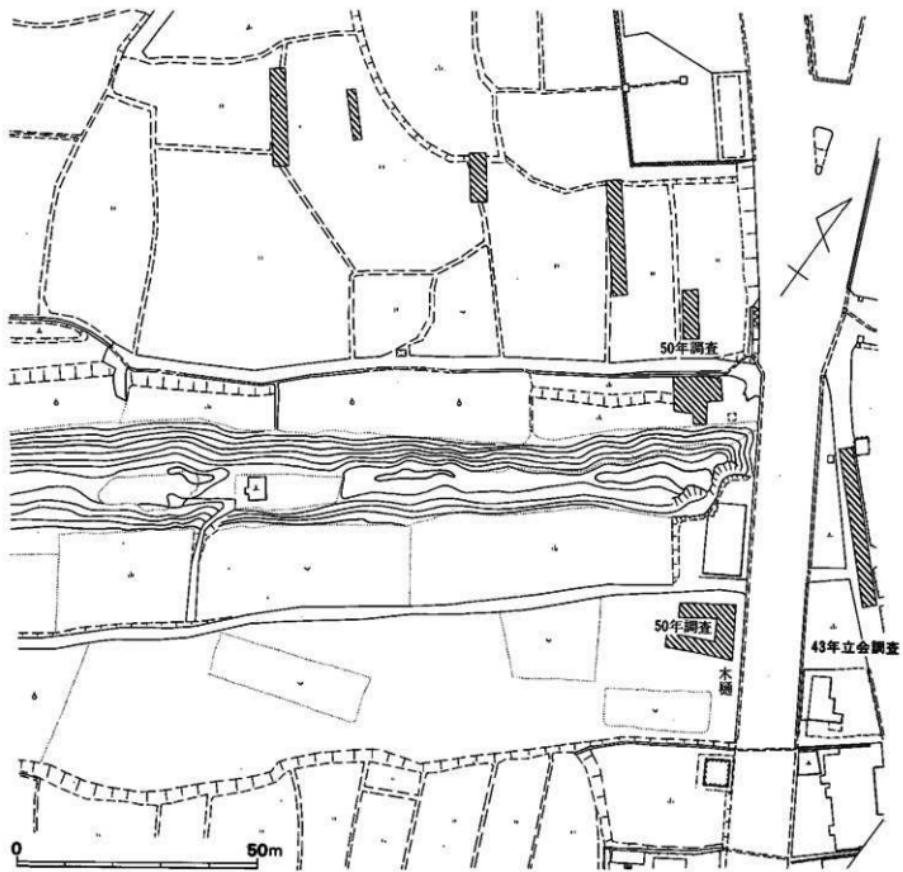


Fig. 20 水城東堤調査位置図

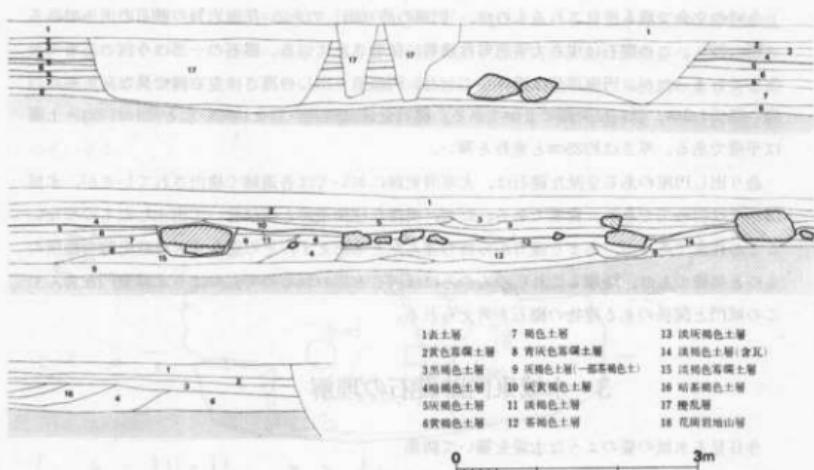


Fig. 21 水城東門跡土層図

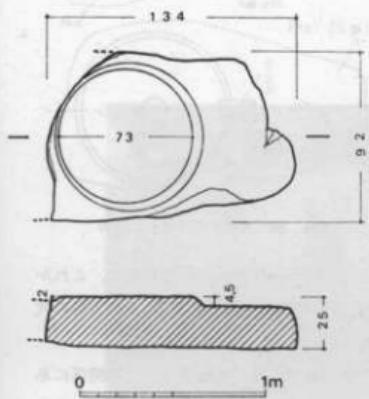


Fig. 22 水城東門跡出土の礎石

(現太宰町役場保管)



Fig. 23 同左写真

今回の立会で最も注目されるものは、円座の造り出しのある花崗岩製の礎石の出土である(Fig. 22)。この礎石は現在太宰府町役場前に保管されている。礎石の一部は今回の工事で欠失してしまったが、円座部分は残存しており、円座造り出しの高さは左右側で異なっており、高い側で4.5cm、低い反対側で2cmである。礎石全体は細長い形をしていたと思われる。上面は平滑である。厚さは約25cmと意外と薄い。

造り出し円座のある立派な礎石は、大宰府史跡においては各遺跡で検出されているが、水城関係では初めてであり、貴重である。ただ、明確な建築遺跡と結び付いて出土したものではないことが残念であるが、あまり遠方から持ち運んだとも思えず、その造りも大宰府史跡の他所のものと同様であり、時期もこれらのものとはほぼ同じと思われる所以、やはり水城東門を含んでこの城門と関係のある建物の礎石と考えられる。

3 水城東門跡礎石の理解

今日見る水城の姿のような大堤を築いて防衛上の施設をつくる場合にも、中国における「万里の長城」に見ると同様に、その數箇所を開いて内外を結ぶ「城門」を設けるのが普通である。現在この大堤は、中央付近を御笠川によって、さらに国道3号線と国鉄線と宇吉松の道路とによって4箇所切断されており、その両端2箇所の部分には城門があったと考へられており、国道3号線の部分を「東門跡」と呼んでいる。現に、この東門跡には、旧道脇に「水城東門跡礎石」として、大きな石がほぼ水平に横たわり保存されている(Fig. 26)。

この礎石上面は、南北側半分が一段高く段差があるが、いずれもほぼ平坦である。ほど長軸線上に、径165mm深90mmの円形の穴と、これから心々間580mm離れて大きさ260×100mm深50~80mmの長方形の穴が穿たれている。長方形の穴には、150mm離れて径145mm深75mmの正円の穴がある。

この長方形の穴と筋にある正円の穴とは、屏風装置の際の方立と扉回転軸受との位置関係にある。そのように考えると、もう一つの円穴は、円柱の中心位置にある太柄を受ける穴ということになり、この太柄穴を中心として底面半径約46cm(直径92cm)の大きな円柱が立つことになる。円柱が乗る面が円形状に段差をもつて高いということも、前記出土礎石の円座造り出し

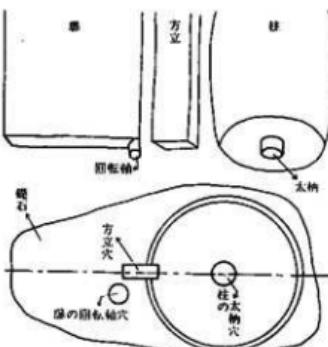


Fig. 24 水城東門跡礎石の理解

と同様の工作となって、上記のように当礎石を扉位置の礎石であろうとする考えには都合が良い。しかし、このように礎石に直接方立や扉の回転軸が嵌るという工法は、現存の古い日本寺院建築遺構にも類例を見出しがたいが、同様の構成は、一般に見られる扉装置のあり方である。当礎石の工法は、現存の古い建築遺構に見られないだけに、建築史資料としては貴重なものといえる。

（参考）水門跡の礎石の寸法と構造

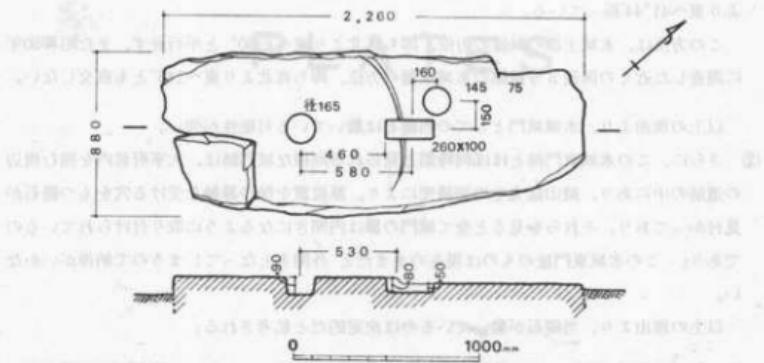


Fig. 25 水門東門跡の礎石

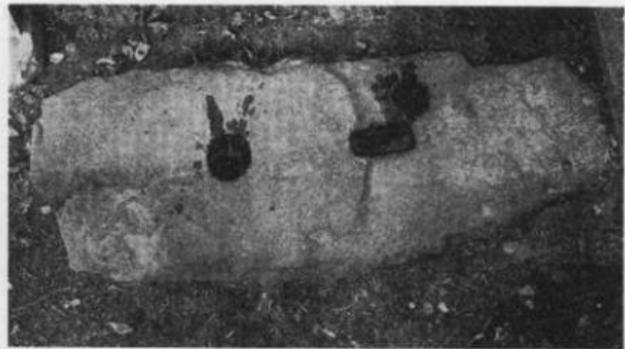


Fig. 26 同上写真

4 水城東門跡礎石の動不動について

この礎石が原位置を保っているかどうかは、発掘して検討をせねばならないが、実測して得た見解を示しておきたい。

- ① 前記のように扉位置の礎石と考えると、この礎石についての建物の基準線は、柱心にある円形穴と方立の立つ長方形穴との中心点を結んだ線となる。この礎石基準線の方位は、真北より東へ $41^{\circ}44'$ 振っている。

この方位は、水城土壁の軸線の方位、即ち真北より東へ約 50° と平行せず、また昭和50年に調査した近くの国道3号線脇の水城木通の方位、即ち真北より東へ 145° とも直交しない。

以上の理由より、水城城門としての当礎石は動いている可能性が強い。

- ② さらに、この水城東門跡とほぼ同時期と見られる同様な城門跡は、大宰府郭内を囲む周辺の遺跡の中にあり、鏡山猛先生の御研究により、原位置を保つ扉軸を受ける穴をもつ礎石が見付かっており、それらを見ると全て城門の扉は内開きになるように取り付けられているのであり、この水城東門址のものは現在のままだと外開きとなってしまうので納得がいかない。

以上の理由より、当礎石が動いているのは決定的だと私考される。

註 『大宰府城の研究』（鏡山猛著 昭和43年6月、風間書房発行）中の「大野城宰府口城門（139～141P）」。大野城水城口城門（141～143P）。基跡城東北門（160～161P）。

お詫び

未刊資料の公表は迅速になされねばならないが、今回の報告が既に十年近くも経過してしまい、研究者に御迷惑をおかけしたことを深くお詫びします。

PLATES



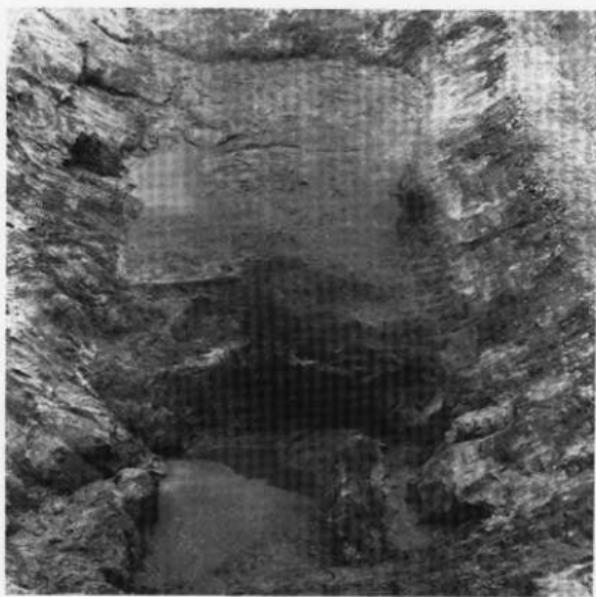
(1) 水城大堤全景（昭和48年自動車道建設前）



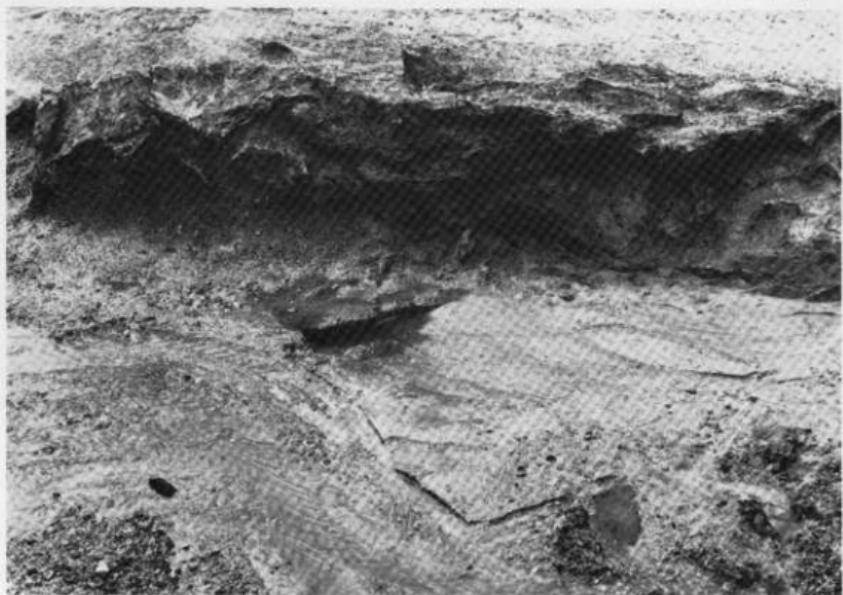
(2) 水城大堤全景（昭和52年自動車道完成後）



(1) 東堤西端部B、C地区（北から）



(2) A地区全景とシガラミ遺構（南から）



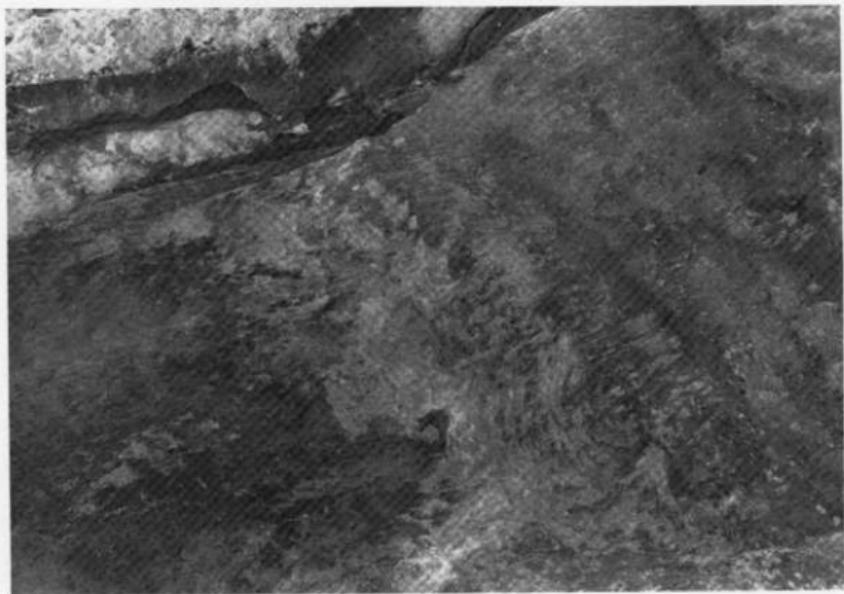
(1) A地区シガラミ遺構（南から）



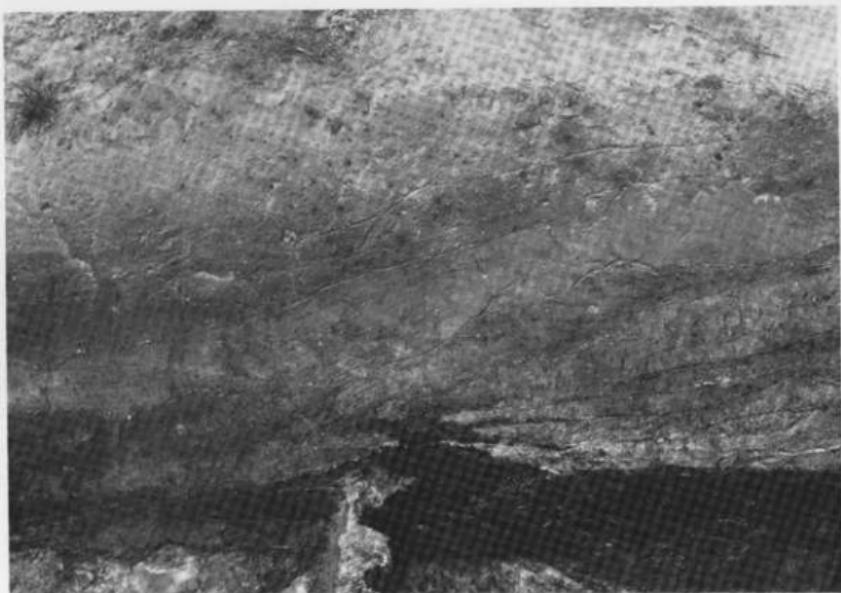
(2) A地区シガラミ遺構（西から）



(1) B 地区土塁端部と堀 (東から)



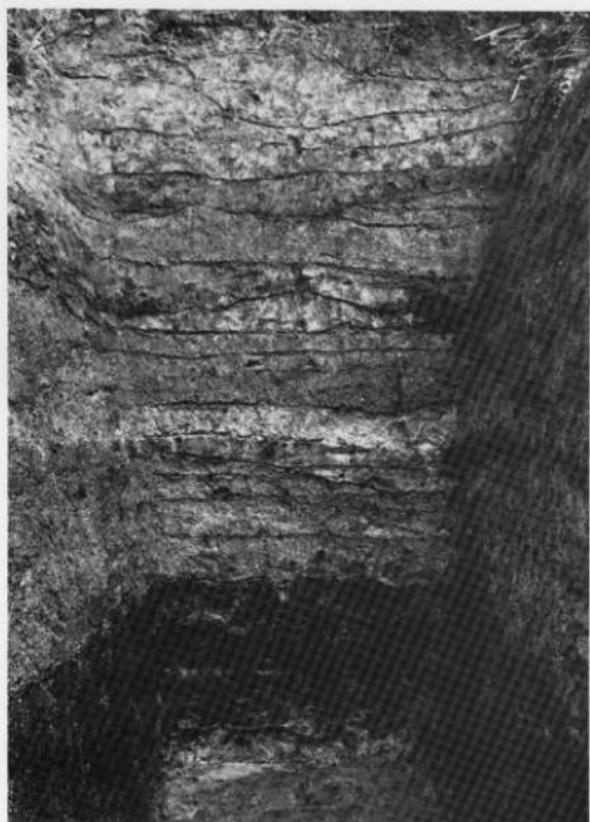
(2) B 地区土塁端部の状態 (西から)



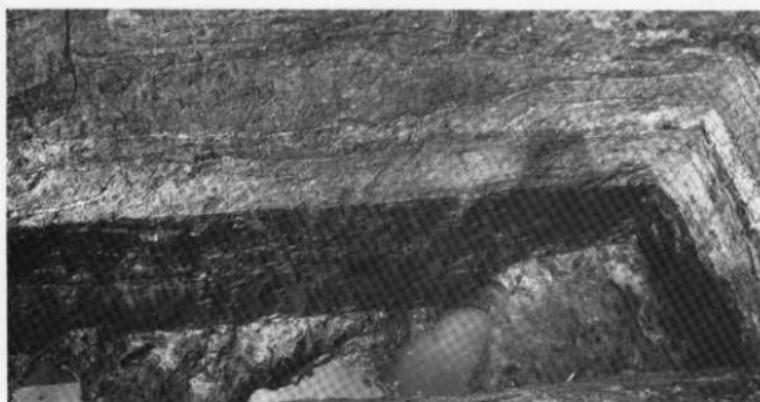
(1) 土塁積土の状態（東壁）



(2) 積土中の杭とシガラミ（南から）



(1) 土壌積土の状態（南壁）
(2) 土壌基底部の状態（東壁）





(1) C 地区の遺構 (東から)



(2) C 地区と東堤 (西から)



石敷遺構全景（南から）



(1) 石敷遺構高まり部分（南から）



(2) 同 上（西から）



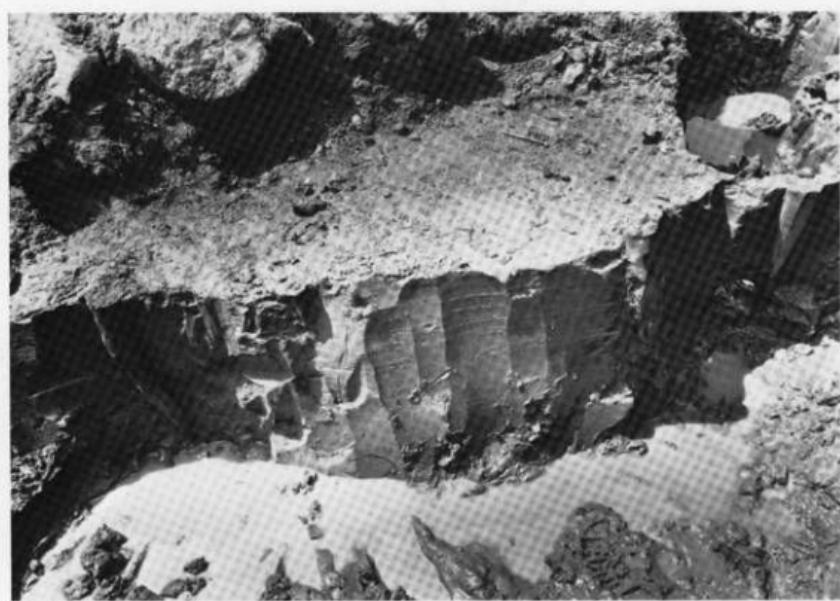
(1) トレンチ東壁の土層（西から）



(2) 石敷中の遺物出土状態



(1) 石敷周辺の杭



(2) 同 上

(付)

水城関係史料ならびに主要文献

論文中の写真・図面については印刷の都合で削除したものがある

水城関係史料ならびに主要文献

天智二年（六六四）

〔日本書紀〕

天智天皇 三年是歲、於對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等、

置防人與烽、又於筑紫、築大堤貯水、名曰水城、

天智四年（六六五）

〔日本書紀〕 天智天皇 四年秋八月、遣達率答休春初、築城於長

門國、遣達率憶禮留、達率四比福夫於筑紫國、築大野及豫二城、

〔令義解〕 章員令 大宰府 帶筑前國、

主神一人掌諸祭祠事、帥一人掌祠社、戶口・薄帳・字委百姓・勸課農桑、

札察所部・貢舉・孝義・田宅・良醫・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・怨仇・

製吹・郵驛・傳馬・烽候・城收・通所・公私馬牛・關道雜物及寺僧尼名籍・著

客・歸化・娶謫事・大貳・一人掌同帥、少貳二人掌同大貳、大監二人掌同大監、少監三人掌同大監、大利事一人掌同大利、大令史一人掌沙幕契文、

少令史一人掌同大令史、大工一人掌兼陸・舟船・戒器・諸營作事、少工二

人掌同大工、博士一人掌教授經業・課試學生、陰陽師一人掌占氣相地、醫

人掌診疾療病、筆師一人掌勘計物數、防人正一人掌防人名帳・戒具・教

天平二年（七三〇）

〔萬葉集〕 六 錄歌 冬十二月、大宰帥大伴卿上京之時、娘子作歌一首

凡有者、左毛右毛將爲乎、恐踰、振痛袖乎、忍而有香聞、

おはならば、かもかもせむを、かしこみと、ありたきそでな、

しのびてあるかも、

倭猶者、雲隱有、雖然、余振袖乎、無纏登母布奈、

やまとぢば、くもかくれたり、しかれども、わがふるそでを、

なめしともふな、

日本道乃、吉備乃兒鷦乎、過而行者、筑紫乃子嶋、所念香聞、

于時送卿府吏之中、有遊行女鷦、其字曰兒鷦也、於是娘子傷此易別、

嘆彼難會、拭涕自吟振袖之歌、

大納言大伴御和歌二首

日本道乃、吉備乃兒鷦乎、過而行者、筑紫乃子嶋、所念香聞、
やまとぢば、きびのこじまな、すきてゆかば、つくしのこじま、
おもほえむかも、

大夫跡、念在吾哉、水莖之、水城之上爾、泣將拭、
みだぬぐはむ、

天平神護元年（七六五）

〔統日本紀〕 二十六 天平神護元年三月辛丑、（○大中）大宰大貳從四位

下佐伯宿禰今毛人爲梁怡士城專知官、少貳從五位下采女朝臣淨庭爲修
理水城專知官。

天慶四年（九四一）

【日本紀略】後編二 朱雀天皇 天慶四年五月十九日戊寅、征南海賊使小野好
古驛言、賊徒虜掠大宰府內、仍以參議右衛門督藤原朝臣文任西征
大將軍、又任副將軍々監以下、

【扶桑略記】二十五 朱雀天皇 天慶三年十一月、純友追討記云、○中千時公
家遣追捕使、以右近衛少將小野好古爲長官、以源經基爲次官、以右衛

門尉藤原慶宰爲判官、以右衛門志大藏春貞爲主典、即向播磨、讃岐等
二國、作二百餘艘船、指城地伊豫國燒向、於是純友駕船若干五百艘、

官使未到以前、純友次將藤原恒利、脫職陣驅逃來、着中國風威、件恒利
能知賊徒宿所隱家井海陸兩道通塞案內者也、仍圖風置爲指南、訓伴者

令、賊大敗、散如葉、浮海上、且防陸地、絕其便道、且迫海上認其
合擊、賊大敗、散如葉、浮海上、且防陸地、絕其便道、且迫海上認其

泊處、遭風波難、共失賊所向、相求之間、賊徒到大宰府、更所備軍士
出營防禦、爲賊被敗、于時賊奪取大宰府累代財物、放火燒府署、寇賊

部内之間、官使奸古引車武勇、自陸地行向、慶幸・春貞等被殺、自海
上赴、向筑前國博多津、賊即待戰、一舉欲決死生、春貞戰醜、裸袒亂

髮、取短兵振呼入賊中、恒利・遠保等亦相隨、遂入我數多賊、々陣
更乘船戰之時、官軍入賊船、著火燒船、因驚破、悉就擒殺、所取得

賊船八百餘艘、中箭死傷者數百人、恐官軍威入海男女可勝計、賊徒主
伴相共各離散、或亡降、分散如葉、純友乘扁舟、逃歸伊豫國、爲晉固

使橋遠保被擒、次將等皆國々處々被捕、純友得捕、禁固其身、於獄中

死、可據入道 死

寛弘二年（一〇〇五）

〔小右記〕

廿三日庚午、大貳内房類船、去河尻不幾多以漂損、人多溺死云々、是
暮色長溝光說也、七月十日丙辰、○中大貳去月十六日晝今日到來云、
六月十四日已刻著水城、請取印鑑、午刻著府廳宿所、先令奉行任符之後、著廳座、定神實行事官人、并請取諸司鑑等、自餘事不述記事、

〔大貳高遠集〕○附書 寧本

府にいるひ、みつきのせきに、少貳・府官なとむかへにあつまり
きたたり、

いはかきのみつきのせきにむれむかふうちのこゝろもしらぬもろ人

寿永二年（一一八三）

〔平家物語〕 大宰府落

平家は緒方の三郎惟義が三萬餘騎の勢にて既に寄すと聞えしかば、
取る物を取りあへず大宰府をこそ落ち給へ、さしもたのもしかりつる
天滿天神の注連のあたりを、心細くも立ちわかれ、驚異丁もなければ、
葱花鳳凰はたゞ名をのみ聞えて、主上腰輿に召されけり、國母を始め
參らせ、やんことなき女房たちは袴の裾を高く取り、大臣殿以下の
卿相雲客は指貫の側を高く挟み、徒跣足て水城の戸を出てて、われ先
に／＼と箱崎の津へこそ落ち給へ、折ふし下る雨草軸の如し、吹く風
砂を揚ぐとかや、落ふる涙ふる雨わきていくも見えさりけり、佐吉

・箱崎・香椎・宗像伏し拜み、主上たゞ舊都の還幸とのみぞ断られけ
る、

文永一一一年（一二七四）

〔八幡愚童記〕

かの奴原を見かへりて、よくひきはなつ矢、一はんにかけたる大男の眞中を射つらぬき、遂にこそおらたりけれ、つきそひたる郎等とも、これにおとろき抱へ入ける紛れにそ、景賀水木城の方へ引かへす、その時同しあし毛に金乍のくらおきて、馳出たる異敵をおひ廻し捕へたり、此者にかの大男の事を尋ねれば、蒙古一方の大將流將公と云ものなりとぞ、又其者申けるは、出たつよりあやしく鳩かけりて、既に吾か大將軍をうちてけりと云けるにそ、八幡宮の降伏めてたくたふとき事を知て、皆人かんしをかみける、さて水木城と申すは、前は深田にて道一すちあるのみ、うしろは野原ひろくづきて、水木おほくゆたかなり、馬蹄飼場よく、兵糧潤澤なり、左右山あひ三十餘町をすかして、石もて高くひしく築たり、城戸口には磐石門を立たり、今は礪石はかりになりにけり、南山近くあひそめ川なかれたり、石山の腰には、深くひろく堀をとほして、二三里廻れり、これいにしへ御代々々、異族をふせかんために、帥の大将をおされたる大城郭なりけり、如此ゆき古城なりけれども、あまたの軍勢、たゞ一日の戦にたへかねて、博多・筥崎をうちすてよおち入ければ、末はいかになりゆくものかと、あやしの賤山かつて泣まとひかなしまさるそなかりける。

〔八愚童訓〕

軍ハ已之時始テ日暮方ニ成シカハ、彼方此方ニサ、ヤキアコソシケレ、何乞ソト忙ム、難及力ニケレハ、木木之城ニ引領支テ見ント、遂支度ツツ構ヘケル、是ヲ聞テ、我先ニト落シカハ、獨モ留ル者無リケ

リ、爰三郎左衛門尉景賀イタル處ニ、蒙古大將軍ト思シキカ、長七尺計ノ大男髮^{アサヒ}ノ邊マテ生ドリタルカ、葦毛ノ馬ニ乘、十四五騎カ子走七八十人力程具シテ、ヲメキ呼テ追撃タリ、其時旗之上ニ鳩翔舞ケレハ、誠ニ八幡大菩薩之御影向トソ、憑敷テ究竟ノ兵共成シカト、一鞭打テ馳延テ踏留テ吉引テ放矢ニ、一番ニ懸ケル大男之眞中射テ、馬ヨリ下ヘ逆ニ落ニケル、郎等共是ヲカ、ケテヒシメキケル紛ニ、景賀此方ヘ引返ル、葦毛之馬ニ金造之鞍置タルカ走廻リケルヲ取テ、後ニ尋ハ、蒙古ノ一方ノ大將軍ニ流將公カ馬也ト、生取タル蒙古申ケリ、鳩翔給テ大將軍ヲ討夏之自出サヨ、八幡之御降伏誠ニ貴御莫也、去程ニ水木之城ト申ハ、前ハ深田路一、後ハ野原廣ツミキテ、水木多優也、馬蹄之飼場ヨリ兵糧之潤屋アリ、左右之山之間舟餘町ヲ通シテ、高急ニ岸ヲ切立、城戸ニハ磐石之門ヲ立タリ、今者礪ノミソ殘タル、南山ニ近臨ハ藍染河流タリ、右ノ山之腰ヲ深ク掘リ、三里ヲ廻レリ、昔神功皇后之土與國ノ大人ヲ繫カセ給ントテ、一夜之中ニ誘へ給シ城ナレハ、神力之致所、凡夫ノシハサトハ見ヘサリケリ、縱横天子之驕驕朝之端曾是ヲハ難越、縱又勝軍モ名將勇士ノ武モ、何カ是ヲハ可破、誠ニ、シキ城塹成共、博多・筥崎ヲ打捨テ多之大勢、一日之軍ニ絶カネテ落莫、何ト可成ソト忙ノ民ニ至及、泣歎カヌハ無リケリ、

〔歷代鎮西要略〕

（前略）蒙古兵數十万、其勢亦盛矣、取構水木城、而蒙古兵士撲焉、切斷數千余丁、累疊大磐石、以為城之堅（中略）小武大友菊池島津以下九州武人、各督數万之兵、擊破水木砦、追滅兵於海上（後略）

文明二二年（一四八〇）

の別れめきて心ぼそくぞ侍る。

〔筑紫道記〕宗祇

又の日弘相の宿り花（台）坊といふにて、又一座あり。

染川はしぐれし山の手かな

会遇ぐれば、まだひつじくだらぬ程なり。やがて立ちわかれ侍るに、
兵部の君とて侍る法師、あたりの名所のしるべをもせむとて相伴ふ。
かまと山は跡遠くなりき。思川の佛は袖の上に留りぬ。染川にそて
下るに、天智天皇の皇居木の丸どのの跡に馬をとどむ。境内皆秋の野
らにて、大き成る礎の數をしらず。都府櫓の月いにしへを思ふに、き
のふの觀音寺の鐘又聞くがごとし。天拝が嵩タカシマをはるかにみて、なほ御
神の名残も浅からず。かるかやの間にかかる程に、開守立ち出でて、
我が行くすゑをあやしげに見るもおそろし。

數ならぬ身をいかにとも事とはばいかなる名をかかるかやの間
越え過ぐるまことに大き成る堤有り。いはばよこたはれる山のごとし。
尋ねればはも天智天皇のつかせ給ひけるとなん。民の愁ひいかばかり
にかと思ふも悲し。すべて國家を守る人は、唯民のつひえを思ふべき
事とぞ覺ゆ。情世のことわりをおもふに、一天の君万國の民、いづ
れか終の限りなからまし。此のわたりの旧跡を見るにも、只常なるも
のは山川土石のみなり。我既によはひたけて、行く末を期するたのみ
なし。二度ここをみむ事あるまじき事と思ふにも、偽りなきなこりの
程は、神ぞしらむなどもひつづけつゝ、三笠の社のかげを過ぎて、
又染川のすゑをわたる。老いの波の立ちかへり色に成る心もやとあさ
まし。おくりの法師名残をおしみて、たがひに引きわかるるも、今は

〔筑前国統風土記〕卷之九 目原駕信

御笠郡 下

水城

日本紀を考ふるに、天智天皇三年筑紫におみて、大堤を築て水を貯
ふ。名付て水城といふよしるせり。是太宰府の要害のために築せら
れたるなるへし。称德天皇天平神護元年、太宰小武采女朝臣淨庭を、
水城を修理する專官とせられし由、統日本紀に見えたり。今其堤を
見るに、高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其間
たえて堤なき所一町許あり。堤の内は田と成て水をたくはす。元禄
十二年此堤の辺の田をほりしに、大なる木二有て掘出しける。長さ三
間許、小口二尺余あり。一本は杉、一本は朽て見分す。此土堤を築し
時、台本なるへし。東西の間堤なき所より、水は北の方に流る。誠に
世にたくひすくなき大堤なるへし。其東の大路のすちに、門の址にや
大なる甕猶残れり。水城の閑といへるは此所なるへし。

万葉

ますらをとおもへる我や水くきの

みつきのうへになみたのこはむ

名寄

かき絶てみつきに成ぬ是やさは

こころつくしの門出なるらん

俊

頼

長

房

くもりなくすむと思ひしみつきより
やみにまとひてたち帰ぬる

良玉

又染川のすゑをわたる。老いの波の立ちかへり色に成る心もやとあさ
まし。おくりの法師名残をおしみて、たがひに引きわかるるも、今は

水城 関

夫木

岩垣の水城の間にむれむかふ

うちのこころもしらぬ諸人

大式 高遠

天神社 ナルヤカタ ○毘沙門堂 ムラウチ
水城大堤 本編（一八四）に詳也。

里民は土居山といふ。其境地は國分村より下大利村に及へり。

詞書に、此歌は筑紫へまかりけるに、府に入日、水城の間に、小式

府官などむかへに集り来りけるによめりとあり。水城の大堤の東の山

きはに闇肥前にありとす。あやまり也。其故は太宰府に入日、道遠き肥
前行へきやうなし、且府に入日、太宰の小式府官など迎に来らは、
此地なる事うたかひなし。

夫木

夕霧やたちへたつらん岩垣の

みつきの間に舟もかよはす

光 徒

〔筑前統風土記附錄〕 加藤一純

本編（一八三）に詳也。此村の西の入口より北に転
し、山にそび立木村の中を過て、席田郡を経、柏屋
郡に通る路あり。これを田中道といふ。慶長五年田

水城村

中兵部大輔吉政、筑後入日の時、此路を通行ありし
ゆゑに名とせるとぞ。

老松宮 神殿方五尺・拜殿二間二半
祭礼九月九日・奉祀施設伊豆

樹のこしといふ所にあり。菅神を祭れり。

○天義宮 ムラウチ

稻荷社 同上

〔筑前統風土記拾遺〕 青柳種信
水城付岩垣園

村の南方東西の山間に阿子大堤なり往昔は堤の内に川水を堰入て水
を壅たり故に水城といふ。八幡愚童別には水木と作る。朝鮮の即太宰府の外堺
也堤の中東西に両門を開けり東は席田の久爾槽屋の夷守等の駅を経て
京に上る官路也西門者博多また肥前松浦等に至る府の大道といひたり

しも是なるへ堤の北面には大石を疊て石壁を築たれは水城園とも嘉
垣園ともいへり今此堤の長を計るに東の山際より中間堤の絶たる所ま
で百七拾間此内山間落の間数川流有西方三百五十間此内五十間は西の通計長六百二十間高五間有築堤は或者三十間

五十間通路より山際迄地勢によりて広狭有いにしへは猶高大なりしるべ近世
に至りて土を引厚木を埋て田圃を開けり今より二十年前までは田中に
大石多く連りて有西門の址には礎石も嚴然として有其辺に古瓦も多く
散在せしか近年土民等川溝等の修補に其石を取用ひしか今は此所に

も夫とおなしき石一つも見えず变迁の速なる事かくの如し此地の事本
編にも委しく見へたれはさのみ者あまりくたくたしけれども今より後
に者よいよ其跡とも見へぬ如くに消亡へきかあたらしさにかくは
記し侍りぬ元禄年中此辺の土中より大材を掘出せしよし本編に見へた

里近年も松杉櫻木等の大材を此川の邊より穿出せり少も朽損なし色黒
くして相州筑波山の神代杉等の如し此堤水城下大利国分吉松の四村に

かかれ里村民は土居山とよぶ日本紀を考えるに天皇（智）天皇三年是歲に三對馬島老岐島筑紫國等一置ニ防ト与レ烽、又於筑紫築大堤貯ラ水。名

「曰ミ水城」と見たり是異國の入寇を防かん為に始て城郭を諸所に置れ

しより又統日本紀瑞德天皇天平神護元年太宰少尹徒五位下采女朝臣淨

庭為修理水城專知官とあり平家物語に平家太宰府を落らる所に主上

腰與に召されけり國母を始まいらせてやむ事な記女房達は袴の裾を高

くとり大臣殿〔〕下月御賛客は指貫のそはを高く挿て歩跣にて水城の戸

を出で我さきにと箱崎之浦へこそ落給へ云々其後龜山院の文永十一年

十月二十日蒙古の賊兵數万老岐對馬平戸等を劫略して当國の海辺に

寇來せり筑紫の守兵等是を襲しが今津生松原等の手より官軍戰破れて

少武大友を始め諸手一同に敗北して東をさして引きける時誰いふとも

なく水城の要害を固免役所にてさせんといふ程こそあれ我先にとひ

た引にひきければ賊兵勝に乗り博多をはじめ在々所々に火を擲て敵を

打鉤を叩きをめき呼て追懸ける。八幡愚童訓に水木の城と申は前は深

田にて路一里後は野原広く続きて水木多く疊なり馬跡飼易よく兵糧

潤沢有左右山の間舟余町を透して高く閣く乗きて城戸口には磐石門を

建たり今禮石斗りに成りにけ里南者山近くして藍染川流れたり北は山

の腰をは深く広く端をほり二三里廻り昔神功皇后土と國大人を築給

ふと一夜の中に拂給ふ城なれば神力の致すところ凡夫の態とは見へ

さりけ里經穆天子驛驛驛の跡もかつて難越之經勝軍王が名得勇士の

猛も争か可破之誠にゆゆしき城なれども博多箱崎打捨て多の大勢一日

の軍に堪かねて落る事をいかせむいかに成へきそやとあやしの民に

至るまで泣歎かぬはなかりけりかくて同二十一日鹿島に逃おくれたる

賊船一艘擱ひ居たるに當軍押寄高名にして此辱百式給人水城の岸前に

引ならへて悉く斬りたりける以道西要略に異上戦共この皆に備思しやうに志せるは大なる誤なり実驗ここまで來りたるには

あるには

（中略）

【太宰管内志】伊藤常足

○水城闕

【夫木集】に筑紫へまかりけるに府にいる日本水城闕に少武府官などむ

かへに集り来たりけるによる大武高遠

【おなし集】に光俊（光俊はこの間に來たりし人々）

夕霧やたち隔つらん岩垣の水城のせきにふねもかよはず

【平家物語】落の件に書かちはだしにて水城の戸を出で我先にと宮崎

の津へこそおち給へ、【八幡愚童訓】に文永十一年十一月廿日蒙古人

日本に襲来たりて舟より下て馬に乗て筑前の今津・百道原・赤坂口まで

乱入て松原の内に陳をとる日本軍敗れて水城にたてこもらむとて

引退く云々蒙古大將海に入て失にける歩兵どもは味方の地に渡りつ

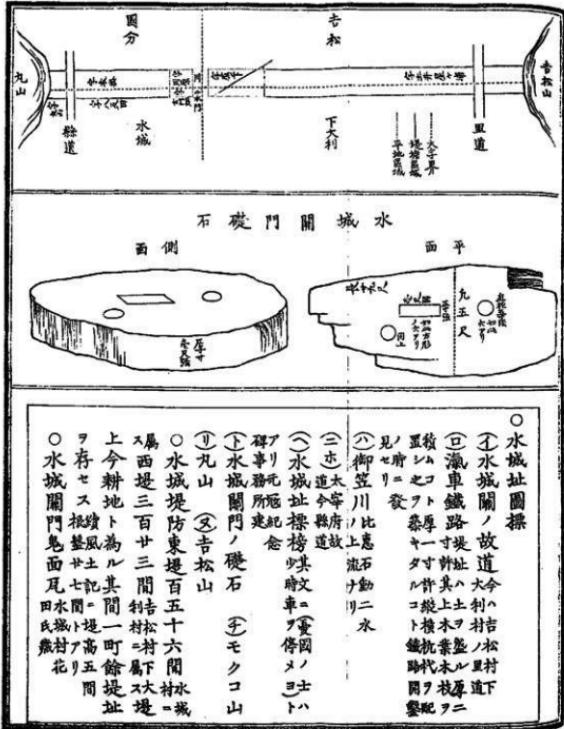
き弓矢を失ひ兜脱其時我も我もと押寄せて高名にして生捕にける水木

海岸前に引並へて百二十人斬られる、【筑陽記十卷】に御笠郡水城

村云云堤・土手井関所破今猶有之其土手連東西・中間一町許崩云云

東方所残長百六十間余西方長二百四十間余根張十五間高四間也堤内

堤為三田地などあり、【貝原翁云】水城・闕跡は御笠郡水城村なる大



堤の東の山際の通道にありて大なる礎今ものこれり、〔後漢三才圖会〕にありとする。水城ノ関を肥前は誤りなり。

【靖方溯源】卷之上 山田安榮 明治二四年

○三年甲子。唐開元年、新羅武王四年、高句麗王二十三年、防人及烽ヲ対馬、壱岐及

筑紫ニ置キ。又水城ヲ築キ。外寇ニ備フ。

〔日本書記〕天智天皇。三年。是歲於對馬島、壱岐島、筑紫國等。

置防烽。又於三筑第一築一大堤貯水。名曰於三水城。

〔軍防令〕防人至津之間。皆令一國司親自部領。自津發日。專使部

領。付三太宰府。防人向防。若有家人奴婢及牛馬欲得行者上聽。防人在防。守固之外。各量三防人多少。於當處側近。給空閑地。逐

水陸所宜。斟酌營種。以供防人食。所須牛力官給。所收稻子。每年錄數。附二朝集使。申太政官。○凡置烽。皆相去卅里云々。凡

烽、星夜分時候望。若須放烽者。星放烟。夜放火。其烟尽一

刻。火尽一炬。前烽不燃者。即差脚力。往告前烽。問知失僕所

由。速申所在官司。凡烽、置長一人。檢校三烽以下。唯不得越

境云々。凡烽、各配烽子四人云々。凡置烽之處。火炬各相去廿五步云々。

〔延喜式〕兵部省。凡太宰所部因放烽者。明知使船。不レ問三客主。举烽一炬。若知賊者。放兩炬。二百艘以上放三炬。

○水城址考。

〔続日本紀〕天平神護元年三月辛丑。太宰少式從五位下采女朝臣淨庭為下修理水城專知官。上

〔夫木集〕筑紫へまかりけるに。府にいる日。水城間に少武府官などむかへに集り來たりけるによる。大武高遠。岩屋の水城の間にむれ向ふうらの心もしらぬもろ人。

〔太平記〕太宰府。かちはたしにて水城の戸を出で。我先にと營跡の津へこそおち給へ。

〔筑前風土記〕閥址は。御笠郡古賀村の内にして水城の南にあり。今は松二株あり。閭屋の跡といふは。松より少し南方にあり。此閥は太宰府より博多津に通ふ道筋なれば。太宰府警固のためなるべし。書紀に天智天皇三年。壱岐、対馬、筑紫の國に關守を置給へることあり。此時のことにもあるべし。

〔太宰管内志〕水城は。美豆紀と訓べし。御笠郡水城村にあり。東西長五百間許あり。其間絶たる處六十間許なり。東方の堤百五十間。西の堤三百二十三間。堤の高さ五間。根盤二十七間許ありと云。堤の内今は田と成て水を貯へず。元被の比此辺の田を掘て。大木二つをほり出せりと云。是は堤を築き時の基本にも有むと云ふ。

〔雜説〕石動川ハ。御笠郡山中ヨリ出テ。往古博多湾ニ直瀉セリ。其水脈ノ跡今存在セリ。今ノ川脈ハ博多市ノ背ニ至リ。汎曲シテ那珂川ニ会流ス。水城堤防ハ。事アル日堰門ヲ塞キ。石動川ヲ中断シテ。水堤内ニ貯レハ。太宰府四面ノ地乍チ湖状ニ変シ。敵人蹂到シ難シ。又堰ヲ放開スレハ。潮水奔注シテ。博多港ニ氾濫シ。敵勢ヲ阻息スベハ。此ニ由テナリ。官橋官々司

〔福岡県学術研究旅行報告書〕黒板勝美

史学雑誌 一五—三 大正二年

以上述べたる如く蒙古唐人墓等に関しては予期の結果を得ること能はざりしにより勝美は我が上代史に關係深き冲ノ島に至り実地踏査を試みんと欲せしに冲ノ島は日本海の一孤島にして殆んど交通の便なきを以て福岡県庁は特に水産課所屬の玄海丸を船装して一行に貸与することとなり同月二十五日夜半之に搭乗し尙に博多湾を出でんとし玄界島を左舷に望むや風浪大に起りて船進むこと能はず遂にまた博多湾に引返しが福京の既に迫りて己むことを得ず冲ノ島行を他日に期せざるを得ざるに至りしは勝美的遺憾とするところなり然れども玄海丸の機械を待てる間隔々同県筑紫郡水城村に鉄道工事中有名なる水城の一部を機械しつつあるを聞き之が調査に従ひ研究上多大の益ありしは沖ノ島行の失敗を償うて余あるを覚ゆ

水城は日本書紀に天智天皇の三年筑紫に大堤を築き水を貯へしむ名けて水城と曰ふとありその後日本紀に稱德天皇天平神護元年三月太宰少弐采女朝臣淨庭を水城の修繕專知官とする記事あるのみその構造等に関しては筑前統風土記等何等載するところなく僅に伏賀編の中に極めて簡単なる記述あるに過ぎぬより之が実測等に關しては猶ほ未だ精密なるものなかりしが今夏驛便鉄道工事の際この水城の一部を襲平せしたため実地を調査するを得たるは望外の幸たり乃ち一たびその地に臨みて研究を加へし後鉄道院九州管理局長尾平氏に謀りその助効を得て実測図を作成しつゝ一部の断層を切り取り本学文科大学標本室に持帰ることとなれり今その概略を述ぶればこの機械せられたるところは幸によく原形を保存せる部に屬し頂点の高さ凡三十三尺、底の

幅頂点直下より北方十二間、南方二十八間四尺、合せて四十間四尺に及び上部は多く砂土の層なるも下部は凡五六寸の層を成せる粘土を積み上げその間に雜木を挿めり而して堅平の際之を検するにその樹枝は圧迫せられて扁平となるもの多きに樹葉はなほ緑色を呈し恰も生木を見るが如く殆んど千二百四十年を経過せるものとは想像する能はざるの感あり勝美的採集せる樹葉の種類は大楠（学名 *Mac hilus Thunbergii*）青楓（学名 *Machilus Longifolia*）蔽肉桂（学名 *Cinnamomum Pedunculatum*）麻豆櫟（学名 *Quercus Stenophylla*）培櫟（学名 *Quercus Gilva*）小羊齒（学名 *Gleichenia Linearis*）等の六種あり、現今猶ほその付近に於て繁茂せるものにかかる勝美福京の後之を本学理科学院教授理学博士松村任三氏に質すにその中に多く嫩葉であることより推して此水城の底部にある雜木は春夏の交に切り取られたりしものならんといふ亦以てその築造を始めたる時期を定むることを得べし又同理科学院教授理学博士藤井健次郎氏は我が國にあっては一千二百余年の樹葉にして生葉と同色を呈せるものの如き殆んど稀有の実例に屬し植物学上よりも大に研究すべき個體ありとなし松村博士と共に同地に出張して研究調査を重ねらるるに至れり

この水城は延長凡そ十町東西山脈の相迫りしところにありその水を貯へ外敵を防禦する目的の為めに築造せられたるを以てその傾斜面は特に研究の必要あるに幸にしてその傾斜面が内外とも割合によく旧のまま保存せられたるは喜ぶべし即ち外面は三段となり三十度乃至四十度の勾配あり内面は之に比し稍寛にして四段となれり當時城郭の築造法等朝鮮若くは支那等の法に則りしは他に類例ありこの水城の研究に於てもまだ比較調査の必要あるを認む。

〔福岡地方旅行談〕 黒板勝美

考古学雑誌四一六 大正三年

さて私は沖島行が失敗に終りましたので、此機を利用して、水城の調査を致しました。丁度私が福岡に滞在中、目下鉄道工事の為、水城を開墾中であると云ふ事を聞きまして、太宰府天満宮に参詣しました。そこで、実地調査に従事しました。尤も之に就ては九州医科大学の中山博士が研究しておられますから発表がありましやうが、丁度觀世音寺に潛在しております。美術学校卒業生の久富氏が同行してくれました。水城開墾中の現況をスケッチしてもらひましたのを、写真と共に御観に入れます。而して私は此頃馬闖に参る要事がありました。途中汽車にて鉄道院の参考官佐藤法學士と同車致しましたから、水城開墾につき種々の注意を与へ、かつ管理局長と相談して充分保存の道を講じたならばよろしからむと述べて置きました。ところが其後二三日致しましてから、局長と相談致した結果、水城保存につき一度充分調査して置き度故來てくれと申して参りました。依て馬闖の用事を終えて後、今度は中山博士と同伴再び水城調査に参りました。そこで鉄道院でも、その完全なる部分を一部分切り取て保存する事となり、序に大学にも六尺四方許り切り取て標本と致す事となりました。其標本は二三日前大学に届きましたが、大きなもの故、今晚此席で諸君の御目に掛ける事が出来ないのは残念であります。私は此問題に遙著致しました節も、学者側と俗世間との連絡が全く遠くなっている事が分りました。これは是非両者の關係を近からしめなければいけないと思ひます。抑も水城の事は、日本書紀天智天皇三年の条に、筑紫に大きな堤を

築き、水をたたへと書いてある其水城とは、果して太宰府付近にある今の水城の跡と称せらるるものか、或は疑問を挟まる方もあるか知れませんが、万葉集六に太宰助大伴が上京の折馬を水城に駐めて府家を願望すとあるに当っていますし、後にはここに關門が出来たと見えます。夫木集に筑紫へまかりけるに府に入る日水城の関に少府官など迎に集り来たりけるに云々とありて今も關門の址があるので、確にそれであることが明瞭です。而して其水城の構造に就ては、伏敵篇に簡単な記事がある許であります。私は今度実地を見て、割合によく之れを調べました。尤も天平神護元年三月に太宰少弐采女朝臣淨庭を修理水城專知官としたことがあります。而して其水城の構造は天智帝の時代のままであらうと思はれる程完全なところです。其切斷面は目測高さは三十尺許、幅五十間許であります。實際精密に測量してみると、最高二十七尺、長さ百四十四尺即ち二十四間許りある事が分りました。上部の方は砂で固めてあります。上から一丈位の下は、粘土の層が色々の色をしております。その一つの層の厚さが凡五寸位で、その層には、柴や木葉が層をなして置かれてあります。殊に其木の枝や木葉が上から充分圧迫されている上に、水分がジクジクあるので、殆ど初期の状態、木葉の如きは青々として重なっている。それを採つて空中に擧ると、十分か十五分位で黒く変色するのであります。併し葉綠葉は黒くなつてもなは存しているのであります。さて柴積の養造法は、何れの点迄進んで参りましたが、今日では上部の方は砂と變じておりますが、不明であります。その砂層の間に、其形迹が存しておりますから、或は上迄同一の構造であったのかと思はれます。然るに下部の方は幸ひ今日迄初期の状態を存しているのは甚だ研究上難有い事であります。

ます。殊に此状態は植物学上非常に面白いので、千二百以上なは青々としたものが残存せる実例は極めて稀なことであるとのことであります。ただに植物学上ばかりではなく、歴史上から見るも古代史の上に出ていた植物を取扱ふ上に非常に面白いのであらうと思ひます。私の採集致しました植物は、植物園の松村博士に調べて戴きました。イヌクサ (*Machilus Thunbergii*)、ヤブニッケイ (*Cinnamomum Pedunculatum*)、シラカバ (*Quercus Stenophylla*)、イチイガシ (*Quercus glauca*) 及小シラカバ (*Gleichenia Linearis*)、アラガシ (*Machilus longifolia*) など六種ありました。然るに其後一月許して松村博士は藤井博士と共に悉く出張せられて調べられましたところによると、他に二三種あったそうであります。而してそれ等の植物は、何れもこの付近に繁茂している植物であります。歴史上の記事は簡単なるに、今此水城実査の上に於て示すところによると、その層築造の為に用ひられたる、柴の中には若葉のものもあり、この築造が春か夏に及んでおる事が分ります。そしてまた私は當時の足半が土と共に出土したのを採集して来ました。その他に俗に行基焼といふものの古い破片を発見しました。又この水城の築造に使用しておる土は、土工の談るところによると、この地点から凡そ一里許のところの土質と同じやうであるといつておりましたが、それを事実とすれば、此水城築造が如何に大工事であったかが分明りましやう。

以上は横断面について見聞したところを申したのですが、此水城の延長は東西凡そ五百間余東の方は四王寺山の麓まで連なつており西の方は堤の一部が天然の山の麓を利用しております。而して鉄道線より少し西の方に昔の閑門の跡があります、古瓦など出るそ

うです。又もと水門があつたところが一箇所鉄道線より東の方の部分が現在は切れています。前年水路整理の際大石が掘り出されたと云ふ事であります。それからここに水を溜ることは、敵軍を防ぐ為なりと申されるが又如何であろうともいはれる。然し太宰府の盛時には、今日の如く灌漑用として多量の水を需要しなかつたから御笠川の水量は更に多かったのであります。そして防禦のため水を貯めるにも余りますから水城に水をためても別に水害の心配はありません。そして敵兵が迫って来るところの水城は大野城と相俟つて有効なものであつたことを疑ひません。尚其傾斜の工合等は、築城学上から研究する必要がありましやうが、内側の緩やかな段についても説がつけられやうと思ひます。

〔水城の研究〕 中山平次郎

筑前史談会講演集第一集 大正三年

海岸の談話が少し続いたから、今回は局面を変更して、最近に子が視察した、水城に関する新知見に就て説述し、且対策したる遺物の標本を供観しやうと思ふ。

靖方湖源を開すると、水城址圖標と題したる文中に
汽車鉄路 堤址は土を盛る厚二寸許其上木葉木枝を積むこと厚一寸

なる記載を見る。水城の外形を説いた文は、世に少なからざれども、此堤防の断面を記したものは、他に見当らぬ。上文は恐らく唯一のものであらう。推測ではなく、対象の実視した處を記した文は、大に尊重

すべき価値があるが、子は一概に上文を信憑せんと欲せなんだ。何となれば、厚さ僅々二寸許なる積土及び厚さ一寸許に過ぎざる木葉木枝は、

水城の大きさに対し、甚だしく不均衡の様に思はれたからである。故に子は水城の断面を以て、再調査を要すべき事項であると考へた。

八月六日所用あつて子は太宰府へ赴き、帰途何気なく汽車より見る、水城の鐵道切断部の東面に、工事が開始せられ、土堤が崩され、新断面が作られつつあるのであった。實に千載の一遇である。水城の構造に関する從前の疑問を解決すべきは今であると思はめた。故に予は翌七日早速出向き、尚爾未収回種々なる目的を以て此地に到った。

工事に従事する人に尋ねると、工事は下大利の村落と水城との中間に停車場が新設せられ、小区域の間、鉄路が複線にせらるる為水城切断部が切り抜けるのであって、予が初めて行った日の一両日前から起工せられたのである。初めての日には、東面の切断部の上部に、草の生へている面が未だ残っていた位であった。十五日の頃から西面の一部も亦崩され始めたが、今日では東西両面の工事共に大分進捗して、終末に近かんとしている。

水城の新断面を検せんとするが、子の行の主なる目的ではあったが、他にも子は種々なる質問を抱いていた。日本書紀天智天皇三年の条に、是戒於對馬島老岐島筑紫國等置防守烽。又於筑紫築大堤貯水。名曰水城。

とある。水城は即ち丸山と吉松の土居山との間に、細田を横ぎつて架かれている大堤である。水城たる名称は貯水に基いた様に聞ゆるが、別この貯水を如何に用ゐるのである歟といふ疑問になると、從前再三反覆せられた問題であり乍ら、今日未だ明解を得ぬ。比貯水の用途に

関して、推断の端緒を得んと欲した事も、水城調査の目的の一であつたが、満足すべき証左を得る能はなんだ。

水城の付近を徘徊して見ると、水城東南の地盤（陸側）は、此堤堤を横断して流れる御笠川に沿ひて幅二三町、長さ約九町洗出閑屋の付近迄、著しく陥没して見ゆる。往古の貯水池は、此低地の辺にあった如くであつて、細長なるものであつたと察せらる。洗出は御笠川が貯水池に注ぐ部分に相当せるが如く、此事と地名との間に、何等かの関係があるやも測られぬが、明瞭でない。兎に角一部の人々より唱道せらるる如き、現今の大宰府町の邊迄、一面に水が湛えたものとは到底推察する能はぬ。去つて水城の西北（海側）を視ると、東南部とは稻庭を除くに、御笠川に沿ふた両岸の低地が分明に幅広くなり、水城の直前でも其幅が約四町に達し、次第に西北に向て拡張している。天智天皇の御宇と現今の間に於て、田園開発等の為に、地盤に変化を來したは業よりであらうが、僅かに水城一重を押として、其陸側と海側との地勢に、上述の差異があるは、水城創築當時の地勢相違の面影を遺したもの様に思惟せらる。此事を念慮すると、從前唱道せられたいた処の、事あるの日、水城の水門を開放して、貯水を堤防前地に氾濫せしめたのであるとの考説は強ち不合理とは思はれぬ。否寧ろ信すべき如くである。然し乍ら水城の陸側と海側との高低を換し、貯水池の大さより水の分量を推測し、堰口が開放せられた場合に、此水が如何なる勢を以て、如何なる広さの地域に奔流するであらう歎杯と想像し來ると、貯水の流勢のみを以て、果して敵軍を阻み得べきや否やが疑問になる。水城の前面には、泥沼地若くは漁池等の放棄した水を受け堪える設備が施されていたのであらぬ歎とも思はる。壬申の

乱が起らんとするや、筑紫の太宰栗原王は、大友皇子（弘文帝）の符を承けて対へ玉ふて曰く、「筑紫國元元成辺城之難也其城深淺臨海守者豈為内賊耶」と。水城の前に邊の址でもあるといふのであるならば、又考へ様もあらうが、恁るものを見出しえぬ。又王の辞が事実に於て書紀所載の如く、涙云々とあつたや否やも疑無き能はぬ。水城の貯水の用途は未だ／＼研究の余地がある。從前の考説は一説として置いて、他に最も頭を傾けて見る必要がある様である。

次に子の從前怪んでいたは、水城の大きさの記載が、諸書区々になっている事である。統風土記には「高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして其間たえて堤なき所一町許」とあり。筑前旧志略にはこれと同文が掲げられている。大日本本地名辞書には「統風土記水城跡、今東の堤百五十六間、西の堤三百廿三間東の間絶えて堤なき處一町許り、堤高さ五間、根盤二十七間」とあれども、予は統風土記中に本文を発見し得なんだ、併し靖方測源の間数は上文に符合する。統風土記拾遺には「東の山際より中間堤の絶たる所迄百七十間（此内十間は東の通路より山際迄の間数）中間堤の断たる所百間（此内に川流有）西方三百五十間（此内五十間は西の通路より山際迄）通計長六百二十間、高さ五間有根盤に或は三十間、或は五十間地勢によりて広狹有」とあり。太宰管内志には「東西長さ五百間許り、其間絶たる處六十間許なり、東方の堤百五十間、西の堤三百二十三間堤の高さ五間根盤二十七間許あり」と云。同書に引用された筑陽記には「土手連東西中間一町許崩云々東方所残長百六十間余西方長二百四十間余張十五間高四間」とあり。太宰府名所誌には「東の残堤長百九十二間西の残堤二百八十六間東西の間絶えて無き延百三十間高さ五間

根盤三十九間、馬踏三間あり」とある。

予の眼に入った書物丈でも、以上の相違があるのである。端下の数値明記したものは、大略の間数ではなく、正確に何間といふ意味に取れるが、それが悉く区々なのである。かくては何れに從ふべき歟、研究者は大に迷はねばならぬ。水城の各部の長短は、一通り精密に測量して置いて戴き度思ふ。若し既に測量済であるならば、其成績を公表して戴き度願ふ。陸地測量部発行の二万分一の地図によると水城の長さは東西約十一町程無くてはならぬ様である。

以上の陸地測量部の地図によつて、水城の長さを測るに際して、注意すべきは、吉松の里道より以西土居の山迄の部が約一町許（統風土記拾遺によれば五十間）山地の突角の様に描かれている事である。地図を見ると、此の部を自然の山角と見るべき歟、或は水城の堤と考がふべき歎の疑問が起る。行て見ると、此部には北に面して田の面より少しく高き一段があり、次で高き土堤があり、其裏地が一般の地盤より少しく高くなり、其面が夷けられているのであって、外觀よりすれば、水城の土堤城と看做してよいのである。但し此部は爾他の平地に築き立てられた土堤とは情況を異にし、自然の山地の突角を利用して、他の部と同様の形に削り去たと考ふべき歎である。此部に少しも人工的の積土が無いとは能はぬが、吉松切通西側の断面の一部には動いておらぬ自然の土層が露出し、又土堤裏の段地が他部とは異り、幅広く平げられ、西方は吉松の山地に連り、此段地の端を流るる深き小溝の岸には、又動いた形跡無き自然の土層が露出しているのである。要するに吉松切通以西の土堤は、人工的の築地ではなく、山地の突角を利用したものと思惟すべきのであって、此事と東端なる丸山付近に

於ても、自然の山角が利用せられてゐる事と対照すると水城を築造するに際して、其位置を自然の山地が突出した要地に選び、人力を節約せんとした趣が見ゆるのである。

今この国道と水城との交錯点、即ち丸山下の辺に、一の閑門があつたは、此付近より古瓦が出で、又ここに閑門の礎石が遺存しているによつて確實であらうと信ずる。

(付言) 丸山下の閑門の礎石は從前唯一個のみが遺存し他側のものは永く行衛不明となつた処、先年付近の木車場に使用せられるを見出され、今は吉松の児島氏の有に帰し、庭前の手水鉢として利用せられている。八月二十五日黒板博士柴田學士等と水城に赴いた帰途、高原児島両氏の案内によつて拝見するを得た。

茲に此事を追記するに當つて両氏の好意に対して厚く感謝する。

尚現今丸山下の道の傍に遺存している門柱の礎石が、昔乍らの位置を保つたものと仮定すると、石面に存する柱及び扉の受穴の位置より推定して、閑門の扉は外開きになつたと思はねばならぬ。

今この学校の講堂の出入口の扉は外開を普通とする。これは放課の際、生徒の群が一時に出るに都合よくしてあるのであるといふ。

由来より國道を右折し、所謂西門址に來つて見ると、里道の東側

の土堤下に三個の大なる礎石が横わり、水城切通の中程に、又三個の大なる割石が横に一線を劃して並列し、尚土堤の断面にも、二個程大なる石が挿まつてゐる。村民の中未だ多くあつたと子に教へくれた人があつた。以前吉松の水城切通は高く坂路の如くなつていて、削り去つて大分低くしたといふ事である。割石は統風土記拾遺編纂の文政以後、此工事の時にも出て来たのであらうと思ふ。以上の割石の存在より考察すると、水城の吉松里道の辺には、石垣があつた様である。寛弘年間太宰大式たりし藤原高連氏の詠歌中にある「岩垣の水城の門」は東西何れの閑門を示したや不明なれども、(恐くは東門) 閑門部に於ける石垣の存在に基いて悉く唱へられた如くである。

丸山の閑門の方は殆んど疑なきものとして、下大利、吉松間の里道の

統風土記拾遺に堤の北面には『大石を疊で石壁を築かなければ』とあるより、青柳氏は水城全部の北面に石垣があつたと解されたと考る人もあるやも間違ひぬが、上文に続いて『水城閣とも當垣閣ともいへり』とあるより察すれば、氏は主として閑門部の石垣をいふた積りであるらしい。兎に角城と謂ひて直ちに石垣を想する様になつたは、後世の思想である。上世の城に石垣があつたや否やは実地に当つて一々調査するに非ざれば、輕々に判断し能はぬのである。予は東西共に水城の閑門には、石垣があつたを信するものなれども、爾他の大部（水門付近を除く下文参照）は土壇であつたと考察する。今回踏査したる鐵道貫通部の新断面の所見よりすると、其北面に石垣があつた形跡は少しも認知する事が出来ぬ。若し石壁があつたならば、断面の前部より石垣裏の詰石の残が出すべき筈である。又もし詰石迄も悉く取り去られたのであるならば、水城の形が大に崩れておらねばならぬ。新断面の所見よりすれば、水城の大部は土壘であったと思はる。水城土壘説は敢て新説と称すべきではないが、水城の全長に亘つて石垣があつたを説く人が少なからぬ様であるから、爰に此考説に対するわが意見を明にしておく。

水城の形状が創築以來一千二百余年の今日に到るまで、よく保存されておるもの、実は此物が土壘であった為であると信ずる。石壁は長年月の間に自然的に崩壊する事がある他に、築石を取らんとする心なき人々の手によつて、故意に崩さるといふ事がある。博多湾南岸の元寇役防壁、糸島郡高山の怡土城壁が其実例である。往古の国防の遺址が斯の如くして年一年と失はれ行を見聞する事は甚だ遺憾に堪ざる處である。他地に超て、我國勢の消長に關係深き、對外的旧蹟に當

る福岡県下の人々に對して、特に此点に留意せられん事を切望せざるを得ぬ。

割石の他に、西門の實在を證明するに足るべき物件を得んと欲し、予は甚だ容易に其目的を達した。吉松の切通の付近に、多く散在せる古瓦の破片がそれである。此辺には人が多く來らぬ為に、瓦片が未だ多く遺存している。廻覧した丸瓦、唐草瓦、平瓦の破片は、紙製品として過日この地から拾ふて來たものである。近き頃、切通しの前方の畠地を発掘した時、完全なる或は完全に近き古瓦が多く出たといふ話を聞いた。瓦片は吉松の里道付近には多くあれども、少しく東西に隔て之を見ぬのである。切通となつてゐる辺に、西門と称すべきの閑門が存在していたは、既に稟を容る余地なしと信する。閑門の位は上述の自然の山角と、築堤との中間に相當する。

西門址付近の古瓦片に就て尙一言すべきは、此物が路傍に落ちてゐる許りでなしに、其或る物は水城堤防の断面に埋没しているといふ事である。瓦片を包含したる断面は、切通の東西両側に見ゆる。（西側のものは道路より少しく高き、上面平らとなる段面地をなし、その断面に古瓦片が露われている）瓦片が土壘の断面より出る事は、創築の後土が積み改められたを示している。吉松の切通は今幅二間許の陥路となつてゐるが、昔乍らの道路とは考へ難い。断面に埋没せる瓦片より推察すれば、此部は往昔幅広く開通し、後世何等歴の理由により狭められたと考へねばならぬ。

厳密にいへば鐵道線は少しく斜に水城を横断している。今回の土工も旧切通面に沿ふて加へられたのであるから、正横断とは稱し難いが、ます正横断と考へても大過なき程である。八月九日の著しく凸凹

不正とならざる時の断面の現状は、大体に於て略図の如くであった。

図は鉄道線路の面より、上方を描いたものである。田地の面は下の線より更に約三尺程下っている。断面を見ると前面(北面)の下部に、上面平坦なる一段があり、鉄道面より高き事約五尺、奥行二間半弱。之に次で水城の主要部を為している大陸起がある。此部は鉄道面より高き事四間余、田の面より測れば約五間許。之が水城の最高處である。此部の奥行は十三間強。此大陸起の傾斜は前に面しては急に、後に向って緩である。頂部は丸味を帯び、平坦部を見ない。元來馬踏といふべき部があつたや否やは今明瞭でない。(東堤の頂部は平かにて、畠地は畠地となりおれども、本來の形なりや否や不明)試みに其前面を登つて見たが、堤上の樹枝樹根を捉ふる事なくしては、雄鷹頸の困難であった。大陸起の後面は、其末が俄然高さ三尺許の急傾斜を呈し、後方の段地に移る。此段地は上中下の三段に分れ、各段共に上面が平げられ、高さ約三尺許の急傾斜によつて境せられてゐる。上中両断共に其奥行五間許。下段の奥行約六間半。下段は鉄道線路より高き事約五尺。下段の後方には鉄道面にして、緩勾配の昇り口があれども本來の形状ではないらしい。此部の奥行約三間許。他部の想像断面は、同じ幅丈下段が広き割合となつてゐる。上述各部の奥行を通算すると、盤根が三十五間余といふ計算となるのである。以上は歩測に依つたものであるから、正確と称し能はぬが、水城新断面各部の長さの大体を議するに足ると考ふる。

上述の断面各部の中に、特に念慮すべきは前後両面の段地、殊に後面の段地が三段に分れてゐる事であつて、此段階が往古の形状を伝へたものであるや、或は後世耕作に向て故意に平らげられたものであ

るやの疑問が起る。前面の三段迄が往古の形を伝へたものとは確言しえぬが(東堤の後段は幅広き一段を為せるが如し)。前後両面の段地、其幅に多少の相違こそあれ、水城の全長に亘つて之を見るのであって、然かも断面は必ずしも耕作せられてはおらぬ。茅茨茅然たる部も残々にあるのである。(殊に前段に)此点より考察すると、前後の段階状部は、後世多少の変形を示した処もあらうが、大体に於て創築當時よりあつたものと考へて不可なき様である。

断面の土質検査の結果、上出の靖方湖源の水城址園界中の文が正当でなき事が明にせられた。断面に表はれたる土質は、各部甚だ区々であるが、要するに表層部と基底部と二部に大別する事が出来る。基底部は其上界が鉄道面の上方一間乃至一間半に達し、表層部とは土質の相違により明に分辨せられてゐる。(八月二十五日水城最高線の下方を振り下げて貰ふて、此部が鉄道面の下方二尺五寸内外の処まで達しているを確認した。故に基底部全層の厚さは、約一間半乃至二間と思ふて大過なしと信する)此部は謂はば基礎工事ともいふべきものであつて、土質が表層面とは異なり、粘土又は細砂を混ぜる粘土質の土よりなり、最も多く帶青色の砂土が用いられてゐるが、他に種々なる色々の土質も混用せられている。これら種々なる土質は、概して二三寸乃至五六寸の厚さを保ら、(最厚處九寸至)交互に積み重ねられ、為に断面に層疊性の斑紋を表示している。層疊の方向は鉄道切断部の東側面においては概して水平であるが、西側面においては心もち前下りになつて居る。又西側面において一ヶ所、層疊の界線が鉄道の上方約五尺の部において四条に分岐し、肉次状を呈してゐるところを見た。以上の基底部粘土層は水城盤根の全部を為しているものでは無くして、

大隆起の前線の少しく前辺より、後面の中段にわたり水城の軸となつてゐる。幅約廿二三間の根部に表はれ、其前後は表層部におけると類似の土質よりなつてゐる。この粘土質と他の土質との移行部は、前面においては、下方に向て彎曲し、略湖鉢状を呈してゐるを認知し得たが、後側においては崩されつつある乾土が絶えず落なし、断面を覆ふが為、終にその如何を確むるを得なんだ。恐く大同小異のものであらうと思ふ。

表層部は水城の大部を構成し、概して細砂を混ぜる赤土よりもなつてゐるが、質均等ではなく、その断面に基底部の粘土層におけると類似の盛り上げのときに生じた、土質の相違による層疊性斑紋を見る事ができる。層疊の方向は、粘土層に近き深層においては、概して水平であるが、大隆起の処では、頂部に近づくに従て盤根部に向つた弱き弓状の弯曲を呈して居る。

以上の断面検査の結果によれば、水城は築造時、平地の上に先づ根堅めとして、粘土質の土壤を以て、幅廿二三間、高さ一間半乃至二間の蒲鉾形の低く平き長堤を築き次に、これを被ふに多量の砂土を以てし、隆起段階等表面より見るを得べき各部を造つたものと察せらるる。断面の所見より一応調査しておくべきは、土壤の採掘所である。予は基底部粘土層の上方より、細砂を混ぜる土壤の出るを見て、あるいは川砂が取られていりはせぬやと思ふた。川としては御笠川以外にそれと思はるるものがない。御笠川を中心として、上述の如き往古の貯水池址と察せらるる一段低き田地があるのである。一方に池を穿つと同時に掘り上げた土壤を、水城堤防の築造に利用はせぬやと考へられた。あるいは貯水池を作る計画ではなく、土を取つたために池がで

きたとも思はれた。故に御笠川を見ると同時に、参考のため、また水城西方の山地をも検した。水城切端部の上部より出る土質は、川砂のごとき粗大の砂礫を混じたものでなく、河床の砂土と符合せずして、かえつて西方の山地を構成しているものと同等である。また水城西方の山地には、帶赤色の砂土層の下に、所々自然の粘土層が露出しているが、御笠川に近きところはいざ知らず、鉄道切断部付近の堤防築造の材料は主として西方の山地より採取せられたと思はねばならぬ。

前にも水城の基礎工事ともいふべき、深部の粘土質の盛土について略述したがこの層にはなお多く物語るべき事項がある。それはこの層より発見せられる樹葉樹枝の出土品、およびこの葉枝そのものの性状である。樹木の枝葉が水城の深部よりすることはすでに靖和湖源の水城址図標中にも記載せられているが、今回の所見に従すると、彼の文は聞書にすぎずして、記述者が実施した状況を記したものでは無いようである。樹木の枝葉は、普通の場合において、容易に腐敗してしまうものであつて、長く伝はるべきものではない。しかるに今回水城の断面より発見せられたる木葉は、後に述べることき甚だ意外なる性状を呈しているのである。まずこの枝葉が何の位の前世に埋没したやを考へねばならぬ。水城の創築は今を距る一千二百五十年前、天智天皇の三年の事であるが、統日本記に「天平神護元年三月辛丑太宰少弐從五位下采女朝臣淨庭爲修理水城專知官」なる文がある。國史に明記せられずとも、創築以後たびたび修理せられていたやも測られぬ。那ノ津の官家の移転すら、書紀その他の書籍中に記述を欠いてるのである。國史に記載なきを以て、修理のことなしと断言する能はぬ。水城は官府防禦のために築かれたる大堤である。破損あるつと修治せられてい

たと考察する。すでに水城がしばしば修理せられて居たと考へべき以上今回発見せられた枝葉は、創築時代のものであるや、あるひは後世修治のときのものであるやを判定せねばならぬ。すでに修理という以上、加工せられたは表面面であつたと思われる。土壁の修治に根底まで築き改むべき必要がないと信ずる。新断面を検査すると、夥しく枝葉を含める盤根部粘土層内の諸土質の界線は、略水平に位置せる堅然たる層疊性造紋として表はれ、少しも乱れたところが見えぬ。換言すれば創築当時のままにて後世加工せられた形跡は、些少だも認知する能はぬ。この所見より、子は今回発見せられたる枝葉を以て、天智天皇の三年、水城創築に際して採用せられたもの、すなわち千二百五十年以前に付近の地上に生存してて、築造に際して用いられたものと確信する。

水城深部の粘土層の断面よりでる樹木枝葉の埋没し方は、水城根堅工事の築造法を識知するに有力なる参考となるのである。樹木枝葉は断面のどこからでも出るのではない。土質の相違によつて生じた、しばしば疊性造紋の界線のところから出るのである。故に葉および枝を水城の断面より見出すのは甚だ容易の業である。上下全く同等なる土層の間に、枝葉が挟まっている事もあれど、かかる場合は甚だ稀有であつて、多くは枝葉を壇として、その上下の土質が多少性状色沢を異にしているのである。断面に斑紋が著明に現はれたるは、土質の相違と、各層の間に枝葉が包含せられて、判明なる境線を形成しているためとである。一の枝葉層と、その上下の枝葉層との距離が、ある土層の厚さを示し、これが二三寸乃至五六寸なのである。以上の水城の深層内より発見せらるる木葉および樹枝の位置は、水平なるを例とし。

ときには少しく斜なものあれども、長形を以て直立せるものに至つては、一もこれを見出しえなんだ。一水平面における枝葉の方向は不規則であつて、一定の方式を見出しえぬ。ただしある一個所に同種の木葉が多く存するときは、その個所は略同一方に向ふていることもある。かかる場合には枝付のままで出るを例とする。木葉の数は甚だ区々であるが、數十葉が圧迫せられて、重なつて固着し、一個所よりすることは決してまれでない。かかる場合においても、その全体の厚さが一二分に過ぎぬ。

樹枝は直徑一寸二三分以下のものが多く、殊に細きものが多い。この物は木葉を含める界線（もしくはその最近部）より点々露出しているを例とし、木葉が特に塊集している部はこれを見出さんだ。靖方湖源にあるごとき「木葉木枝ヲ積ムコト厚一寸許」に符合すべき個所は、注意して検したれどもこれを認めなんだ。子が見たる樹木の中最大なるものは、直徑七八寸なるもの二本、共に粘土層の稍上部内に、水平に埋没しているものであった。子自からは以上の二本の他に、杭材と名付くべき樹木を見なんだ。他のものは、大者でも直徑二三寸許、かかる者はすでに甚だ稀にしてしかも枝があるものであった。

（以上所見は靖方湖源に所載の水城圖標中の「縱横杭材を配置しこれを築きたること鉄路開鑿のときに発見せり」なる文と符合せざるにより、八月二十五日黒板博士一行の再調査に際して、水城最高線下の地を掘下げ、杭材の有無を検して載いた。このときの所見に従へば、木葉木枝を含める粘土質の土層は、鐵道面の下方二尺五寸内外のところに達し。その性状は他の基底部粘土層と大差なく。その下方には粘土質の密なる黒土があつて、この土層は動きたる形跡

なく、この層内には枕材は勿論樹枝、木葉、砂礫等なんらの異物をも含有することなきを確認した)

上述の所見に従じて、予は水城の基礎工事とも称すべき、深部の粘土層の構造を究明し得たと信ずる。幅二十二三間、高さ一間半乃至二間なるこの層は、決して縱横枕材を配備し築造したと称すべきものではない。二三寸乃至五六寸（補に九寸に至る）の厚さに粘土質の土を盛り、覆うに葉付の樹枝を以てし、更に同様の厚さに土を積み、更に葉付の樹枝を布き、かくして一間半乃至二間の高さに葉き上げたものでなくてはならぬ。樹枝木葉がある土質と他の土質との境界より出で、その位置が水平になつていることはこれ以上に考へべき途がないと思ふ。

次に今回水城の断面深部より発掘せられた枝葉その物の性状は、学術上、大に注目すべき価値あるものと信する。この枝葉を以て天智帝御宇のものと考へべき理由あるは、すでに上述した。土中に埋没せられ、やすく腐敗すべく思はるる植物質が、千二百五十年間、古への形態を毀損することなく、大正の聖代まで遺存していることがすでに珍と称すべきであると思ふ。しかも奇怪はこれのみに止まらない。意外なることは、水城盤根部の深層より出る木葉のある者は、鮮緑色を帯び、ほとんど数日前に埋没せられたごとき外観を呈しているのであった。太古の植物が化石して発見せらることは、敢て稀有と称すべきではないが。千二百余年前の木葉が、今なお鮮緑色を呈して土中より発掘せらることは、非専門家として予が未だ聞知せざるところである。這般の類例の有無は未詳であるが、水城の木葉のごとき、埋没年代が判明せるものは、けだし特例といふべきであらうと思ふ。しかも水城はこれ尋常の堤防ではない。天智帝の御代、

我外征軍の敗戦によつて、海外の領土を放棄するのやむを得ざるに至つた、悲むべき時機に際して築かれたのである。この堤堤より往古の木葉が、新鮮時と大差なき生きしき色澤を帶びて見出されるのである。見何物をや吾人に警告すべく、今なお生氣を保つてゐるのではない。土を担ひ、木を伐り、黃皇大堤の築造に努力しつゝある、一大画幅に對する思があった。しかもこの画幅の一部には、神功皇后の征韓が描かれ、また他の一部には日清日露の大戰が写されたることく感じた。

木葉は水城盤根部の粘土層内より夥しく出れども、鮮緑色を保ちたものは唯深部より出るのであって、上層に近くに従い、変色甚だしく、質腐敗に傾き、唯木葉が介在せるを知るのみにて、到底その何たるをしてることができぬ。これに反して深層内のものは、概してよく原形を保ち、その種の何たるを鑑別しえべき状態にあるのである。但色澤は鮮緑色のものののみではなく、茶褐色、黒色等に変じたるものもまた少くない。年久しく土中に埋没したこととて、多くの物は質甚だ脆弱となり、粘土より剝離せんと試むると、やすく破碎し、完全、葉をえこと困難なるは遺憾である。但し割合に變質せずにいるものもある。木葉の種類は甚だ多様であつて、殊に殺斗科植物が物多きことくなれども、他科の植物もまた決して少くない。一般に常綠植物が多く出れども、稀に茅サルトリイバラ、または芋唐草植物等の草木が混在せるは注意すべき所見である。黒板博士はシダの一葉をえられ、予はキノモトリウの一片を見出した。なおシダが出たとはその後子が多くの人より聞知したところである。水城の築造は、書記には單にこの歳云々とあつて、月が不明なれども、発見せる植物によれば、鉄道切

断の付近は、晩春より秋の間に葉がかれたようである。

木葉はたとえ発掘時に鮮緑色を呈したものにても、少しく時を経過すれば多くは黒変する。暗所に置ても、水中に投しても、これを防ぐことができぬ。これは粘土中の鉄分の作用によるらしいのであって、

同僚高山博士は予と行動を共にせられ、葉の黒変はインキができるのであるらしきを確められ、これを防がんと欲せば、酸性液中に葉を浸して、持ち帰へれと告げられた。爾來予はその教に従て、標本として発掘當時と著変なき綠葉を貯めるをえた。予が試みた方法は、一乃至二ペーセントの硫酸銅中に、発掘した木葉を粘土付きのまま投入して持ち帰るのであって、かくすると、帰宅の途中において、液の動搖たため、すでに粘土の大半は振り落され、葉が粘土より自然と遊離する。これを水を以て二三度洗うた後、少許のフォルマリンを加えた水中に貯蔵するのである。標本は暗所におくことにしておるが、この法でいつまで緑色を保たせられるやは未定である。

千二百余年前の木葉が緑色を帯びて発見せらるる以上、葉綠素の変化有無如何といふ疑問が起る。発掘せる木葉をアルコールまたエーテルに浸すと、帶黃緑色の液をえる。このアルコール浸出液について試験して見た。この浸出液は色素の含量が少なきにより、少許のクロロフォームを加へて、色素をこれに奪はしめ。このクロロフォーム溶液を分光機に對すと、普通の葉綠素溶液と類似せる四条の吸収線が見える。その中第二線の位置が少しく黄に偏したことが、普通の葉綠と異なるのであって、他の三線は全然これと符合する。葉綠葉に変化なしと称する能わざれども、著しき変化ではないらしい。千二百五十年來、綠葉が土中に埋もれて、変色せずにいる理由がないといふた人もあつ

たが、これが事実である以上、最早理由の有無を論ずる余地がない。一定の条件のもとに、かかることが起りえると信ずるより仕方がない。疑はしく思ふ人々は水城へ出向いて見るまでのことである。

木葉の断片を顕微鏡下に檢して、新鮮時と大差なき組織的構造を保有せるを認知したが、未だ切斷標本を製して見るに到らぬ。黒変せる木葉は概して細胞の境界が黒染しがちある物においては氣孔の周囲が黒色の斑点が表はれ、また他の物においては主として氣孔の周囲が黒変せるを知った。また偏光顯微鏡を用ひて、新鮮葉におけると同様なる重屈折性質よりなつてゐる組織的成分があると認めた。要するに組織はなおよく保たれてゐるようである。

樹枝は上層内のものは腐敗したるもの多けれども、深層内の中のものは樹皮、材質共によく保存せられ、年輪、髓線等も判明であるが、質は甚だしく軟弱となり、彈力性を失い、直徑一二寸のものでも、容易に折り砕くことができる。またその破片を取つて容易に指間に潰すことができる。但稀には未だよく焼ふるものもあつた。樹枝の大多数は、発掘後、空気に触るれば、黒変して木炭のごとくなるが、硫酸銅に入れるれば原色に復帰する。細枝のある物は葉と同様緑色を帯びている。なほ今回発掘せる樹枝について、予が面白く思ふた事実は、その断面が円形ならずして、梢円形を呈するひは著しく刀鞘状に潰れたるもののが少からざることであった。かかる場合においては常に上下の方向、すなわち水城の基底に対して垂直の方向に潰されているを例とする。この所見に従ふると、樹枝中には初めて断面が梢円のものであつたであろうが、大多数のものは、長年月の間に次第に変質して軟弱となり、

子の所蔵中圧偏最も著明なるものは長径九分五厘、短径四分のものである。石化して出づる往古の樹木のある物が、圧偏せられて発見せらるるは、敢て稀有と称すべきではないがこの物は樹木が石化したる後において、圧迫せられ変形したものとは思はれぬ。すでに石化する以前において変形し、爾後礫物質の浸潤を受けたものと考へねばならぬ。丁度、今水城の新断面より、未だ石化せざる、しかも重圧のために変形したる、いはば圧偏せられたる化石の前階級とも称すべき樹枝が発見せらるるのであって僅々四五間にすぎざる土壌の圧のためにも、這般の変形が発起すべきを示している。

今回水城の新断面が作られ、樹木の枝葉が露はれたるを機とし、参考として盤根部深層の粘土と、この部内より発見したる直徑約二寸の樹枝につひて、好氣菌および嫌氣菌の培養試験を施行したが、成績何れも陰性であった。すなわち生活せる細菌が皆無なるを知った。

発掘時に何か人工品を発見したならば、捨てずにおくよう依頼しておき、数日後に行き見たところ、数個の祝器の破片が保存されてゐた。これは今子の手許に預つてある。また子は一村民より過般「モッコ」の一冊と思はるべき、縄で作た物が出たことを聞いた。(黒板博士は深部の粘土層より、草鞋をえられたといふことであつて、甚だ珍奇なる発見物であったと思ふ) なほ子の採集したものの中に編板の一小片と思ふものがあつた。

水城の新断面につひて知つた事項は、大約以上のことであるが、この大堤は上述のごとく全長約十一町に亘るものである。自然の山地を利用した部を除いても、東西両端の距離は約十町である。その中御笠川付近の約百間には、初めより土堤がなかつたと仮定し、また堤防

の断面が、便宜上高さ五間、盤根三十五間の二等辺三角形であると仮想して、その積土の量を計算してみると、実に九百四十五万立方尺といふ多量に上るのである。実際ににおける積土の總量は、更に多大なるものであろうと思ふ。頃日来視察するところによれば、トロッコのとき文明的機關を利用して、僅かなる幅の堤を崩し、その墜土を以て停車場敷地を近傍の地に築くにさえ、すでに約一ヶ月の日子を費しているのである。運搬機関の幼稚なりし上世において、土砂を近傍の山地に採り、水城の大堤を成就するに、いかに多大なる人力と、いかに多大なる日と費用とを要したやは、以上を積土の量によつても推察することができる。しかも労苦を顧みず、敢てこの大堤を築いた所以のものは、抑何であつたであらうや。神功皇后の征韓以後、わが國威の最も赫々たりし応神仁德天皇の隆盛時代も、爾後外交に失敗を重ね、外藩の統治は漸く困難となり、また新羅は唐と結んでわれに抗するに至り、終に齊明天皇の親征崩去となり、次で天智二年における白村江の敗戦となり、ここに海外のわが領土を放棄し、逆に彼の後襲來に備へんとするがためであつたと信ずる。

文明十二年宗祇法師はこの地に遊び、彼の旅行記なる筑紫道記中に水城について記して曰く

越過るまことに大成一堤有いはば横はれる山のごとし尋ればこれも天智天皇つかせ給ひけるとなん民の愁いかばかりにかと思ふも悲しすべて國家を守る人は唯民の費を思ふべき」とぞ覺ゆ

と以上の言辞が寛容する能はざる大不敬の妄言たることは、さきに予が説叙したところであるが、筑前国志の編纂者にして、往々上文を引用して単に『云々』もしくは『など見えた』と付記しあるいは宗祇

の所説を是認したのではあらぬやと思はる節あるは予の怪訝に堪えざるところである。

日本書紀をひもとくに、水城築造の翌年の冬に
秋八月遣達率答体春初築城於長門国遣達率憶礼福留達率四比福夫於
筑紫園築大野及櫛二城

り考ふれば、水城の大堤の築造は、両山城の建造と関連した工事であつて、防備上急を要する府の外郭がまず起工せられたることく、この大堤もまた百済遣臣の監督の許に造られたものであらぬやと考案せ

らるるのである。奇異なる道跡石碑石室の発見として、在原縣の諸城址が調査せられ、更に内地の古城址が類々視察せらるる今日において、水城の構造を精査することもまた史学上決して無要の業ではないと信ずる。しかもこの大堤の新断面よりは、上述の樹木の枝葉が、今なは千二百五十年以前と大差なき外見を以て夥しく発掘せらるるのであって、自然科学者に向てもまた有益なる研究材料を提供しつつあると思惟する。今回発掘せられたる枝葉の現状よりすれば、水城盤根部内において、植物質が更に幾年同様を保持すべきやは、ほとんど想像することもできぬ。恐らく非常の長年月に亘り、終には石化するに至りはせぬやと思う。

とあり。統風士記拾遺には

元禄年中この辺の土中より、大材を掘出ししよし本編に見えたり。近年も松杉等の大材をこの川の辺より穿出せり。少も朽損なし。免黒くして相州宮根山の神代の杉などのことし。

とあり。また今回の土工に従事している人夫より、先年川村近の田の中より、大なる千年木（この地の人は発掘したる大材をかく呼べり）が出たよしを聞いた。なおその後員武谷氏より承ったところによれば、先年御笠川の水域貫通部に井手が設けられ、かつ本来少しく彎曲したる河床が真直に改められた砌、地中に石垣が埋没したるを見発見せられたと。この石垣の一部は今日でも川辺に見ることができるといふことであった。御笠川の付近には、大村および石垣が埋没しているに反して今回切掛けられた鉄道貫通部付近には、かかるものを見ぬのである。今渠が断絶している御笠川付近と、今は現存している土壠部の

水城の両端部には閑門城があり、これに統じて東西の土堤があるが、中間なる御笠川貫通部には、土堤なき部があるのである。当初予は誤然諸書の記述より、この部にも東西と同様なる堤があつて、後世出水その他の原因のために崩され、断絶するに到つたものと考察していた。

ところ、今回この断絶部に少数ながら古瓦の破片が散在せるを観た。

るひはこの部の家屋にや、瓦が用ひられ、この門の付近は、他の土器部と構造を異にしたものでありますせぬやと思ひ初むるに到つた。統風土記を閲するに

元禄十二年この堤の辺の田を掘しに、大なる木二有て掘出しける。長さ三間許小口二尺余有。一本は杉、一本は朽て見分す。この土堤

を築しどきの台木なるべし

元禄年中この辺の土中より、大材を掘出ししよし本編に見えたり。近年も松杉等の大材をこの川の辺より穿出せり。少も朽損なし。色黒くして相州宮根山の神代の杉などのごとし。

像を透しくせしめんや、予は御笠川貫通部には元来水門があつて、付近には一定区域の間、石垣があつたと考る者である。元寇対防壁といひ、また高祖山の怡土城址といひ、すべて民居に近き住時の石垣は、後世心なき村民の手によつて取崩さる傾向があるのである。水城においてもまた築石を取去らんとするため、堤が崩壊せられ、終に今日見るごとき一部において断絶したるごとき現状を呈するに到つたのではありはせぬやと思考する。

水城の盤根部には積石があり、あるひは巨材が埋もれているとは、福岡転住以来子のしばしば聞知したところであるが、今にして予はこの考説には、堤防の現存部と断絶部との間に混同があるを悟つた。今回所見よりすると、上説は断絶部の巨材もしくは積石の存在を見聞して、土壘現存部もまたしからんと誤解したものと考へねばならぬ。土壘を盤根部まで掘り下げて、木材もしくは積石の有無を確定した上の論でなきことは土壘が今なほ古の形状を保持しているによりて確実であると意する。しかるに今回の調査によると、土壘現存部の基底には、樹木の枝葉を拂んだ厚さ一間乃至二間の、低く平根堅の粘土質の層があるのみであつて、その下方には春日原付近におけると同様なる黒土があり。この部には積石も巨材もこれを認知し能はぬのである。この土壘現存部とは異なり、御笠川付近より巨材が見出され、また石垣が発見せられたる以上、川の付近には元来土壘とは構造を殊にした部分があつたと考ふるとも、決して不當に非ずと信する。

なお水城近傍の所見については、陳述すべき個条もあるが、他日に譲ることとする。

(大正二年八月)

〔元寇研究の三参考文籍〕中山平次郎

元寇史蹟の研究 大正四年

八幡愚童記（八幡愚童記）

元寇戦史の研究に、此書が關くべからざる参考文籍である事は、今更喋々を要せざる処であるが、元寇史を考究せんと欲する者は、先づ此書の参考書としての価値に就て、一考せねばならぬのである。

此書八幡大菩薩の神徳を高めんと欲したる為にや、元寇に際して会戰したる我が勇士を、驚くべく法闇なるの如く記して居るのであって、季長絵詞を読んで想像した當時の我勇士と、此書中の我戦士とは殆んど別人極たる如き觀があるのである。恐る浅薄なる筆業に依つて、諂らるる研究者は今日恐らく之れあらざるべしと信するに由り、此事に就ては爰には言及せぬ。此書の価値に就て伏羲編引用書目の条を参考すると。

八幡愚童記一冊、文明十五年写本、史局藏、八幡愚童訓一冊、群書類聚本、云々橋守部曰く（写本の方は平仮字にして自記のさまなり、これ其原なるへし、おのれか得たる古本には、正応二年己丑八月箱崎

追記 九月十九日松村藤井兩氏の水城調査に際して、鉄道東側の地中より藤の実と思ふべき薙草植物の大なる実が発見せられた。大堤築造の期節を判定する証左となすをえるように考るから、このことを付記しておく。なお松村博士より承ったところによれば、水城より発見せらるる樹木は、現時水城の堤の上に繁茂している諸種のものと同一種なるが多いといふことである。

宮社図書尤定秀誌とて花押あり、さればこれも彼時に在て、まのあ
たり見る処の状を記しつる実録也)云云。

と記されている。伏故編纂者は此文に統きて我が意見を附記して居ら
る。

正応年中ノ古書ト云ヘトモ(文明ヨリ凡百八十余年前)、後人潤色
ノ蹟麗々トシテ事実ノ上ニ存セリ。

摂吾人は橋氏の所述の如く、愚童記(愚童訓)を以て『まのあたり
見る処の状を記しつる実録』と理解して可なるや否や。此疑問に対し
て、予は所謂正応年間の古書のみならず、全ての愚童記(若しくは
愚童訓)の執筆者を以て、元寇役を実見したる事無きは勿論、太宰
府及び博多湾沿岸の地を踏んだ事も無き遠隔地の人であると言明し、
又其著述は元寇より程過ぎた後世の作にして、実録と称すべきものに
非すと断言して御らぬのである。其他所謂正応年間の古書といふもの
を精核すると、明に竹崎季長松洞に掲げて加筆したと思はる点が見
出されるのであって、所謂正応本か元寇史研究の参考文籍として、殆
んと価値なき書なるを認識し得らるるのである。左には先づ一般愚童
記(愚童訓)に関する予の意見を叙し、次に所謂正応年間の古書に就
いて説述しやうと思ふ。

一般八幡愚童記(愚童訓)が銀戰者の実録に非らざるは、記述に地
理が顧慮せられたる形跡なきに依つて推察し能ふが、最も明瞭なる証
跡は水城に関する文に頭はれている。此書の水城に係る文は、昔に記
述者が福岡地方不案内なる人であるを示しているのみならず、著述が
元寇より後世のものたるを表して居るのである。此書の文を引証する
に当つて、何れの本に就てすべきか、選定に苦むに由り、年号として

古き正応二年云々の記載があつたといふ点より、爰には先づ此古書の
記述を引き参考として他本の文を並記して置く事とする。

〔八幡愚童記〕正応本。さて水木城と申すは、前は深田にて道一すち
あるのみ、うしろは野原ひろくつきて、水木おほくゆたかなり、馬
蹄飼場よく、兵糧潤沢なり、左右山あひ三十余町をすかして石もて高
くきひしく築たり、城戸口には磐石門を立てり、今は礎石ばかりにな
りにけり、南山近くあひそめ川なれたり、石山の腰には深くひろく
堀をとほして二三里廻れり、これいにしへの御代々々異賊をふせがん
ために帥の大将をおされたる大城郭なりけり。

〔八幡愚童記〕文明本。此ミツキノ城ト申ハ、前ハ深田道一、後ハ原
広クツツキ、水木ノ多キ所ニタカナリ、馬ノ飼場ヨク、兵糧ノ調宿
アリ、左右ノ山ノ間ニ三十余町ヲ通シテ高クキフニツキ立テタリ、
城ノロヲ磐石ノ門ヲ立テタルカ、今ハ礎ハカリニ成ニケリ、南ノ山
ニ近ツキテ糾染河流タリ、此山ノ腰ヲハ深広堀ヲホリ、二三里ヲマ
ワレリ。

〔八幡愚童記〕頬從本。水木城ト申ハ前深田ニテ路一ツアリ、後ハ原
広城テ水木多基也、馬蹄飼場ヨリ兵糧調宿アリ、左右山間三十余
町ヲ通シテ高クキシク築タリ、城戸口ニハ磐石門ヲ立タリ、今礎
石計ニ成ニケリ、南ハ山ニ近テアヒ染川流タリ、右山腰ヲハ深ク広
ク堀ヲホリニ三里廻レリ。

以上の三文何れも大同小異であつて、次に云ふ事は何れの文にも通
ずる様である。先づ眼に附くものは「水木城」の名称である。天智天
皇紀に曰く、「於筑紫築大堤貯水名曰水城」と、名義は此文に從へば、
府水の城なる故、之を水城といふたと聞ゆる。而して此水城の名は天

智天皇三年以来、今日に至つても依然として水城である。水城と書して「みづき」と訓むべく、又「みづき」と呼んで水城と記すべき事は、筑前人であるならば、小兒と雖之を誤る事が無いのである。「みづき」の「き」に城字を用うべきを悟らず、之を水木と記し、更に之れに城字を添へ水木城と記しあるに拘るも愚童記執筆者が水城の実際を知らざる遠地の人なるを推せしむるに足るのである。（續西要略の記者が水城と水築、水木城、水木岩环様々に記しているも同断である）。元寇戰役の觀戦者、殊に正応本に記入されていたといふ箱崎宮社官に凭る誤があるべからざる様に思はる。

次に水城の命名が貯木に基きたるを悟らすして、「水木おほくゆたか」と記し、水木城の名称が水木多豊なるに憑ったといふ意を偶していふ。斯く認定するは或は曲解であるやも測られぬが、前に水木城と記し、次に水木多豊と見讀れざる言辞が特に用いられてある以上、予は記述者の意を以て子の解釈の如くであったと考察する。

「前は深田にて道一すぢあるのみ」。深田の二字は実際の深田を称せ
るや、或は普通の田畠を指示せるや未詳であるが、水城の前方には田
甫があり、一道が博多より来つて水城の東端上水城の丸山の下を過
ぎ、太宰府に達している。実際の状況に於ては以上の東路の外に、
水城の西端に近き下大利吉松間に又一路があつた事は此部に遺存す
る古瓦片に依つて明白であるが、此西路は或は小路であったやも測
知し難きに由り、不間に附する事とすると、上文丈は無難の様であ
る。

『うしろは野原ひろくづきて』云々以下大に疑はしくなつて来る。予は風景記の執筆者が水城を以て、果して丸山吉松間の峠地に築かれ

者が水城を以て後世の城郭と同一視し、一定の広さを有する地域を画して之に防護工事を施したものと考察して いたらしき事は、之れに統いた文によつて推測し得べきである。以上の『うしろ』は其城地の後方、即ち城郭外の後方の地を意味し、此地水木に多豐にして云々の意の如く聞ゆる。之を事実に照して見ると、水城後方の地は今田甫となり、此後方の地域の中辺を縦に、即ち水城を横断して御笠川が流れ居る。水城の後地は此川に沿ふて約十町を隔つた、刈萱の閑社なる關屋の辺迄、地表が稍低くなつてゐるのである。往時の貯水池は此地の辺にあつたらしく、細長なるものであつたと推せらるる。水城の貯水が何時代迄行はれた歟、殊に元寇當時未だ貯水があつたや否やは未詳であるが、貯水があれば無論の事、貯水が無くなつた後と雖、此部に水木多豐なる野原があるべき理窟が無い。前が深田であらば、其後地も亦深田であらねばならぬ。上文は野原広く統き、水木多豐なる地が、水城と太宰府との間にあつたを記したものとして、之を信する能はぬ。筆者の念頭には太宰府の防備としての水城が無く、水城と太宰府とを混同して、之を水木城と命名して いたらしいのである。

『左右山あひ三十余町をすかして』は難解の文である。『すかす』とは山間の地を如何するのである歟、筆者の意を測知し能はぬが、文明本にある『左右ノ山間ニ三十余町ヲ通シテ』の方が實際の状況を現している。但し何本にもある三十余町は過大の様である。水城の堤の長さは東西約十町乃至十一町に過ぎぬ。但し之れは從前識知せられた水城に就いていふたのである。本年竹内少佐が発見せられた谷々の小堤を通計すると、約三十余町となる様であるが、之れ迄を加へたものとす

ると益々他の文と矛盾して来るるのである。

『石もて高くきひく築たり』。此文は事實を誤っている。水城は開門の部はいざ知らじ他の大部分は土塁であったと推する。此事に聞じて先般鉄道貫通御堀り堀工事が行はれた時、特に注意して検査して見たが、水城の大部に石垣があつた形跡は少しも認知し能はぬのである。文明二年此地に遊んだ宗慤が〔筑紫道記〕中に

刈萱の闇にかかる程に、関守立出で我行末を怪けに見るもおそろし、と記せるに憑れば、文明年間未だ今闇屋の辺に開門があつたを察すべく、上文に統いて歌一首を掲げ、次に水城に符合するものとして、越過るままに大成、提有、いはば構はれる山の如し。尋れば是も天智天皇のつかせ給ひけるとなん云々

と述べてゐるに依れば、水城に石垣があつた趣は少しも見出しえぬのである。尚此文に憑れば文明年間開門は既に廃滅に帰し、貯水も亦無かつたらしく思はるるのである。

以上の正応本の記述を文明本及び類従本と対照すると、此二本には高く云々とあり、『石もて』の三字を見ないのであって、此字の無き方が実を得ているのである。『石もて』の三字は、城と云へば直ちに石垣を連想するに到つた後世の人の洞色であらねばならぬ。

『城戸口』には磐石門を立てたり、今は礎石ばかりになりにけり』。磐石門は城門名である歟、或は石垣が城門の所に變かれていた為斯く呼ばれたかは未詳であるが、夫木集に

なる和歌が挙げられ、歌の詞書に『此歌は筑紫へまかりけるに、府に

高 遠

入日、水城の闇に少武府官など、むかへにあつまり來たりけるによる』(筑前)とあり、藤原高遠が太宰大式(宣弘元年十一月二十日)にして、以上の短歌が所謂『歌人居ながら名所を知る』的のものに非ざるに思及すれば、歌中の『岩垣の水城の闇』は水城の往還門にして、上の城戸磐石門に符合する如く思はる。歌の初五『岩垣の』は文明本の『盤石ノ門』と対照すると、事実において岩垣があつたを示して居る様に聞ゆるが、又磐石門なる固有名詞を和訳したとも察せらる。何にもせよ水城の東西兩闕門に石垣があつた事は、丸山下及び下大利吉松間の通路に築石の残物と思はるものか、遺存しているに依つて推察し得べきものである。而して上文を見ると城戸口磐石門なるものが、『今は礎石はからになりにけり』と記載せられてゐるのである。此一語は決して看過しならぬものである。これと殆んど同文は他の二本にもこれを見るのである。元寇當時における磐石門の現状如何は未詳であるが、『今は』とする語氣より察すれば、何れの愚童記、其著述のあった年は、元寇より程過ぎた後世と思はねばならなくなるのである。愚童記の眞の筆者は八幡鑑義記を著さんとこそ思へ、同書中の元寇記を実録として記しておらなんだと信する。所謂正応本中に記入せられたといふ、正応二年は弘安四年を去る事僅かに八年目の年号である。この時代において『今は礎石』云云の文が繰らるべき道理無しと考察する。正応本にあつたといふ『正応二年己丑八月福岡宮社官園書尤定秀説花押』は信するに足らざる記載であらねばならぬ。

『南山近くあひそめ川ながれたり』。水城の南方に当りその近傍には山地が無い。礎石を用いて厳密に言表すれば、水城は西北に面し、その西南に春日附近より続いた高地があれども、土俗普通に博多湾を北

に立てその反対側を南と呼んでいる。磁石を用いた実地に臨んだ感想よりすれば、水城は東西に位し、北方の海ある方向に面している様に思はるるのである。此所感よりいへば、以上の南は前出の『うしろ』と同方向を指す事になるのであって此方向の水城近傍には山地が無い。若し山地があらば前出の『うしろは野原ひろくつき』の文に擅著する道理になるのである。又上出の『南山近く』の南を、磁石を用いた南方と解し、山を水城西南方の高地と考へて見ても、未だ上文は実状と符合せぬ。藍染川即ち御笠川は、山近くを流れずして、却て左右の山を離れて、岐阜の中辺を東南より西北に向て流れ、水城を中央部において（少しく東に偏す）横断し、これと十字形に交錯している。『石山（右の山若しくは此山）の腰には深くひろく窪をとほして二三里廻れり』。此文は如何に意を加へても、水城の実状に當てはめる事が出来ぬ。前に『三十余町』とあり、爰に『二三里』とあるより推察すれば、胸墻を築く事三十余町、隣を廻らす事二三里といふように聞ゆるが、水城近傍の狭地には斯る広大なる余地があり様が無い。水城の太宰府に対する防禦上の価値は、これが幅約十町に狹まつた狭地に築かれている点にあるのである。文意より推察すれば愚童記の筆者は水城と太宰府とを混同して、太宰府をも水木城の領域に加へていたらしいのである。故に太宰府附近をも仮に水城の範囲とし、愚童記の記述通りの水木城を想像して見ると、隣の延長二三里をこの狭地に画せんとするには、余程後方迄考按の中に入れねばならぬ。爰でこの地の周囲に、殊に上文にある如き山の腰に、深広なる堀を穿つたと想像すると、一の不可思議なる城郭が出来る。愚童記所述の水木城は幅十町乃至十四五町（峠地の幅）、長き約一里許の細長なるものであって、

左右は山腹を以て遮断せられているに拘はらず、その山麓に深広なる堀が穿たれ、その内方に高く胸墻が築かれたものとなる。悉くては藍染川を何處に流して可いか不明になる。又以上の広大なる地域を城廓として狭地から除き去ると、前出の如くうしろは野原がひろくづかなくなる。戦闘実見者少くとも福岡附近の地理に通せる人が疑る機雲的水城を描写すべき理由に断じて無いと信する。正応本中の箱崎宮社官云々が後世の偽書たるは明白であると信する。愚童記中の水城に関する記述は、実戦参加者の手記に憑拠した処があるやも判れぬが、要するに空文であらねばならぬ。愚童記の筆者は水城の何たるを知らざる人、即ち遠隔地の人にして、しかも太宰府へ来つた事なき人であらねばならぬ。執筆者は恐く勇山八幡宮に關係ある人であらうと想像する。

『これいにしえの御代々々異感をふせがんため帥の大将をおされたる大城郭なりけり』。子は未だ愚童記文明本の真本を実見したる事無きに由り、確言する能はざれども、伏敵編に憑れば同本には上文が無かりし如く、子の見たる一本は文明本と殆んど同文なれども、このところに『昔神功皇后土と國ノ大人ヲ罪カセ給トテ一夜ニコシラエ給シ城ナレヘ神力ノイタス所凡夫ノシワサトハ不見』なる一文があるものであった。伏敵編の註に『弁疑に曰く印本このところに神功皇后の御事をひき』云々と記されたるが、恐くこの書であらうと想像する。子の所蔵の類從本にも、亦このところに神功皇后の御事が引かれていた。掲上出正応本の『大城郭なりけり』を前出の『堀をとほして二三里廻れり』及び『石もて高きびしく築たり』と对照する時は、所謂正応本の筆者（潤色者）は、水城を以て後世の城郭と同一視していた

は疑ふべからざる事である。又設令愚童記の原本に「石もて」、「これにしへ」云々の文で無かつたとするも、『葉をとはして二三里織れり』と殆んど同様の文は何れも本にもこれを見るのである。愚童記の眞の記述者も亦水城を以て後世の城郭と同一視していた如く推せらるるのである。眞の記述者も亦元寇戦役実見者に非ず、福岡附近の地理通曉者にも非ず、遠地の人たるべきは既に城を容るる余地無しと信する。以上の見通より予は八幡愚童記八幡愚童訓中の元寇戦記を以て実錄に非ずとの断接を下すに躊躇せぬ。

文永弘安両度の元寇に際して、我太宰府が元寇の作戦目標であった事は、多言を要せずして分明である。當時我軍の根據地がこのところであつた事も、亦往年の情勢より観察して確実であると信する。元寇襲来の事あるや、我軍がこれを博多湾沿岸に擲いだは、要するに太宰府を譲らんとする意に他ならぬのである。文永役において博多湾沿岸に敗れた我軍が、水城に背進したのは、この要地において府に侵入せんとする歎を支へんとした為である。太宰府を念頭に置かざる文永役戦記は、頭脳を欠いたる記述と認定せざるを得ぬ。戦役参加者若くは実見者の記録にして、水城退却の事を叙述したるにも拘はらず、太宰府を念慮せざりしものが、これあるべしはと殆んど想像するを得ぬ。八幡愚童記八幡愚童訓を通覽するに、文永役において我軍が、太宰府に向て背進したといふ意味に解さるる個条は、これを發見し能はぬのである。若し愚童記愚童訓中の水城退却の記事を読んで、我軍が太宰府に向て退却したるを察する人があったと仮定せば、この読者の判断は、同書の記載に憑拠したるに非ずして、記述以外の自家の知見を基礎としたものであるといはねばならぬ。愚童記所述の水木城は太宰府

の防備たる水城に非ずして、水城と太宰府とが混同？せられた城郭であつて、しかもその所在が山間であったと考究すれば、城は何れの方向にあらうとも、文意を亂す上には大なる影響を与へるのである。予には愚童記の執筆者が太宰府の意義を正解していた人であったと推想する能はぬ。又筆者が太宰府を念頭に置き、而して後文を草したとも思惟する能はぬ。記述者が戦役実見者に非らざる、又戦場の地理通曉者にも非らざる、遠地のしかも後世の人たるは、恁る個条の依り推察し得べきのである。若し上出の『これいにしへの』云々なる一文が、愚童記の原本にあつたならば、勝氣怎ら文中の異版及び前文の二二語にて便つて、水木城退却の記事を、太宰府方面へ背進の意を表したものと察し得べけれども、上文は文明本にも類似本にもこれを欠き、唯疑はしき点多大なる所謂正應本のみに記されたものである。上述の事を前に説述した水城開門に関する『今は礎石ばかりになりにけり』と对照して考察すると、八幡愚童記の成ったは、元寇が起つてより、余程後世の事と思はねばならぬ。

八幡愚童記八幡愚童訓にして、業に実錄と称す能はずと考ふべき以上、此書が何時何處に成ったといふ疑問が起るが、此等の疑点を解決すべき材料を有せざる予は、此間に對して確答を与ふる能はぬ。唯上出の『今は礎石』云々の一句に憑依し、漠然余程後と思ふより仕方がない。但し文明十五年の写本があるに依れば、此書は此年か或は夫より稍以前に成った事丈は考定し能ふのである。宗祇が筑紫道記中に菊葦の闇において記したるにも係らず、水城の關門に就ては記するところなく、水城を單に大なる堤と述べたる事より推すれば、この時既に水城の關門は廢滅していたらしく、文明十五年即ち宗祇西遊三年後の

愚童記中の「今ハ穢ハカリニ成ニケリ」と符合するところがある如く察せらる。正応本の正応二年云々は到底信用する能はぬ。伏散編著者は記して曰く『文明写本布字簡少、用語古朴ニシテ蓋シ真本ナリ、之ニ次タ者ハ類聚本ニシテ、字句較々文明本ヨリ多シ』云々と、予は編者の言に従て、文明本を以て最も信憑すべき書と信じている。

八幡愚童記の原著者は文を譲るに際して、戦役参加者の手記或は信憑するに足るべき伝説等を参考したとは信ずるが、既にこの書を以て実録と認定する能はざる以上從前往々見るが如く、主としてこの書のみに憑拠し、元寇史を編む事は穩當と称するを得ぬ。同書の記載を引用せんと欲する者は、余程の注意を要するのである。又単に八幡愚童記と季長繪詞とを連繋したりと、決して首尾関連したる戦記を得るべき道理なしと信ずるのである。

一般八幡愚童記に就てはんと欲した個条は、大略以上に尽したから、次には特に同書の所謂正応本を子が如何に見えてるかに就て述べんと欲する。この書に記入せられていた『正応二年己丑八月箱崎宮社官國書尤定秀誌押』中の定秀なる人は文永役において箱崎宮の神体を宇美方面に渡すに際して供奉したといふ『留主左衛門尉定重云々國書尤定秀』中の同職同名の人と同一人と考えべき是多言を要せざるものである。即ち正応本の筆者と考ふべき定秀なる人は、文永役の参加者である。しかし正応本の文永役を検すると、文明及類従本に記載なき。

肥後國御家人竹崎五郎季長、天草城主大矢野種保兄弟、船にかかりしほどは、よくもふるまひたれど此所にいたりては舟かからず、白石六郎通泰もえすます。

なる一文を発見するのである。文永役における彼我の情勢を考察するべく、十月二十日に船戦があつたとは、到底推察する能はぬ。殊に竹崎季長がこの日船にかかるべくもふるまふべき理由がない。竹崎季長は上述の絵詞に明記せられたる如く、文永役には主従僅かに五騎を以て来会し、箱崎より博多にこの地より又赤坂に向ひ、島飼の汐屋松附近の追撃戦に負傷して、後陣より馳けた白石六郎通泰と互に謀人に立ち合ふている人である。季長が文永役において船戦をなすべき理由がないのである。同じ日には箱崎宮神体を宇美方面に遷坐したといふ、國書尤定秀氏の筆に成った愚童記に、かかる架空事が記されるべき理由がない。上文の前節は絵詞中の絵画、前出の〔四〕の誤解より出た加筆であるは、殆んど疑を容れざるのである。又白石六郎云々は前出（四）節か〔四〕画に依つて記入せられたものと信ずる。要するに正応本の前文は季長繪詞を見て潤色したを明示している。絵詞は奥書と思ふべき記入に従へば、永仁元年に成ったものである。それよりも四年前の正応二年の書といふものに、季長繪詞に依て記したと思はる節が見ゆる。絵詞の大矢野本には鳥飼戦闘の次に敵船攻撃の図が配列せられているといふ事である。所謂正応本の潤色者はこれを見て、何時のこととも考定し得ず、よい加筆な事を記入したと思はる。恐く正応本は季長繪詞旧巻の文画が繼目離れたる為散乱し、列席さへ定め難くなつた遙か後世に偽造せられたものであろうと察する。

所謂正応本には季長繪詞に依つて加筆したところがあるを注意して、同書を読んでみると、絵詞から出たと思はる潤色が甚だ多く眼に付くのである。一々は煩しきに由り、爰には説述せぬが、同本の記述にして文明本又は類従本の内容と異なる所は、概して季長繪詞から出て

いると考察して大過なき位である。橋守部氏の考収にして往々正応に中らざる個条があつたのも、この正応本が其因を為している様に察せらるのである。何れもせよ元寇戰史の考収には正応本は断然排却すべきものであると信ずる。

水城の記述は、これと同時の築造にして、その一体分身とも曰ふべき、大野及び榎城の記述と密接の連係を有す。しかるに、大野の築城及びその起因に就いては、大正四年（本誌第一集）に、又た榎城の史蹟に就いては、同じく十五年（第三十九集）に、各々當時所見の梗概を述べ置きたり。されば今ま水城築造の史蹟を述るに当り、自然前の二稿と重複の嫌らひはある、亦た勢の免れざる筈なるのみならず。然かせざれば記事自ら不具たるを免れず、これ畢竟は、併論すべき性質のものを、分説したるに因るなり。且つこれ等の榎城の近因たりし、當時我が再度百濟救援軍の派遣、尋ひて白村江口の敗戦に至るまで、及びその後における彼我の状況に就いては、頗る複雜せるものあり、尙々前二稿と聊か重複するものあるを厭はず、茲に先づ我が中古におけるこの水城を始め、当時一大国防工事たりし如上三築城の起因に就いてその梗概を述んとす。但し二稿に譲りて省略せしも亦少からず、彼此參照を乞ふ。

一 築造の起因

イ 神后征韓後三国の消長 附任那の滅亡

今より約一千九百余年前、昔時の三韓既に影を没し、新羅、高勾麗、百濟相繼いで勃興し、昨は甲乙兩国盟を結び、今は乙丙二國攻守を共にする状況にして、三国互ひに衝争、勢力の消長ありしが、神后の征韓（今より一千七百三十一年、後漢獻帝建安五年、新羅昔泰解五年、高勾麗山上王三年、百濟尚古王三十五年、西紀二百年、以上皇紀々年

に廻りて記す。）後は三国共に我が朝廷に對して、表面蕃属の礼を執りに在り、任那その間に介在す。）その中に在る新羅は最も狡猾詭計を弄し、反覆常ならず、繼体天皇の時、時の大連大伴金村の失政は主として、対韓政策を過ぎ、欽明天皇の時に至り、我が任那は終に新羅の爲めに併呑せらるるに至れり。又た高勾麗は北方を據有し、その地形

上、羅、濟一国の如く我が邦との關係密ならずと雖ども、その広開土王の南侵に伴ひ、平變にて我が軍と一大衝突を為せし事あり、（大友疾手暮高麗征討軍、彼の記事彼高勾麗広大王に相違あり。）しかるに独り百濟は、神后的四十七年日本に朝貢して以來、終始一貫して我れに附庸し、我が薄風の國と成りたり。これ一には高勾麗の如く、大陸に根拠を有せざると、又た新羅建国の基礎が、淵源の深きものありしと、事情自ら異なるものあるが如き、亦たその一因たりしならん。

しかるに新羅真興王の十二年（皇紀千三百六十二年、欽明天皇十二年、支那梁文帝大宝二年、高勾麗陽原王七年、百濟聖明王二十九年、西紀五百五十年、紀の神后征韓後三百六十年。）王は偽計を以て百

勾麗を伐つて陥落せしめたる漢城、及び平壤を機奪し、茲に始めて韓、半島を横断して黄海に出るの途を拓ぎたり、これ実に唐羅西國海上の交路を開いたる最初にして、後年隋唐の受けを得るの端緒を啓き、間接日本に及ぼす影響亦た少からず。その後推古天皇の時、百濟の武王は高勾麗と同盟を結びて頻りに新羅を破り、尋いで聖德天皇の時、百濟の義慈王自ら軍を帥いて前後新羅の十余城を奪取し、新羅の西鎮たりし今の大邱附近に迄迫れり。新羅窮屈して援けを唇に乞ひしかば、

唐の太宗（皇帝李世民）三国間に調停を試みしも成らず、終に自ら起ちて遠く高勾麗を征したるも、亦た功を修むること能はず、この時新羅は唐軍を接待して高勾麗の背後に策動せしに、却って百濟の為めにその処を衝かれて又た十余城を失ふに至れり。茲において太宗は、愈々新羅救援、百濟廢墮の意を決したり。

○ 金春秋の来朝と中大兄皇子 附百濟の滅亡

かくの如く新羅は連年屢々、濟南國との葛藤解けず、日本には服従を表したりしも、形式にすぎず、依つて我が朝廷にては尚ほ進んで新羅の真相を確めんが為め、孝德天皇大化二年小總高向黒磨を使節として新羅に派遣し、服従を表する証拠として、質子を徵せられたり、羅庭にては質子の派遣に就いて免角の議ありしも、これを拂し、自ら請ふてその任に當り、黒磨と共に質子として、我が日本朝廷に來りしものを、大阿湊金春秋と為す（大阿湊は新羅王族の最高爵位、我が正一品に相當す。）この人千古の英傑にして、後ち新羅第二十九代の王位に即き、後年日本朝廷の韓地防禦、新羅の三國統一、間接にしては我が軍白村江口の敗戦、この水城を始めとして、大野原の築城、その他當時我が日本国内に一大国防工事を施設せしむべき前提を成したる。

後の太宗武烈天皇紀（三年）新羅遣^ミ上臣大阿湊金春秋等^ミ送^ミ博士小總高向黒磨呂小山中中臣連押熊^ミ来獻^ミ孔雀^ミ隻鸞鶴^ミ隻^ミ仍以^ミ春秋^ミ為^ミ質春秋美^ミ容顏^ミ善^ミ談咲^ミ阿湊は新羅爵位十七級中第二級の爵位、韓史には多く伊唯又伊足冷^ミに作る、諸王子王族の叙する爵位、大阿湊はその最高爵位なり。金春秋の来朝せしこと、書紀にも只これ丈の記事遺れるのみにて、他の事は一切判明せぬも、大化三年は蘇我入鹿の誅戮せられてより正に三年、朝廷の実權は既に皇太子に在りし時なり。只この時は、共に皇子と王子の地位に在りし天智、太宗の兩英主が、一堂に相会して、談笑を共にし、談時に軍國の事に及びし事もありしなるべきは、この簡潔なる遺文に觀ても、推測するを得べし。金春秋はこの如くにして、傍ら日本朝廷の事情を偵察せしものと思はる、その帰國の年月は書紀にも見る如なし、然れども入朝の翌々年大化五年に、新羅王は同じ王族の一人阿湊金多遂を質として派遣し、從者三十七人と共に来朝せしこと見ゆれば、勿論これと交代せしものと思はる。

東國通鑑に、金春秋はこれより先き、深く怨を百濟に懷さ死を決してその敵国たりし高勾麗に入り、親しく宝助王と折衝し、意外の危難

に遭遇せしが、更に屈せず、日本を去りし翌年には、遂に唐に入りて太宗に謁し百方これと折衝し、終に太宗をして新羅救援、百濟懲意の大舉を承諾せしめ、重きを唐朝に成したり。此人は勿論新羅親唐派の首領にして、その一大企画頗く成らんとするの秋に際し、不幸にして殊力と頼む唐の太宗殂せしかば、一時殆んど絶望の域に沈みたりしが、王の即位六年（金春秋の即位は我が孝德天皇白雀五年にして、日本薛去後六年に在り。）唐の高宗は父帝太宗の遺団を繼ぎ、當時兵家として智識抜群の称ありし李世勣の議を用ひ、顯慶四年（我が齊明天皇五年）極めて秘密裡に終急として百濟遠征軍を起し（唐史の算數に依れば兵數十三万）密にその國を襲ひ、且つ予め新羅に牒してその背面を衝かしめたり。日本政府毫もこれを知らざるのみならず、百濟亦たこれを知らず。六月二十一日唐の征済將軍蘇定方、劉伯英等、師を率ひて德物島（今開城の南方漢江の下流）に到る、百濟始めてこれを知り、錯愕狼狽、為す所を知らず、これより先き、新羅の武烈王（金春秋）

政撃進路に就き、大正の始め、我が扶余守備隊において現地に就き研究せし處に依れば、この二道の外尚は唐の一枝隊は南陽灣に上陸せず、百濟の西海岸に沿ひ、南下して白村江口即ち群山港に達し、直ちに江を溯つて泗水に達し、陸軍と相應呼したるものと推断せらるる。斯くて十三日至り、王城守備全からず、義慈王は熊川（今公州、舊屬第三回の都城たり。）に遁れ、王城は唐、羅連合軍の占領に罹り、十八日熊川また破れ、義慈王及び太子、大臣以下悉く唐軍の俘虜となり、交戦僅か十日足らずして、神功皇后以来永く我が日本の薄風たりし百濟王國は、その建国六百七十八年の齡を以て、脆くも覆滅したり。今扶余邑の南、荒径の傍に、この翌年顯慶五年の建設に係る唐の蘇定方平濟塔遺存す、五重の石塔にして高さ目測約三丈、塔の上部に僅かの欠損あるのみにて他は全形を存し、最下層の四面に刻せる碑文も、過半読解するを得る。この塔の事及びその碑文も、新、旧唐書共にこれを脱す、しかるに後年朝鮮李朝佛得恭の書ける四郡志にその全文を載す、幸ひに今遺存する碑文の損失を補ふを得る。その文は固より誇張の甚しきものなれども、この時百濟征討將帥の官氏名、各々の歴功、戰役等を詳細に記したれば、これが為め新旧唐書の遺漏を補ふを得、この塔の外に尚ほ前年扶蘇山（扶余の首山）の半腹において、劉仁願紀功碑を発見せり、余の扶余に遊びしは大正二年なりしが、此時は碑中央より断折し転倒のまま、發見地に委しありたり、これまで碑文の過半は読了するを得たりしが、今は如何の状況にあるか詳かにせず。

此くて唐の征済將軍蘇定方は部将劉仁願を駐め、一万の唐軍と七千萬分一地図参照）に防がしめしに、連卒伯階身を挺して新羅軍と要敵せしも衆寡敵せず、百濟軍の全滅に帰し、熊津口亦た唐軍の為めに擊破せられて百濟軍敗退し、新羅の軍進んで炭喰に達し、唐軍と通絡し

ハ 齊明天皇の親征と再度
百濟救援軍の派遣

の新羅軍とを付して、百濟の王都を頼せしめ、九月三日義慈王以下の俘虜を拉し、熊川口より乗船して本国に凱旋せり。しかるにこの百濟滅亡の報が、日本朝廷に達せしは定方凱旋後、即ち九月五日にして、その事状は書紀齐明天皇六年九月に紀に詳かなり、かかるに日本政府の措置に先立ち、百濟の遺臣達率余自伝、恩率鬼室福信、沙門道探等の義兵、各所に起り、唐、羅の駐屯軍を破り、勢大に張りしかば、遂率某（書紀名欠）沙門覚徳を日本に派し、尋で又佐平福信、同貴知（佐平は百濟十六等の爵位中、最高等の爵位、この時福信は恩卒であつたのを、國民はこれを奉じて佐平とあがめた）等更に日本に遣はし、唐の俘を獻じて、この時日本朝廷にいた、義慈王の子豐璋を迎へて、新に國王と為さんと及び日本より援兵を送られんことを貢願せり、その奏言は前後共に書紀に見ゆ、實に悲痛を極めたるものにて、試にその一端を説解すれば、新羅と唐との為に、社稷を転覆せられて、君臣共に俘虜となり、始ど唯類がない、兵器は悉く押収せらる、義軍は棍棒を以て戰ふて、何卒遂に天皇の護念に頼りて王子豊璋を迎へ、再び百濟國家の復興を懇願すといふに在り、この慷慨絶倫なる吉濟臣等の挙動は、深かく日本朝廷の同情と、信赖とを、喚起せしものと見え、即日百濟救援の詔勅は發せられたり、その詔勅も書紀に見える通り、これまた壯烈を極めたり、その大意は、危きを扶け絶へたるを難ぐは、古の恒例である、今百濟策窮まりて我れに懸る、その志枕戈待胆、必ず本国を復興するに在り、宜しく命を將軍に分ち、百道俱に前み、議会雷動、俱に沙喙（南韓の地名）に集合し、その鱗を脱りて彼の倒懸を経くべし、（唐、羅の連合軍を撃滅して、速に百濟の急を救ふべし）といふにあって、春秋の筆法から言へば、実

に天下の大義哉なり、蓋し百濟は永く我れに朝貢している我が半島の國柄であるのにこの詔勅の趣にては、恰も対等の邦を救援するもの如く聞ゆるは、當時は今日の如く國際法の發達せざると、一には又たこれを藉りて國論を鼓舞し、士氣を作興せしめしものなるべし、茲においてその年の十二月、時の當局者皇子太子中大兄皇子は、齊明天皇を奉じて難波に幸し、茲にて出師準備に着手し、又た駿河國に令して、船艦を増製せしめ、翌七年正月この時天皇は六十七歳の御高齢、特に女性の御身をおいて、仲哀神功以来絶へてその例無かりし天皇親征の儀を用いて御親征の途に上らせられ、八日備前の大伯（邑久郡於保久）に、十四日伊予の石湯（今の道後）に御着、此所にて暫く救援軍の出征等を監視され、三月十五日、御船那の大津（博多）に着し、若瀬の行宮に入らせ玉へり、この時那の津を長津と改め五月九日、更に朝倉橋広庭宮（朝倉郡恵蘇宿付近）に移御ありしが、七月二十四日、この戦役の始めにおいて、不幸にも朝倉宮にて崩御あり、この崩御に就いて、種々の怪説を伝へすこと書紀に見ゆ、場所と言ひ、事柄といひ、正に皇紀四百六十余年前に、この地にて起りし仲哀天皇崩御の御時と、同一の事状にあり、而かも彼に在ては難詞の當局者は、女性の御身で在しながら、その事成就し、これに在ってはその難詞者は最初よりの当局者にして、亦に不出世の英主で在しながらその事不成功に終りしは、決して天智天皇と、これを補け奉りし藤原鎌足等の無能の為では無く、欽明の御時任那日本府滅びて以來、積年の頑勢茲に至りし結果に他ならず。

想ふにこの時皇子は、外は半島侵襲の大敵を受け、屬邦滅亡に頼し、内は正に大化革新の進行中に際し、遽かに大表に会はせ玉ふ、そ

の内外に亘る事情の困難は、仲哀崩御の時に倍甚するものありしは、推測し奉るに難からず、されば皇太子は、この時非常の決心を以て、歴代の恒例を停止し、誠懇に託して、践祚の大礼を行はせられず、天皇の大喪中なるに拘らず、崩御の翌八月、前将军阿倍比羅夫以下五将を派遣して、百濟の急を救ひ、九月には百濟の皇子豐璋に鐵冠を授づけ、狹井連横、秦田来津等をして、師五千を率いてこれを本国に護送せしめ、翌年即ち皇太子稱帝（後政）元年正月。佐平福信に矢十万隻、外五種の物を賜ひ、且つ糧食を輸送せられ、又たこの月唐新羅の連合軍、再度高勾麗を撃ちしを以て、別に將軍を遣はしてこれをも助けしめられたり、この時大將軍阿倍比羅夫等、兵船百七十余艘を半ひて百濟に至り、王子豐璋を立て王位を繼がしめ、金策（日本天皇の絶対的自信を表示する符）を福信に賜はれり、茲に至つて日本政府の擁立せし百濟新王國は、一時成立するに至れり。しかるに福信等出来津の建議を用ひず、新羅軍の為めに破られて、前後數城を喪ふに至れり、茲において更に新羅討伐百濟救援として、將軍上野野君稚子以下七将をして、兵二万七千を率ひて急に増遣せしめられしに、百濟の遣臣高齋常之等、また余衆を乱合し、唐新羅の連合軍と戰ひ、一勝一敗の状況に在りしが、茲に我が日本朝廷の舉世の状事も、百濟義徒の沖天の意氣も終に空しく水泡に帰するの、已を得ざる事状發生したり。

古へより邦家の滅亡するは、敵の砲火に付るよりも、禍難の裏に與るに因るもの多きに居る。天智天皇の心血を注いで、再興せられし新百濟王國の運命も、遺憾ながら、またこの微に漏ること能はざりき、その概要を言へば義軍の首領と目すべき佐平福信、同志道探と原あり、これを殺してその衆を領す、尋で新王豐璋福信と相偕忌し、

計を以てこれを慘殺し義軍一方の首領余自信の兵權を奪ひ、同く黒齒常之を斥けたり、茲において士氣大に沮喪し、衆心挫折し、一方においてこの時唐の將軍劉仁願等は、百濟義軍の意氣勢力、侮る可からざるものあるを觀て、これに対する一の方略として、百濟の王子陸を擁立し、日本朝廷の璽に戴ひ、百濟王國を復興すと声言して、離間策を行ひ、七月大に福信の余衆を熊津付近に擊破せり、この時新羅は武烈王既に殂し、その子文武王、金庚信等二十八将を率ひ来て唐軍に会せり、これより先き百濟義軍蜂起し、日本朝廷、又た救援軍を派遣するとの情報、唐に達せしかば、唐朝においてもまた將軍孫仁師等を將とし、増援隊として戰船百七十艘を派遣せしが、この増援隊唐津に達し仁師仁願は新羅軍に策応して、曉路四渡城を衝き、劉仁軒等艦隊を率いて南下せしが、この艦隊は、我が救援艦隊に先んじて白村江口に達せり。

二 白村江口の敗戦

白村江口における日唐兩軍の海戦の記事に就ては、我が国史と韓夷兩史の記事とに月次船數等その他就いても異同あるも（東國通鑑この役の記事は、主として資治通鑑唐紀の転載に過ぎぬ）大体において彼此此符合す、これを綜合すれば八月二十七日我が軍白村江口にて唐軍と遭遇せしに、戰ひ利あらず、依て二十八日相識して突撃を行ひ、殆んど伍を亂して進む、唐軍左右より我れを來撃し、我が軍舷々相摩して進退の自由を失ひ、田来津以下悲愴の最後を遂げ、終に我が軍の大敗に帰せり、兩邊艦には、唐軍四戰皆勝、焚其船四百余艘、烟炎灼

と記す、しかるにこの時日本軍の大敗に帰せし動機に就ては、兵數の

多寡（兵數に就ては各書一定ならず）等にも因らんが、これ等の外に、
日、義、漢の史に、表面の記載を欠けるも、この役後九年唐、羅の
葛藤に際し、新羅の文武王が、唐の問罪の將軍薛仁貴の詰責に答ふる
書中、この戦況を記せる文意に依つて略ば推測することを得る、この
問答書は共に全文東國通鑑に見ゆ。王の答書の一節に、

倭人来助三百济、兵船千艘、泊三千白沙、百济精骑、我以三驍騎、先破岸陣、周留失胆、遂即降下、

とあり、この岸上に陣していた百濟の精騎とは、即ち新百濟王豊璋

の軍にして、新羅の騎兵先づこれを駆逐したるかがめ盾の船團は全く陸上の敵軍に対する顧慮無く、我が艦隊はこれに反し、その突進に際して、敵軍の潰滅に伴ふ敵の強襲の為め、終に全敗に陥りたるものにして、この時葦原は周留城（沼渡城）に向って敵中を突破する勇気と奮闘の精神を發揮して、高勾麗に走つて終に跡を暗めし、内は自國義軍の願望を無にし、外日本天皇倚托の重に背き、此くして百濟は全く亡國の終りを告げたり、この文武王の書中に白沙とあるは白村江にして、「にはこれを白馬江」とも記せり、それは韓語で村を「スキ」といふ、しかるに馬も沙とも同じく「スキ」といふところから、元来白村江といひし或は白馬江とも、又た白沙江とも、或は略して白江とも、又た白江口（白江の入口といふの義）とも記するに至れり、追日湾を延日湾とも言ふに同じ、しかるに後世に至つて蘇定方が渡江の妨禦を為す蚊龍を釣んが為め、白馬を江に沈めたるよりの名称などとの伝説を生ずるに至れり、固より齊東野人の語たるは曰ふ迄もなし。

水 皇軍の韓地放擱と百濟

た森州城、酒波城及び夫所里城ともいふ)に達し。それより潤江尚邦利)に達す、江の名を錦江と言ひ、大正二年余の親古のころは公州より群山迄漸く石油發動の定期郵便船毎日来往したり、两岸風物蕭条、観るべきものは扶余付近二三の他には格別あること無し。上記の文武王の書中に、和船千艘とあるは誇言なり、我が史の記載に依れば、この役に参加せし我が船数は百七十艘に過ぎず。

確知し、実は双方努めて歎を通じて接近せしものと思はる。又た新羅悉くこれ等の取容を終了し、九月二十五日その先頭を以て百濟の地を離れ、内地に向へり、唐将劉仁願劉仁軌等後に氏族の地を平倭原と名付けたり、この命名は一面にはこの地が我が軍最後の根據地なりしことを意味す。この日本軍の撤退に際し、唐、羅、の連合軍は前に我が軍突撃の猛烈に慄りしものか、我が軍の為すに任せて、一切追撃の挙に出ざりき、この退軍の手際は、後代文獻征韓軍の撤退とは、趣を異にしたるものあり、この時我が軍に收容せし百濟の貴族以下は、後にこれを近江國及關東諸國に分置して、相当の田地と三年の食料とを賜ひ、後ち更に佐平余自衛、沙宅昭明、東室集斯（集斯は福信の子）等以下五十餘人に大錦下以下小山下を賜はりしが、その中にて達率禮福留、回答林春初（この人の名、書紀普通刊本には、答林春として初の字を脱す、貞原翁以下青柳伊藤氏等皆之に由る、今中臣本及び飯田氏の説に従ふ）は共に兵法に嫋ふとあって大山下を授けられたり、四比福夫の名は見ぬも之も勿論五十餘人中の一人と思はる、（書紀天智天皇十年の記）又たこの時まで我が邦に留まっていた藍璋の弟善光には、後ちに朝臣の姓を賜ひ百濟の旧民を領せしめられたり。百濟滅亡後八年にして、高勾麗もまた内乱と唐、羅、連合軍との為に滅亡せしが、この時も高勾麗の日本党的な士人、多く我が國に帰化したり。高勾麗百濟の此等の帰化族は當時朝廷に重く用ひられしのみならず、後世までもこれ等帰化族の後裔からして、朝廷に忠良の人物をも出だせり。懐風藻に、大友皇子が沙宅昭明、答林春初、谷那皆首、等數人を延びて賓客となされし事見え、又た大藏冠位（古書）に、この沙宅昭明が錄尾大臣の薨後、その碑文を書し事、及び鬼室集斯が学

職頭、則ち今日の大学總長の如き官に任せられし事など見えたり、蓋しこれ等帰化の貴族の多くは當時百濟の有識学者にして、朝廷においてこれを重用せられしなり、これ等の人々の後裔の名また國史に散見する中にも、後代復武天皇の妃に召されて良峰安世（経国集の著者僧正通昭の父）を生みし百濟教仁が女の百濟永繼、及び同じく桓武の妃たる百濟貞教の如きは、皇胤昭運錄一代要記等に掲れば、皆この當年百濟帰化族の後裔とす。憶頼福留、因此福夫に就いては尚ほ後も述べし。

此くて水城を始めとしてその一連の国防大野城及株城等の築造の起因を為しし日濟連合、対唐羅連合の対抗、又た或意味においては日、濟、羅同盟、対唐、羅同盟の輪轍は、當時流連の未だ多く開けざる時に当り、海を隔てて五ヶ国に跨り、而かもこれ等各國當途の君臣が、同時に一堂に会したるこそ無れ、君臣何れも皆な釋世の英傑時を同じくして出で、唐の太宗高宗、これを輔るに魏徵李世勣蘇定方等の英傑あり、新羅の武烈及び文武王、これを輔るに金度信金仁闇等の偉材あり、これに対する我が天智を輔くるに藤原錄足阿部比羅夫の名臣あり、その他高勾麗の藍璋文、百濟の成忠、福信等また皆一時の英俊が互に相對峙して鼎鼐虎賀その輪轍を争ひたるは、眞に東洋の一偉觀にして他にその比を見ぬところなり、而かもその史実が何となく、背裏年後に至り、明治天皇の嘆諷は、實に、雪、恥、廟、三百、除、免、禪、千、古、（唐の太宗が自己的の歎諷を書記して靈州に建設せし自製の碑銘）と謂ふべくして、二百年来垂に翱翔して世界を震懾せしめたる彼れ巨擘を斬つてその滔天の暴威を挫き、一面には二千年來の旧国民が刃に血

らずして、今は静かに我が聖代の一民たるを棄むに至りしは、續古の御偉烈と申し奉るも中々懸かなり。

斯くてこの戦役の結果、日本は始めて支那大陸の國と兵を交へ、從來は東天皇敬ニ白西皇帝一位にて、余り重きを置かざりしものが、今は唐の實力を始めて実験せしのみならず、特に唐の百濟襲撃の作戦用兵が、最も感速にして、迅雷不レ假掩耳ともいふべく、旬日にして建國七百年に近き旧國の亡滅を、親しく目親せし結果、一方には唐軍万ーの来襲に備ふるが為め、他方には更に異日進攻的の後圖をなさんが為め、天皇は直に令して、長門、筑紫、対馬、奄岐、等に防と烽とを置き先ず、この水城を築き、翌年には長門及び大野、豫の三城を築き、尋いで対馬の金田城、讃岐の八島城、大和の高安城、等をも築かしめられたり、この時我が退韓軍の歸地出発は、九月二十五日を以てその先頭、百濟を離れたれば、内地收容の完結はその年末に達びたるべし、しかるにその翌年には水城既に成り、次年の八月には大野以下三城亦た略ば成れるを以て見れば、其の如何に大速力を以て此等の工事が督成せられしかを推測するを得る、爾後兩三年の間に屋島高安等の城も亦造築されしが、此等築城の位置と、天皇の時遂行はれたりし屯倉制度の、屯倉の位置制度とを比較し見れば、是れ等の築城が主として兵器、糧食、材料、等の集積準備地であつて、金田城の如きもこの築城以前において、何時も對馬が征韓軍の根據地たりしに觀るも、一層その根據地を堅固にするが主なる目的なりしことを判知すべし、これを要するに天智天皇の築城は、單純なる防禦的目的のみにあらず、出征軍の前進根據用地たりし事は、その配慮上に觀るも推測するに難からず、かかるに百濟滅亡我が軍韓地撤退後、如何にして日本と唐、及び

新羅との和議成立せしか、具体的の記事は三国の史共に明文を欠ぐる水城の未だ成らざるに先立ち、その年五月唐の百濟の鎮將劉仁願は、朝敵太夫郭務宗等を日本に派して、表と物とを奉りしが、滞在四ヶ月、唐朝の正使に非ずといふを以て、天皇に謁見を許されずして、使節は空しく帰國せり。翌年九月に至り唐朝の使人上柱國劉德高等一行來朝せしに、天皇は厚くこれを饗せられ、免遣において大に兵を聞してこれを陪せしめ、十一月德高等帰るに臨み、始めて小銚下守君大石等を唐に遣はされ、尋いで前記の郭務宗等は前後四回日本に往復し、又た戰役前前に使ひして唐都に拘置せられ居たりし、坂合部連石布等を遣送し來り、我よりまた重て使人を遣はさるる等彼我使者の往来項背相望むものあるを觀れば、この際日唐の和議は早く既に成立せしのみならず、天智は後の最初の使人郭務宗を、彼の朝廷の正使に非ずと言ふを名として退去を命じて一方には盛に武備を示し、再度の使臣をして我が國勢の侮るべからざるを暗知せしむるなど、大に強硬の態度を執らせるひしを見る。國際法の開けし今日でこそ、使臣の權能に不備の点があるとか、無ひとかの論もある事なれども天智の時代において、しかも事の表面より見れば、全然敗北の一小國が、全勝大国より派遣せし使臣に退去を命じて、顧慮する所なく、彼の為に一任して顧みざるが如き態度に出たるは、この水城以下眼前の一大防備工事と相俟つて、天智君臣の襟度、後世外交家の機範とすべきところに非らずや。しかるに唐にあっては、この時将に大に高勾麗に事あらんとする秋なれば、百方日本の惡感を解き、その歎心を買はんことを努めしものの如し。斯くて日本が唐の實力を認めしと共に、彼はまた我が邦の悔るべからるものあることをは特に永年の關係上日本の積怨を恐れ、

百方我が意を解かんことを努めたりし結果、天智と篠足との多智なる、倒まにこれを利用して、却って彼を掌握し、間もなく唐、新羅の反目となり新羅、唐に反抗して高勾麗の余孽と結び、唐の勢力終に半島を去るに及んで、新羅は爾後三世の間、実に反対に唐に対する日本の藩屏となれり。且つ天智天皇の洪量にして遠略ある前年の敵手たりし新羅の文武王に親しく物を賜ひ、内臣篠足がその大角子金慶信に船を贈りしが如き、以てその事状の一端を推測すべし。これを要するに天智天皇は軍事に失敗（その実は天皇の罪に非らず）して外交に成功せられしものと謂つべし。

二 築 造

イ 築造と様式

付最近に発見したる西閑門の礎石築造は、上記の如き國状の下に成りたり。而かも千二百六十年後今日に至りては、築造に伴う詳細の事状を知るに由無く、只當時の国情と、その短日月の間に成りたると近く十数年前大堤の一部を横断せし際における断層の所見と若干遺物の状況等より見て、一大速力を以て而かも極めて堅牢に築造せしものなるを推測し得るのみ。築造に就いては、書紀天智天皇三年の条に、

又於筑紫一築三天堤一野々水名曰三水城

との至極簡単なる記載あるのみにて、その他事欠けたるも、その大要はこれを推定するを得る。

築造の様式は、その連係の築城たる大野、及び他の兩城と同じく、純然たる朝鮮式（韓式）なり。（怡士城の漢、韓式混築と認めるるとは異なれり。）但し韓式山城とは勿論、その普通の邑城ともまた遙を

異にし、或る一面に対し特別の備防を目的として、築造せしものなることは、その遺址に見て明瞭なり。

韓誌に依れば、韓式築城には、普通様式区別（山城・邑城・内城・外城等の如き）の他に、尚ほその構成物に依り、三種の別あり。その一は石築、その二是土築、その三是雜築（又た交築）とす。東西興地勝負、增補文献考等に記する朝鮮古今の築城に就いてその築造時代・種類・城壁の高さ・城壁周回の歩数、等を詳記せる中にて、比較的多きを占むるものは石築とす。余前年丙寅朝鮮の各旧都址の探古を試みしに、石築の最も完全に今日遺存するもの、京城の背後に聳ゆる北漢山城とす。（北漢誌に據れば、この城は百濟の始祖溫祚王の旧城址に據り、大部は二百余年前李朝の築造に係り、疊石の様式も新なもの、その城壁の珍とすべきは、所々に石材を異にし、築造方も一見異様の個所間存在するは、百濟の遺築尚ほ遺存せるものなるを證す。峻峰を繞り、渓谷を涉り、恰かも龍蛇の長風を捲いて要間に穿觸するが如く、偉巍雄大、採古者等しく憚畏するところなり。）平壠城の如きまたこれに並ぎ、古城には新羅旧都慶州の南山城の如き、殆ど石築の全形（疊石は崩壊するも）を存す。土築は新羅旧都の半月城の如き、比較的最も古城に多きが如し。而して石土交築また少からざるが如きも、完全に今日に現存するもの、何れも甚だ寂々たり。我が水城は、

この三種中の石土交築に属するものにして、今遺存する部は悉く土築なるも、その一部に石築ありしことは、磐屋の水城の関と呼びしにても略ば推知すべく、その石築の部は、中央欠堤、御笠川の両岸に沿ひたる所（次に述る如し）と、東西閑門の部なりしことは、その地及び付近の水田中より、何れも古瓦の破片の出土し、又た當時の疊石の

一部と認めらるるあるにて、これを知るべし。大正四年四月、余は時の水城村長西山氏と共に二日に亘り、奥地に就いて水城の調査を試みし時、氏の言に、明治四十四年御笠川（水城東西両堤の中間欠處部の中央を北流す。）改修工事の時、旧河底の一部を乾涸し、水田の一部を掘りて新河を穿ちしに西堤と旧河身との中間に、正しく水城大堤の直線に當り、地下約三尺以下に埋没したる一列の疊石に衝突せり。

東西の方向、即ち水城大堤線の方向に沿ひて、前後共に若干余掘を試みしに、共に尽るところを知らず、南北（水城大堤線の横向）においては、約三間に亘り、新河は所要の深さ迄掘りたるも尚ほ河底に若干遺石あるを認めたり、その掘取たる疊石は新河の堤防並に井堰の用に供したり、又た乾涸したる庵河岸の同一线の部（新旧兩河身の距離六七間許）にも疊石を認めたり云云。依つて廢岸に就いて搜索せしに、

その一部において廢堤より約六尺下部の岸面にこれを認む、荆棘叢生して明瞭ならざるも、遺存横径二間許に過ぎざりしが如し尤井堰修理の際、この辺よりも多く採石せりとのことなりき又た水城東閘門の址には、今門扉の一碇石遺存し、俚俗これを砲石と称す、その片礎は在所不明なりしが、前年御笠川の堰に移用せしを發見し、今は宇吉松児島某の水盤を利用せられあり。（從来の国道は、この東閘門址において舗板を成せり、明治二十二年頃、福岡元寇記念会において、臺園の士は暫らく車を駐むべし、との標木を茲に樹てたり、今は東側閘門址に跨りて水城大堤の石碑を建つ。坂路は明治の中年道路改修の際、打して今は平坦と成れり。）今より六七十年前迄はこの辺より出土したる瓦の破片を用ひて、「ヨキ」と呼べる小供の遊技の用に供せしこと、著者の記憶に存するところなり。西閘門の址においても近年に至る迄

疊石と覺しきもの遣り、又た前年その礎石の一と認めらるるもの、付近小川の石橋に利用せるを發見せり。その他又た隧道を開きし時も、この地西閘門の址なりしことの一證を加え得たり。（新発見の礎石に就ては尚ほ後後に述べ）以て如上三所の局部を限りて、石築とせし事を推定すべし。特に上記せる河底の疊石、及びその付近の水田の底より、屢々瓦片埋木、その埋木中には正しく建築材と覺しきもの出土せし等より観れば、當年河を中心として、この所に一の建築物の存在せしを推定せらる。

口 目的と用法

水城築造の目的は、固とより九州の主都たる太宰府護衛の為めの防備にして、當時唐新羅の來寇に備へたるものなるは曰ふ迄もなし。今日存する遺址に就いて用法上の判断を試みんか、その大堤の東頭は大野山（今四王寺山）の一派たる丸山の西麓に始まり、その脚下は、幾の津、多々良方面より太宰府に通する官道（今国道）にして、茲に一の閘門を設け、その部は石築とし、（閘門の東頭、丸山には一の望樓を設置したるもの如し。）それより全溜土築とし、西に走りて御笠川の右岸に達し、この部においては、河に跨りて两岸を石疊とし、河水流には開を設け、その開閉に依りて堤内溜水の盈減を自由にし、大堤は更に土築と為り、西走して西閘門（太宰府より今津怡土津方面的通路）に達し、茲において三度石築に変じ、更に土築となりて直ちに俗称モツコ山（吉松山の東角）の末端に連接せるものなり。今遺るところ

る東西合計全長五百五十一間、中央欠堀部を合すれば、六百四十七間なり。

慶長六年黒田長政の築きたる福岡城は、その輪郭、固より水城と異なるも、建築の様式は土石交築にして、上下両橋及び後方追廻門の部のみを石築とし、他は今日現存する如く悉く土築なり。尤もこれ等は城壁の周囲に永久的の濠を設けたれば、水面以下は所により疊石あり。水城の潜水は、恰も後世の築城に併ぶ外濠の用を成したるもの如し。（但し水城の濠が堤外にも存せしやに就いては、尚ほ研究を経ざれば確定し難きも、堤内の潜水を増減して、時に満水せしめ、また平時と雖ども堤に通するには、通常船に頼りしは、水城に用船の備ありしにて知るべし。）

今大堤内面の地形を見るに、中央を貫流せる御笠川を中心として、東北は宇國分上水城、西南は吉松向佐野方面より相対し、河身に向て地勢凹形を成し、以て当時の潜水址なるを想起せしむ。その地に洗出、川原・川派・堀・星が浦・出口等の小字地名の存するは、皆大堤内大潜水の名残なるべし。

如上の地形と、遺存せる小字地名に依りて推測するに、今遺れる大堤の内方（南方）は、その中央において最も深凹し、南方は今の洗出の線近く迄一大盈水にして、今遺る刈萱の閑址と称する孤塚の北方二町の地送は、大潜水なりしが如し。この時における東関門の通路は、今「オナリ道」の小字を遺せる（ナリヤカタ館の小字地、今東関門の外国道東側の高地に遺る。）刃を通せしもの如く、太宰府の殷盛なりし時この地に華館ありて、官吏の交送、使人の送迎など、皆なこの館において為せしと、古しより里民言ひ伝へたるは、虚伝にあらず。

るべし、大ま高速が、岩垣の水城の間にむれむかふと歌ひは、太宰府の官人等が高遠の着任を遠く水城の閑に出迎へたるにて、その地は即ちこの成館。その址が閑外近接の地にあるは、遡ふるにも送るにも、共に余情ありて、頗る趣味ある旧址なり。今謂ふオナリ道は、これより東關門左側の山腰を回り、洗出の刃を過ぎて、今の閑屋（旧刈萱の閑址）の側面に出たるもの如し。

水城の前面（外面、対敵面）は、今も急峻にして、草根樹枝の攀援に依りて、漸く登上し得るも、その内面は傾斜にして、且つ根部は通次三段の地を成す、その最下段より十數歩を距てて、更に低地と成る。（主に東提に就いて曰う、西提は此く明顯ならず）潜水はこの低地を限れるか、或いは上記第三段地の裾に及びしか、有事の時は、常備の船にてこの地帯に来往せしものなるべく、その三段の地は、守兵の馳驅、兵器糧食被服等の蒐集所弁等の用地たりしものと思惟せらる。

從来水城の用法は「有事に際し、閑を開放して提内の潜水を堤下に奔流氾濫せしめ、以て敵の前進を撹乱するの用に供したり」と思惟せしが如きも、首肯し難きものあり、大堤前面の横経は内面より広く、中央の陥没また内面の如く著しからず、この間において、提内の潜水を氾濫せしむるとも、これを以て敵軍の進路を阻止するに足らざることは、想像に難からず、思ふに平時に在りては閑を若干開放して、（或る一定の度以上は提内の潜水に及ぼさしめ）河流を阻止せず、有事の時は閑を閉鎖して盈水せしめ、仮令へ提上防禦の力につきて、提を敵軍に委するの已を得ざるに至り、敵、提を奪取するも前面は渺々たる深水なるに途なく、提の背面（北向）は急峻にして、少しの余地を存せず、これに反し我が後続部隊の進出は容易にして、一発忽ち敵は提後

に敗撃するの外あるべからず。水城の築造は、此かる目的によりて成りたるものと推定す。記して高批を俟つ。

又た水城を以て水を貯ふる城にあらずとの説あり、或は水城は瑞木の説ならんとの言も耳にせし事あり、然れども書紀の簡単なる文中に明かに水を貯ふとあり、又た水城と号すとありて今日見る遺址の現況と且つその用法も、また大要紀の文の通り解説し得るより見て、紀の記事は疑を容るべきものに非ずと信す。(未完) (昭和五・四・一・稿)

追記、近く数日間、陸軍省において小倉、福岡、佐賀を中心として、馬四馬政に関する野外作業演習あり。本日水城史讀見学あり、著者予ての鶴に応じて水城院に至り、史讀の梗概を講話し、大提前後面の形状の異を述べ、統裁官以下、専修員見学者一同相伴ひて九鉄線路、大提の横断面に出しし、その西方断面の上部北側を、特に切下げて二段と成し、茲に水城史讀の二標石を樹て、断面には芝を移植し、今正に工を變らんとせり。一見史讀上重要な地形の一部を無意識に変改したるものにして、これ史讀の保存を全く却て史讀を破壊するものにて、統裁官(渡辺獸医監、原馬改課長、伊知地獸医部長等も同行)の如きも若し今の話を聞くに非らずんば、これを以て大提本来の形状なりと誤認したるべしと言へり、敢に復旧を要す。

(昭和五年四月廿一日所見即日追記す)

〔水城史観(中)〕

筑紫史談 第五十集 昭和五年

八 水城は何人の築造に成るか

天智天皇承制三年、わが軍の韓地撤退後、翌四年より九年に至るまで六年の間に、邊要、および内部極要の地に、新城の築かれたるもの(唐、羅兩軍の進発、白村江の敗戦の状況等より見れば、実はわが軍内地撤退と同時直ちに築城に着手したものなること推測せらる。)十一、曰く筑前の大野城、曰く肥前の様城、曰く長門城、曰く大和の高安城、曰く讃岐の八島城、曰く対馬の金田城、曰く肥後の鞠智城、曰く筑前の水城、外に長門の一城、および筑前の二城を算す。この内

にて大野、様および長門の三城は、皆な当年わが軍の内地撤退に伴われて帰化したる、百濟の貴族、有数の軍学者をして築かしめられ、その氏名史上に炳然たるも、水城、その他の築造者の氏名は史これを伝へず。余は未だ長門、高安以下の各城址を踏査しえざるも、水城の構造が大野、様の両城と等しく、純然たる韓式なるに微すれば、両城と同じく、学識豊富なる當時帰化の韓人によりて築かれたものなることは、他の傍証をまたずして自ら明白せる所とす。このときわが軍の韓地撤退は、九月(三年)甲戌(礼城(今之古車))に集合し、その先頭は翌日を以て兵士の港湾を發したりとあり、九月甲戌は二十四日なければならない、翌二十五日を以て、その先頭が兵士の地を發したるものにて、

夥多の帰化人を伴ひたることなれば、全部内地の收容を了せしは、早くともその年内を要したるべし。しかるにその翌年には、大野、様兩城の築造に先立ちて、水城築造の大工事は早くすでに落成を告げたり。けだし、当時わが軍敗退し、唐、羅の連合軍逆襲追撃の虞充分なるこの危急の秋に当り、何はさておき、主府咽喉の要地に、相当応急防禦工事の施設は、焼眉第一の急務にして、一刻を緩むすべからざるは、

専門的軍事眼をもたずして明かなるところとす。大野、榎、および長門の築城が、第二次の工事となり、金田城その外の築城が第三次以下との工事となりしは、自然の勢にして、當時国防の施設上、最も緩急当をえたる措置なることを推知せらる。されば最初防と烽とを新設すると同時に、急速一大速力を以て水城の造築に着手せし事状を推知すべし。水城築城の翌年に成りたる三城は、（けだし、紀の文の係月は着手のときを記したるものと認られるれば、その落成はあるひは翌年に亘りたるなるべし。）各々築城の年月及び築城者の氏名を明記せるに、独り水城築造は單にこの歳（三年）と記せるのみにて、その着手の月、および築造者の氏名を逸したるは、その竣工の極めて迅速なりに徴するも、わが軍の内地撤退とともに、真っ先に着手せらる最緊要の大工事なりし事状一面を窺ふべし。しかしてその構造が純然たる韓式なるに徴すれば大野および榎城の築造と同じく、優越なる学識技能を有する帰化人の手になりしは、復た争ふべからざるところとす。

しかるに前示せる九月二十五日を以て韓地を離れたるわが先発撤退軍の中には、佐平余自信、達卒本素貴子、同谷那晉首、同憶礼福留あり、余自信を除きたる他の三人は、何れも兵法に關ぶる者にて、ともにその軍學上の智識優越なりしを徵知すべく、しかしてこの内道礼福留は、實に大野、榎城築造者の一人なり、またこの兩城築造者の一人たる四比福夫、および長門城の築造者たる答本春初等も、引続き内地に連したるは言ふまでもなし。去れば紀に水城築造者の氏名を逸したれども、第一着の三専門家が、まず急邊防工事施設方略の議にあづかり意見を建て着手したものなることは、疑を容るべき余地なきところとす。しかれども、谷那晉首、本素貴子が直接築城に携はりた

ること、史の伝へざるところなれば、ここには暫らく水城の築城者は、大野および榎の築城者と同一人、すなわち速率憶礼福留、同四比福夫なりと推定するを以て、最も肯定なる推定と認むこれが事實に相違無べし。しかも退軍勿々急速混雜中築造に着手したこととなれば、他の二人の同僚者もこれに参加したるものとするを以て穩當とすべし。但し、紀の本文には、憶礼福留、四比福夫を筑紫に遣はすとありて、これを卒説するときは、京師より態々兩人を築城の地に派遣せられたるものごとくに聞ゆるも、時日も事情も去る余裕を容るさず、これより前、天皇（當時攝政皇太子）はすでに整頓の行宮に在はしてここにて専ら内外軍國の政を執り行はせ給ひしこととなれば、必要的帰化百濟人はもとよりそのままこの地に留置して、応急機宜の使役に充てられ、彼れらまたその祖国具不戴天の怨敵に対する作業に従事するとなれば、懸命の努力を致したるは想像に難からず、大野および榎の方は長門に遣わすとの同文に累せられたるに外ならず。

二 憶礼福留と四比福夫

わが大野および榎の兩城を築きて永くその名をわが史上に留め、同時にまたわが對外第一の史蹟たる水城築造者の一人と認める、百濟の帰化人速率憶礼福留とはいかかる人ぞ、これ百濟國の王孫にして、貴族に列し、有數の軍學者にしてまた名節の烈士なり。百濟第十三代の王近古肖王は、彼の史の記するところによれば、体貌奇偉にして達識あり。その在位三十年の間、北の方高勾麗を破りて邦土を開拓し、新たに都を漢山に遷し、百濟開闢以來始めて文字刊行の業を拓く等、國のために勲績を遺したる人なり。わが確実なる姓氏錄の書遺せるところによれば、憶礼福留は實にこの近古肖王の孫なり。すなわち同書

に、石野連は百濟國の人、近古尚王の孫、禮孔福留より出づと記す。

その禮孔氏に石野連の姓を賜ひしことは、統紀淳仁天皇天平宝字五年の紀に、三月庚子、禮孔子老等四十一人に、石野連の姓を賜ふとあり。禮孔子老は福留の三四世の裔孫なるべし。その本國の史乘には全く影を没して、かえつてその片影をわが古史の上に留むるもの独り禮孔福留と四比福夫とのみならず、少しく意を用いて説過すれば、六国史は勿論、他のわが古史中にも、これを説明すること甚だ少からず。これまた終古愈らば、一貫の生命を有する。わが万世一系の貴ものに外ならず、禮孔福留はかくのことく百濟國有為の王系より出たれば、以てその人と為りを推知すべく、百濟の亡滅に際し、最後までその首都泗沘城を死守したる一人にして、わが日本書紀は、この百濟首城陷落時の状況を記して曰く。

九月辛亥。期丁巳。百濟州柔城（泗沘城なり）始降于唐。是時国人相謂曰。州柔隣矣。事無如如何。百濟之名絕于今日。丘墓之所。豈復往。但可往於氐礼城。会日本軍將等。相謀。事機所よ要。遂教上本。在三秋服岐城之妻子等。令知去國之心。辛酉。發途於半礼。癸亥。至三氏礼。甲戌。日本船師。及佐平余自居。達卒木素貴子。谷那晋首。禮孔福留。并国民等。至三氏礼城。明日發。船始向日本。

以て百濟の遺民が百事休矣したる亡國の秋に際し、身を敵手に委することを肯んぜず、父母、妻妾、墓墳の地を棄てて顧みず、以て母國に帰化したるその壯烈の操志は、千載に亘りて生氣あり。この意氣を移して、一面彼等の敵國を廢除すべきわが要急の防備工事に従事す。その懸命の力を尽して余す効無りしを推知すべく、ほとんど空差の間に

水城築造の大工事を竣了せしも、また宣べなりと謂つべし。築造の首脳者禮孔福留は、後ち天智天皇十年に至り、大山下（孝德天皇大化五年十九階の冠制を定む。大山下はその第十二階なり。）を授けられた。没年等は詳ならざるも、その後裔は石野連の姓を賜ひ、長く日本忠良の臣民となりたり。

四比福夫のことは大野および榎の築城の外に、見る處無し。但し、前記天智天皇十年、佐平余自信以下受冠の百濟帰化貴族十四名の名見えたる外に、小山下を以て他の達卒五十餘人に授くとあれば、その中に含まれたるものなるべし。尤、四比福夫は禮孔福留とともに、特に選ばれて大野および榎築城の責任に膺りたる人物なれば、若くか他の達卒の下に付くべき格にも非ざるべし。あるいはこの榮授に先立ちて、世を辞したるにてもあるか、しかもその子孫について、統紀聖武天皇神龜元年五月未辛の条に帰化養人の子孫に達の姓を賜はりし内に、正七位四比忠勇に、椎野ノ速の姓を賜はりしこと見え、また同時に正八位上答本陽春に、麻田ノ速の姓を賜はりしこと見ゆ。これ築城より五十九年後のことに屬す。四比福夫、答本陽春の子孫なること、云ふまでうもなるべし。兩人何れも位階を有するを以て見れば、授姓前何れも朝廷より特別相当の待遇を被り居たるを知るべし。

（付記）なほ水城の築造に關係あるべしと思惟せらるる同時の帰化人、達卒谷那晋首、同木素貴子、井に長門築城の主任者たる答本春初は、本文禮孔福留と同時、ともに大山下を授けられたり。また築城には關係なきも同時に帰化したる佐平余自信（百濟宗室の一人、祖國滅亡の秋、最も國家の恢復に努力し、百事休するに及んで我が國に帰化す、唐書には遷自信に作る、祖國滅亡の後ち遠東に逃るとあるも誤

なりべし。）母國に帰化して後ち、沙毛昭明とともに大納下を授けられ、昭明は法官大輔に任せられたり。また鬼室福信の子鬼室集斯は、同時、小鎧上を授けられ、学識頭に任せられたり。当時の法官とは式部にて、主として礼儀、考課等のことを掌る。学識頭はすなわち大学頭にして、これらは皆な兵法に関する留の徒を、武職に任用せられしと等しく、儀式に關する昭明を式部の次官に、学檢深き集斯を大学頭に擢用せられしなり。據風藻に、大友皇子が広く学士を延ぎ、沙毛昭明、塔本春初、吉太尚、許率母、本素貴子等を以て賓客とせられしこと見え、また古畠大藏冠伝（藤原武智磨撰）には、この沙毛昭明が、鎌足大臣の之後、その碑文を書しこと見えたり。この人は余程重用せられしものと見え、書紀天智天皇二年閏六月の紀に、庚寅大鎧下百濟沙毛昭明卒す、人と為り聰明敏智、ときに秀才と称す、ここにおいて天皇驚て恩を降し、以て外小紫位を贈り、重て本国大佐平の位を賜ふとあり。続紀に見えたる女嬌沙毛万福は、この人の後裔なるべし。（唐書には百濟首領沙毛相如と記す。）なほこれら百濟帰化貴族後裔の中にて、後年桓武天皇の妃に連れて、良事安世（百人一首にて知られたる僧正通昭の父）を生みし百濟永難、同じく桓武の妃たる百濟貞教のごときは、皇周連報録、一代要記によれば、皆な當時百濟帰化族の後裔なり。また憶礼福留等とともに小山上を賜ひたる連卒徳原上、同吉大尚は、ともに解薬とありて医薬に精しく。同じく許率母は五經に明通し、角福率は陰陽に通じりとありて、何れもその道専門の長者なり。これらの史実に觀るも、以て百濟滅亡時わが國への帰化人が、済延要路者のほどなど継てる擧げて帰化したるを推知すべし。当時日清の關係は、恰

かも日清戰役後の日韓關係の半面を縮圖したるの鏡あり。なほその中医薬にて吉太尚は、続紀神龜元年の条に、從五位上吉實、從五位下吉智首、ともに吉田達を屬ひしこと、および吉太尚の世系のこと、またその医術を伝へたること等見え、また角福率の後裔の記事も続紀に見ゆるも、今は略す。

要するに、天智天皇三年、水城および大對、候、長門その他の築城は、わが邦開闢以来空前の大役とす、これを後ちにしては、爾後六百余年を経て、建治年間における元寇防壁と、それよりまた五百七十年を経たる嘉永、安政、文久の際に於ける徳川幕府、および各藩の所謂台場あるのみ、しかも元寇防壁は筑前北部の沿岸に止まり、（以下）の研究にては、但し長門の北岸にもこれを築きしものならんといふも、一の想説に止まる。）明治維新前徳川幕府直轄の品川を始めとして、沿海諸藩の台場なるものは、その区域は廣汎なるも、各藩区々の施設に係りて、しかも強固のものなく、今日に及んではすでにその影を没したもの、比々皆な是なり。天智の朝におけるわが進取的国防施設の規模の大は比類なきものといふべし。

ホ 城および水城の意義

水城とは如何なる意義か、けだし、上古の「キ」なる辭に城の字を充てたるは、思ふに、桓武天皇延喜造都の詔に、山河襟帶自然成城とあるが、最初なるがごとく、しかしてこの詔中の城の意義は「キ」にして、後世思惟するがごとき、「シロ」に非ざることは、荒木田久老の説に尽せり。それによれば、この詔の意義は、ヤマシロ（初め山背また山代後ち山城）の地勢たる山河襟帶して、自然に「キ」（境城）を成す。故に今より山シロ（山背の字は山を背にする意の命名なるべ

し）の国名を改めて山キ（山城）の國とすべしとの意、しかしてその「ヤマシロ」を山背あるひは山代と訓したるを、今よりはヤマキ（山城）と訓むべしとの勅詔なり、山背また山代とは意義も称呼も全く異り、眼前の地勢に肯当したる「城」の字に変改せられしに拘らず、永年称呼の慣用上、それらの字義に顧み無く、依然として旧称呼のままに称え來りし結果、いつしか旧称の方に引かれ、「キ」の訓かえつて「シロ」と変化したるにて、「キ」の意義に背、また代の字を充つるは、俗諺本に竹を難ぐものなり。幸いに「ミヅキ」はかかる誤謬に陥ることなく、字義称呼相伴し、中古わが對外施設の一大史蹟として、その異様の形容とともに、半ば昔ながらの面影を後世に遺したるは、また史界の一珍宝と謂はざるべからず。併ながら大堤の中央は何代の頃にか夙くすでに削取せられて影を失い、經洞を浮べたる大積木の址は桑田と変じ、今は岩垣の跡をも留めず、近頃まで大堤の脚部を削取するものある等、すでに不具と為れる殘垣今なは多少の創痍を被むりあるは遺憾の極みとす。水域に先立し築城のことき、また水域と同一の意義を有するものなるもその史実は一時的事柄にして、名のみ空しく史上に遺れるにすぎず、只そのイナギなる名称は、ミヅキと姉妹の命名なるを証す。

次に、しかばらその「キ」の意義は如何、県居翁は、紀の玉城宮を記に玉垣宮に作りたれば、城はすなわち加紀（雞）の略なりと言ひ、あるいはキヅキ（雞）の約言なるべく、しかばら城はキにして、「キ」とはすなわち限りの義、例え垣堵を「カキ」と言ひ、関また塞を「セキ」と呼ぶと同じく、畢竟するに内外を限局するの義なりと言へり。この意義を敷衍すれば、「キ」すなわち「城」は軍事上のみ限れ

る名称に非ざるは素よりなれども、只軍事上敵に対し、敵対の動作を取るに當り、自然その所用の地域を限局するに非ざれば、その行動目的を達する能はざること多し、特に防守の位置に在りては、最もこの必要を生ず。すなわち軍事上において、用地限局の必要な所はなり。けだし上代に在りては、城、寨ともにこれを「キ」（墳城）と称えたる所以なり。例へば、敵を防禦するにその防禦線を限定し、築城を堆積してここに掘りたるを築城と呼び、積水してここに掘るを水域と称へたる所以なり。水域の名称もここに起因したるものに他ならず。なほ水域と通亘し、その姉妹築造たる大野城の所在を大野山、また大城山と言ひ、のちに四天王の像を頂上に安置するにおよびて、多く四王寺山と呼びしが、前年（明治年間）筑紫觀世音寺の延草より発見したる、筑紫觀世音寺資財帳により中古大野城山と呼びたりしこと知らるるに至れり。

三 沿革 付宗祇法師と水域

水域築城のうち、その守備、管属等のことと史上具体的に見るところなし。しかれども築城に先立つこと十九年、大化革新の發令とともに、唐の軍團の制を採用せられ、これに本邦上古の兵制を斟酌復して、ここに新軍團の制を敷かれ、爾後大宝の令成るによんで（水域築城後三十九年）その軍防令において、軍團の編制・官制・兵員・給与・隊別・隸屬等より、防人・烽守の任務、兵具の支給、駄馬の配給等に至るまで、詳細の規定を設けてこれを發布したり。しかして太宰府官制中に防人司ありて、その正・佑は専ら防人の名帳・戎具の校閲、および食料田等のことを司りたれども、防備その他直接の軍事上については、所在の軍團長に隸屬したるものごとし。（御笠軍團、本誌第

四十一集專稿參照。) しかし常日閑門の警備開閉等については、守城ありて大野城と等しくこれを司り、水城使用の舟櫓については、主船(太宰府所管に属する舟機のことを司る)の職責に属し、城陸修繕・作営等のことは、主工(大工一人少工二人)の司るところなりも、その作営力の不充分なりしことは、天平宝字三年三月、太宰府より太政官に申請したる四不安の一に、大式吉備真備建議の語を引きて、『かつ守りかつ戰ふは古人の称するところ、諸ふ五旬兵を習ひ、一句築城に役せんとの議を建てしも、府僚の中あるひは從はざるものあり、管内の防人當に作城を停め、以て武芸に親しみ、その戰陣を習はしむべし』といへるに見ても、これを推知すべし。けだし、このとき唐に安禄山の乱起り、また新羅の外寇等間に付し難き状勢にあり、これら海外事変發生影響の結果は、終に怡土城の新築となり、水城の修理となり現はれたり。この水城の修理については、統紀天平神護元年三月の条に、

辛丑云云。太宰大式從四位下佐伯宿禰今毛人為三乘怡土城專知官。

少式從五位下采女朝臣淨庭。為三修理水城專知官。

とあり、辛丑は十日なり、水城の修理が怡土城の新築と同日に発表せられたり。爾後十余年の日子を費して成れる乘怡土城專知官に大式を充て、少式を以て水城修理の専知官に補せられしに見れば、このとき水城の類記を想像せらるるとともに、一面にはその修理の大役なりしを推知すべし。(築造よりここに至つて正に百二年なり) その修理の状況は、今日これを知る由なきも、水城の防備線においては、その地勢上、今古同微、変改の余地なし。思ふに堤の高を増加し、根盤を拡張し、裏水を深くし、かつ水城の古因(太宰府古因の一部)と称す

るものに見えた城壁のことよりも、このときの新設に非らずやと想像せらる。同時の新築に成りし、怡土城には、現に城壁の設けありて、その址遺存す。けだしこれら的新設は、皆な吉備真備唐より帰朝後の歎策に係かるものなり。以てこのとき、水城の姿容の一新せしを想像せしむ。

この後、次に記する八幡恩童記の水木の記事、尋ひて宗祇の筑紫記行の大堤の記事におよぶまで、約六七百年の間、未だ水城に関する私の文献に遭遇せず、しかして八幡恩童記が實際の地勢を詳かにせず、かつ一部元寇防壁のことを混記せるは、次章に述るがごとし。

天平神護元年水城修理後の沿革は、知る由なきも、その一面においては、この地に華館を開きて府官、府賓、その他送迎のところとし、また西闇の傍には客館を開けて、主府に来往する外人接待の地となせしことは、次の史実によりて知るを得べし。

万葉集卷六。天平二年庚午冬十二月。太宰帥大伴卿上レ京娘子

作歌二首。

凡有者。左毛右毛持^{カモカモ}乎。忍跡^{フリタマナツ}振袖乎。忍而^{シメテ}有^{アハ}香聞。

使道者。雲尾有^{カモカモ}雖然。余振袖乎。無礼登母布袞。

右太宰帥大伴卿。兼^ミ任大納言。向^シ京上^シ道。此日馬^ヲ駐^ム水城。

願^ミ望府家。干^レ時送卿府吏之中。有^ニ遊行女^也。其字曰^ニ兒島^也。

於^レ茲娘子。第^ニ此易^シ別。嘆^ミ彼難^シ会。拭^シ涕^シ自作^シ振^シ袖之歌。

大伴卿は大伴族人なり。公卿補任によれば、旅人の大納言に任ぜられしは、天平二年十月一日にして、その以前は中納言なり。しかして太宰帥たりしこと、補任および統紀に見えざるも(中納言以上の京官にて、太宰帥もしくは大式を兼ねたるものは、大抵補任に註記するが、

例の様なるも、一概には非らず。旅人も下に記する征隼人持節大将軍に拝せられし外、中務卿を兼任し、また山城攝官を拝し、中務卿を兼任せしこと補任に見ゆるも、太宰帥兼任のことは見えず) 天平の初年、太宰帥として任地に在りしことは、この万葉の歌の端書にて明確なりとす。けだし、これより前養老四年、大隅の隼人叛して、その國守を殺せしかば、その年三月、旅人は征隼人持節大將軍を拝し、授刀助笠御室、民部少輔巨勢真人、副將軍となり、旅人に對しては、特に征討に関して勅諭を賜ひたれば、征伐の功を終わるとともに、太宰帥として府に駐りたるものなるべし。歌の意は、人情の微を悉くしたるものと謂ふべく、(前歌、左毛右毛はトモカクモ、是故に此の意、鹿持氏解) 第一歌の意を敷衍すれば、尋常の人なれば、(別れ行く人が)ともかくも思ふままに袖を挙げ打振りて、心ゆくまで惜別之情をも尽すべきを、貴人なれば恐れありて、振り度き袖をも得振らざして、別ることよと雪ひ、次の歌に至りて、(此く堪え忍びはしたれども) 爵が行く大和路は道遠かにして、雲隱れたり、一度は貴身を揮りて堪え忍びてありしかど、終いに得堪へずして(なほ君がみ影の見えぬまでも、吾が得堪へぬ袖を振りて、此く蒸い参らするを) 無礼なる所為とな思はし咎めさせ玉ぶなよと言ふなり。

これに対する旅人の返歌二首。

大納言大伴卿和歌二首
日本道乃。吉備乃兒島乎。過而行者。筑紫乃子島。所念善安。
大夫跡。念在吾哉。水茎之。水城之上爾。泣持拭。

第一の歌は、吾が大和路に往くべき通路なる吉備の兒島を過ぎると、その地と同じ名なる娘子のことを思い出でて、愈々恋しく思われんか、想もマアー(別れの惜しきことよ)との意、第二の歌は豪壯

の内に人情の機微を裏む、次の大式高遠の詠とともに、水城の名歌として、知らるるところのものなり。

夫木集に太宰大式藤原高遠

筑紫へまかりたるに、水城の闇に、小式府官などむかへ
に集り来りたるによる。

岩垣の水城の闇に群れ迎ふうちの心も知らぬもろ人

これ高遠が太宰大式に任せられて着任せしひとき、この水城の闇に、府の官人等多数出迎へたる折り、密かに感託を述べたるものにして、これは勿論出迎の人に示すべき詠にあらず、私かに内に対する感慨を述べて書遣し質たるもの、偶も夫木集撰者の目に触れたるものなるべし。

按するに高遠が大式に任せられしは、これより前、太宰權帥平惟仲、長保六年宇佐神宮訴訟のことにより、翌寛弘二年十二月官を止められ、(この翌年三月太宰府にて薨せしこと、統紀に見ゆ。) 同月二十八日、非參頭右衛門督藤原高遠を以て太宰大式に任せられしこと、また

統紀に見えたり。上に掲ぐる高遠の歌詠は、この着任のときのことなるが、その時日については、小右記(右大臣藤原実資の日記) 寛弘二年七月十日の条に、

十日丙辰。今日云云。(中略) 大式。去月十六日書。今日到来。云。
六月十日巳刻。着ニ水城。請ニ取印済。午刻着ニ府宿所。先令奉
行上仕符。之後着ニ序座。云云。

大式とあるは高遠なり、去年十一月二十八日辞令を領し、翌年六月十四日任地に着し、その翌日着任の状況を報告したるものなり(詔は字書には、黄金の重量の名稱の他に意義を有せず。しかしに職官志宮衛令の本文護三閑鏡管詔) とある註に所^レ以聞^レ管^レ曰^レ若とあり、黒

板博士の言にここに印證あるは、印と證の義にて、古くよりこれを通用せり。また任符は辞令にして、すなわち上官の命令を奉^{タマフ}して、これを実行するの意なり云云。徳川時代奉行の職名もこれより出しものなるべし。このとき実質は権大納言右近衛大将として、朝に立ち居たるときなり。高遠が都を発足したる時は不明なるも、受令後早くも四カ月以上の後ちなるべし。道路交通なお不充分の時代とは言ひながら、時風の暢氣なりし一端を窺ふべし。

上の両歌、および小右記に影を留めたる大武高遠着任時の状況は、以て水城の間に船も通はずと詠みし（夫木集原光俊）、「夕霧や立ち隔つらん岩垣の、水城の間に船も通わず。」光俊の歌とともに水城の要部が石築なりしこと、堤内の積水が頗る深く甚えたりしこと、その一面にはこの関門が府官、府賓等送迎の要衝なりしことを明かに物語るものなり。今日関門の残壁成館の旧址に立ちて、昔時この地の隆盛を想い、今日蜿蜒たる長堤の下、只民煙の蕭寧たるを見るとき、また今昔の変遷に感慨なきこと能はざるなり。

水城西堤の尽るところ、その南方の村落を吉松（今水城村に属す）と言ひ、北方を下大利と言ひ、その西側を上大利と言ふ。（今ともに大野村に屬す。）下大利に唐人屋敷と称する地あり、里民古來より唐人の住居せし所と言ひ傳へたり、統風土記拾遺の著者青柳種信は、これ太宰府ありしときの韓人の館の址なるべく、紀の天武天皇二年の記に、冬十一月壬子朔壬申、率^ミ高麗部子、新羅薩僧等於筑紫大郡^{アツシ}賜^{スル}、賜^{スル}縁有^リ差^ムあるのと、持続天皇紀に見えたる筑紫館はともにこの地なるべく、村名の大利は大郡の約まりたるにて、韓人の館ありし故の称呼なるべく、その隣地白木原の「シラキ」は新羅なるべく、古富里とは韓

語人の多く群集するの義なれば、大郡、小郡はともに韓人の多く来り集まる船の謂にして、韓船を半呂都美と訓ずるは室集の義にして、古富里と同じく船の義、神功征韓の後は、彼の国人の常に集り来りし」と、紀中に多く見え、この地太宰府に近ければ、大郡^{オゴロ}すなわち韓船を置かれたる故址なるべしといへり。何れにしても、太宰府に来往せし韓客の旅館の設け、この地にありしことは、間違いかなるべし。

延喜元年菅原道真太宰外帥として左遷せられ、幾多の史蹟伝説を遺したるも水城に關するものなし、但し水城堤防の南、上水城（国分村の内）の大道に沿い、氏神衣掛天神社あり、菅公^{ミツコ}、水城の間に憩らい、衣を掛けられし所なりと言ひ伝ふ。大なる松樹二株あり、衣掛松と称え来れり、何れも水城堤防には關係なきものなり。

天慶の乱に、藤原純友鎮西に逃れ、一時太宰府を陥れたれども、水城に關する記事なし、只古書純友追討記（日本記略によりたるもの）に、

賊徒到三太宰府。更所^レ儲軍士。出^レ警防^レ。戰^レ。為^レ賊被^レ敗^ス。

とあるこの讃とは水城関門の外に擬すべき所なし、（築造後三百七十七年）その壁を出でて防戦とあるを実とすれば、頗る無謀の突撃をなし、かえって窮余の賊軍に乗せられ、又慘敗^ス。終に主府までも一時敵手に委するに至れるなり。この役には一部官軍の失策のために、水城その用をなさざりしものと見えたり。但し、純友太宰府に侵入し、主府の地、一時彼の躊躇に委するの已を得ざるに至りたる詳細の事状については今日確たる文献の証徴とすべきものなしと雖ども、なお研究の余地存すべし。

天慶の乱より二百五十余年の後ち、寿永二年、安徳天皇太宰府に遷幸あり。平家物語平家太宰府落の条に、（一旦太宰府に遷幸あり、諸

方羅義の背後によりて、太宰府を落ちさせ賜ふときなり。」主上は屢々召され、大臣以下の卿相賓客は跣歩にて水城の戸（戸一本に門に作る、灘平盛衰記には水城の名見えず。）を出でて、箱崎の津へ落ち給う云云。この時代、太宰府はなお依然として存在したるも、中央政府の命令充分に行われず、すでに地方豪族割拠の勢を馴致しあり。戸、また門とあるは、水城の関門なれども、當時守護等の状況いかなりしか知るに由なく、只想像に止まるのみ。尤これより二百九十八年約三百年のち、文明年間には、水城は全く廃墟となりたりこと、當時氣氛に下りし僧の宗祇が、筑紫道の記に記しあたるところにて明白なりとす。

思川の傍は袖の上に留りぬ、染川に沿ひて下るに、天智天皇の皇后木の九殿の跡に（これは都督府の址を、朝倉郡なる木の九殿の宿店と思ひ違へたる誤りなり。）馬を駐む、境内皆秋の野らにて、大き體の数を知らず（中略）刈萱の闇にかかる程に、関守立ち出でて、わが行末を怪げに見るもおぞろし。（歌あり略す）越過るまことに大成堤あり、いはば橋はれる山の如し、尋ればこれも天智天皇のつかせゐひたるとなん、民の愁いかばかりかと思ふも悲し、すべて國家を守る人は云々。（下略）

此く書遺し置たる文により、宗祇が通過したりし文明十二年（今より四百五十年前）には、水城岡は全く廃墟となりたりこと知らる。このとき水城の有無は不明なるも、記事の書様にては、仮令還れるも形ばかりならんと想像せらる。これに反して、刈萱岡（水城岡門を南に距ること約五丁）はなお存置したり。けだしこの岡は、単に主府出入する旅人を誰何し、非違を警戒するものにて、これと南

北に相対したる朝倉の岡とともに、徳川時代の箱根の関所と同一性質のものなり。宗祇の時代、九州の東北部過半は大内氏の被管地となり、博多、太宰府、芦屋のごとき要衝の地には、各々重臣を駐在せしめて、その地の軍事、行政、司法の任に当らしめたり。刈萱岡は、小笠氏もその古址によりて存置したものならんと思はるも確からず、大内氏が西筑肥前地を一統し、太宰府を以て太宰とせしとき、修復したるものなるべし。宗祇が筑紫に下りし文明の頃は、大内氏の最も隆盛なりし時代にて、太宰宣の古文書は、今日太宰府、箱崎等の神社、その他にも遺存するものあり。

（付記）宗祇法師が水城の所見は、天智天皇經國の御宏議を知らざるはもとより、築造の未至をも全く存知せざる贅言にすぎず。福岡藩の老儒井土周鑑曰く、宗祇が論辭言なり、天智天皇がこの堤を築かせ給ひしは、すなわち民を憂い給ふ大御心より、かく為給ふなり。文永の賊もこの堤によりて難を免かれ、弘安の役もこの堤によりて功を奏したるに、（水城云これは史実を確めず、また水城と元寇防壁とを混視したる大なる誤なり、詳細次章に述べ。）宗祇がこの堤を岡本宮（齊明天皇）の狂心渠と一樣に思ふは、笑ふべきの甚しきなり。中宗と仰がれ給ふ天智天皇は、英明にして千歳の後を憂い給ひ、この水城を築き給ふ、宗祇のごときは連歌和歌には連せしも、国家の大事に至りては、少しの考えもなきものなり、と、副扶し得て尽せりと謂ふべし。また高鍋日続は曰く、水城築造の事苟も一大国防軍事に關し、一國興亡の歴史に係る重大問題なるを、武人これを知らず、史家はこれを解せずでは、普通一般の国民、何を以てか民族的信念を起し得べきぞ、その祖国の興亡に関する歴史的一大事

実を知らざるとき、その国民は國民としての意義を成さぬ。と、高鍋氏はその身縄籍にあり、完祇法師と籍を同うするの人、専ら漢蒙人心の開発に努む、論じ得て快と謂ふべし。

(昭和五、八、一〇新、末全)

〔水城史観(下の上)〕

筑紫史談 第五十一集 昭和五年

四 元寇と水城 付史蹟の錯謬

文永の役は頗る突進の間に起りたるがごとき觀あるも、これよりさき、一面わが細作たる留学の僧、および帰化せし宋僧によりて、彼の國状の侦察は充分に遂行せられ、また後れ忽必烈が數回の脅威の圖書にも接して、彼の企図は大抵明瞭したることとて、わが幕府においても、これ対策の準備を怠らざりしは勿論にして、幾々敵を疑んでいたるの看もなきに非ざりしがごとし。しかも戰場において己が家門の名譽を誇り、一騎打に慣れたるわが武人が平素夢想だも及ばざりし巨砲の威力と、整然たる密集運動の馳騁に出会いて、少からず悩まされ、多少狼狽は免かれざるものあり。されば水城は太宰府の外堀としての第一主要線なれば、これが防備に意を尽したるは勿論なるべきも、その実状については今日何等文献の徵すべきものなし、只九州の二大首腦たる小武、大友を始めとして、豪族悉く沖縄に集結し、専ら突撃をこととせしに見れば、太宰府および水城には、僅少の防備兵を残して置いたる位なりしは、當時戰闘の状況に従して、想像するに難からず。

(前略) しよせん武力およばず、木本(水城)に引こもりて支えても見んとて云云、(中略) 景賀水城の方に引還す云云、(中略) 但

し景賀は百道原方面において越戦せるものなり、直ちに水城の方に引還すと云ふ、これまた地理を度外したる記事とす。) 水木城と申すは、前は深田にて道一筋あるのみ、後ろは原野広く続きて、水木多く盛なり、馬鹿飼場よく、兵糧溝沢なり、左右山あい三十余丁を通じて、石もて急に高く築きたり。(八幡恩童記に三種あり、互に異同あり、本文は正応本による。けだし、正応本は弘安の役後僅かに十年を出でざる、正応年中の古書なりといふも、後人潤色の跡歴々として觀るべきものあり、しかれども字句平易にしてその事実は他の書と大差なればとて、伏敵編にもこれを採録したり。(城戸口には磐石の門を立てたり、今は礎石斗りに成りにけり、南山近くあいそめ川流れたり、石山の腰には深くひろく堀をとほして二三里廻れり、これ古えの御代々々、異賊を防がんために帥の大将をおされたる大城なりけり。(古印本には此所に神功皇后の御事を引く、) このごとく由々敷城なりけれども、あまたの軍勢只一日の戦いに堪へかねて、博多、箱崎をうちすて落入れければ、末は如何になりゆくものかと、あやしの飛山かつまで泣きまとひ、かなしまざるぞ無理ける云云。

これ八幡恩童記の水城の記事なり。前は深田にて道一筋と曰ひ、後は原野広く統くと曰ひ、殊に木本ゆたかなりとは、何の意味か、想ふに、紀の水城の事跡を能く知らず、これを木本と誤記し、その字解より出たる想像の誤解に外ならざるべし。あるいはまた南山近く川流ると言ふがごとき、試みに水城の址に立て、この書を書き見れば、恰かも猩々に魅せられたかの感あり。只その石山の腰には深く広く堀をはりとうして、二三里廻われといふは、大堤内に水を湛えたる様を想像

しての記事なるべく、また石もて急に高く築きたりといふは、方角の全く違ひたる元寇防壁の状を記したるものにてその他全く地理の実験を知らず、史実に修らき弄筆とす、特にわが軍が敗退して、水木城に逃げ籠るといひに至つては、敵すべからざる舞筆とす。文永の役は只一日の戦闘にして、しかもわが勇猛なる将士は、その夢想だも及ばざりし敵の巨砲と猛烈に遭遇して頑る苦闘に陥りながら、「弓箭の道進むを以て勝となす」と呼号し、誓固高地以西において惡戰苦闘を続けたりし有様は、唯一当時の史料たる竹崎季長詫詞の一端、克くこれを物語れり。但し当時わが軍は誓固の高地にて全然敵軍を防止し得たるものごとく信ぜられしも（伏敵篇には最初より傳多邑論も敵軍に委したるものとせり）研究を進むるに従ひ、敵の一支部は刀夷賊の故智に嵌い、迂回して多々良磯口（文永後防堅築道とともに、命して亂札を樹立したる河口）に上陸して、わが背後を衝き火を籍・博多方に放ち、ために誓固高地以西に在りしわが軍は腹背に敵を受け一部堅固高地を撤退せしものごとくなるは、八幡愚童記の、山田が若者五六人蒙古に追ひ立てられ赤坂を下りてのけ兜になりて逃る云々の記事、その半面を証するともに、元軍が一部海上迂回の策に出でるべきは、今日軍事眼上よりの所見略は一致するところにして、水城へ逃げ入りたるものありとせば、そは狼狽を極めたる衆民にして八幡愚童記に、その狼狽混雜悲惨の状を記すること尽くせり。特にこの混雜悲惨の渾中に在りて、暢氣の落首などあるがごとき、また愚童記記者が備えに八幡大菩薩の神威を奉揚せんことを努めて、自ら陥りたる、実は暢氣至極の開筆なることを自証す。しかもかかる開筆のために、小武、大友両氏は勿論、当時わが將卒の汚名を作らし、

余毒を後世に遺したこと多大のものあり。（このことの詳細は、本誌第八集卑稿「小武の五質」とその墳墓中に弁し置きたれば参照を乞ふ。）武人に在りては、第一水城まで撤退する余裕の時間に有せず、それはこの日の戦闘、午前八時頃より夕刻前におよびたるものごとく、しかも敵の全軍その夜悉く艦内に撤退して当夜颶風に逢い翌朝は夙くも敵の艦影を見ず、只一隻の貢船を志賀島に襲撃してこれを殲したるのみ。日清、日露の兩役、わが軍の金州半島上陸の兵数とその上陸に要したる時間とに想い至らば、思い半ばに過るものあらん。故に曰く、もし水城に通入したるものありとせば、そは猿狽せる老幼婦女等の衆民にして、武人はあるいは博多、筈崎および福崎（後福岡）以南までは退却したるべきも、一人も水城まで退却せしものなし、その証は戦闘の事情と、時間とは全くこれを容るさずと。但し、翌朝志賀島にて拿捕せし俘虜百二十余人を水城に斬るとあるも、現時水城にその址名（唐人屢數のごとき）を留めず、かつ近年反対に、幕府は大友頼泰に令して五十人余の俘虜を鎌倉に召し具せしめたる、從來の記録に影を留めざりし確實なる新史料の発見あり、文永の虜を水城に斬ること、その址とともに猶研究の余地ありと認む。

次に元寇と水城とについて、最も記事の孟浪を極めたるもの歴代を弘安四年に掲げ、しかしてその一篇に、

蒙兵數十万。其勢亦彌滿矣。取水木城。而蒙古兵士擧火焉。一切三断數千余丁。累墨ニ大磐石。以為城之堅。蓋此城者。往昔神宮皇后。征三韓。行在之處也。（中略）小武大友菊地島津以下九州武人。各營三數万之兵。擊破ニ水木皆。遂ニ敵兵於海上。云々。

數千余丁を切断すとは何の意味か不明なれども、累翠大磐石と併せて、元寇防壁のことを水城と心得、かつ愚童記の煙に倣いて水木城と漫記し、（木、城、ともに「キ」にて重複なり）その水城を以て神后征韓のときの遺址なりとし、蒙古十万の大軍がこの水木の古城を奪取しこれを捕獲してここによりたるを、小武大友以下のわが軍が、この砦を攻撃してこれを奪回し、しかして蒙古の敵兵を海上に逐るといふなり。これは史実、史蹟の錯誤などはブフト通り抜け、たわいもない浪筆というの外に、辞なし、

（参考）文永の役、筑前戦闘は只一日間、（今津一時敵軍に占領せらる）にして、その区域は、主として今の舊高崎地より龜原、別府、百道の間にあり、しかして博多、箱崎火災に罹る、戰闘時間約七八時乃至九時間、当夜敵艦颶風のため覆没し、全軍の約半数を喪う。弘安の役は二ヶ月に亘り、筑前においては内地は防壁に支えられて、全然上陸するをえず、敵軍志賀島に上陸を開始せしも、わが軍の進軍に遇し、本艦に漁退したる外、一步も内地に上陸するをえず、七月下旬に至りて一旦砲轟に撤退し尋いで肥前鹿島に移転し同月晦日彼の東路江南西軍ともに鷹島およびその近海において颶風に遭遇し、全軍の約六割（弱）を失ひたるものなり。

この鎮西要路は八幡愚童記よりはズットのち、後川時代天草一揆より後に成りたるものなるが、旧藩時代にては、両書ともに読書界には珍書として頗る珍重せられしものなり。中に採るべきことも少からざれども、二十分の筋過ののちならでは、途轍もなく誤謬を被るなり。元寇と水城の記事のごときは、その優なるものにして、今日で最も悪くすれば文永、弘安の兩役を混説するはまだしも、水城を以て神

功皇后の築かせ給ひしものとし、あるいは反対に元寇防壁のために築きたるものと思惟しいるものもなお在るがごとき、これ一はこの方面の実際の調査に余裕なきによるべしと雖ども、その多くは両書の記事に註誤せられしによる。大橋納庵の元寇紀略に、

在天智天皇。應ニ新羅侵我。西裔築ニ大堤於筑紫一時ノ水。名曰ニ水城。及ニ蒙古禍起。北条時宗更修ニ築之。石壁高丈余。亘數十里。其上平坦。可レ騎云。

と記するがごとき、同書の引用書目中に、八幡愚童記と鎮西要略あり、両書のために半ばを誤られて、水城と元寇防壁とを最も簡明に混記したるものなり。北条時宗水城修築のこと、古文書その他にも見るところなし。但し時宗更にこれを修築すとあるを、下の文に併けて見れば、水城の修築に非らずして、石壁の修築なること明白なり、但しこのとき石壁は造築なれども從来博多沿岸、特に中古の袖の湊およびその付近の護岸石壁（音公の詠なりと云へたる、箱崎や千代の松原石壁みくずれん世まで君は在しませ、とあるものこの墨石を書へるなるべし。）を外寇防壁の石壁と認め、弘安役前の防壁は、この古への石壁を修築せしものと思惟したりしが、近く三十年來、各方面よりの研究の結果、学者も同様に思惟したりしが、

元寇防壁は建治二年の造築なりし事実、確定するに至れり。

次には日本書紀通訳に、蒙古來寇の事状を記して、

（前略）時關東大軍。及九國二島兵。悉集于水城。更修ニ水城。數十里間。以ニ大石一塹。高一丈余。其上平坦。乘馬。直下ニ敵賊

これまで前の一書の跡を辿りて、同じ迷路に陥りたるものなり。（但

し、蒙賊水木城を修構してここによりたりといふがごとき、無鉄砲の珍説は、鎮西要略の他には未だ見当たらず。」しかし同じくこの二書の迷路を辿りて、しかも彼とは全く向道を異にし、意外の奇縁に乗り上げたものを、日本書紀註釈の説とす、本書の著者は上記せる通説の説を評して、古しへの水城とは所異なれども、そのさま大凡に知るべしとて、聊か疑を存し、しかして著者の追考として、

按に、水城は水を貯うる城には非らずして、海水に築出、大石を以て築き、あるいは堤を高くして賊船を直下に倒し、矢を届かしめ、また馬に乗りながら、直に賊船に下ることなどにも便利ならしめたる、一構の城と見えた。水に築き立てるが故に、水城とは云しものなるべけれ、水を貯ん為の城と云るは、字に泥める説なるべし、なお考ふべし。

と言へり。この説、全く築大堤貯水と記せる書紀の記事を無視したるものなり。水城の大堤を四里以外の海岸に移易してかつその構造をも全く変改せんとするものなり。誤見のここに至れる因は、その構造も位置も全然別物たる水城と元寇防壁とを混同し、これを混記して消を作りたるものあるによる、阪田氏の書紀註釈は、今日学界を益しあること広汎なり、著者輩のごときも、その恩恵を被りいること多大なり、それだけまたその誤謬の、世を誤ることも広汎なるものあるを虞る、今日にてもあるいは元寇はわが軍水城によりて撃退したるものと思惟し、甚しきは元寇防壁のために築かれたるものと誤認し、あるいは水城は水を貯へしものに非ざるべしといい、水城の用法について疑を懷く人あるがごときは（日本書紀の本文を読みてのち、水城の実地を踏査せば、直ちに思い半に過るものあり。）史実史讀の真相顕彰のため

には、遂に遺憾千万の事共とす。これら何れも水城の実境と、元寇防壁の実地との踏査を欠いたる机上執筆の誤に坐す。

次に最早既足に属するも、なお一書の誤を正すべきものあり。最近明治三十五年、音公一千年忌記念として編纂せられし、太宰府史鑑水城提防址の条に、

元の大軍入寇するや、数万の賊軍老駄、対馬を踏れて博多に通り、勢に乗じて水城を衝き、直ちに進んで太宰府を陥れんとす、しかれども我軍この水城により、防禦最も嚴しく賊兵速に進むこと能はず、（中略）もし天智の朝、この水城を築く無んば、賊軍太宰府に寄せしも知るべからず、實に水城の元寇に効ある尤も大なりと謂ふべし云々。

近年郷土士人の手に成りたる書にしてなおこのごとし、水城史蹟の混沌たる、また謂れありと謂わざるべからず、しかしてこれが最初の清を作りしもの、实に八幡愚童記・鎮西要略の二書となす。

以上は水城に関する數種著明の書について卑見を述べ、他は煩を厭ひてこれを省きたり。要するに水城は元寇に対しても我が軍萬一退要の築に出んときは、その根柢の一大要衝たるは勿論なるも、幸いに我が軍の攻撃精神に富みたると文永役の戰闘備かに一日を出ざりしとにより、この大困難に臨みて、目的直接の大用をなすに至らざりしは、水城その物のためには、聊か遭難を免れざるの恐無きに非ざるも、また皇國のためには祝福すべき一大慶事なりと謂わざるべからず。

五 水城に関する後世の文籍及び水城の古図
八幡愚童記の水城に関する記事は、前章に述べたり。けだし水城に関する抽象的の記事は、これを極興とす。鎮西要略これに並び、その

後において、著者の知れる範囲にては、貝原益軒の筑前國統風土記を以て最初とす。これ實に築造一千四十余年のものより二百二十年余年前の所見に屬す。ここに参考のため、このうちに成れる統風土記拾遺の記事とともにその全文を併せ録す。

筑前國統風土記、水城

日本紀を考ふるに、天智天皇三年筑紫において大堤を築て水貯ふ、名付て水城と云よし記せり。是太宰府要害のために築かれたるなるべし、称德天皇天平神護元年、大宰小式采女朝臣淨庭水城を修理する專治官とせられし由、統日本記に見えたり。今その堤を見るに、長さ五間根盤二十七間、東西に長き所八丁許にして、その間たえて堤なき所一町許有、堤の内は田と成て水を貯へず、元和十二年この堤の辺の田を掘りしに、大なる木二本有て掘出しける、長三間許小口二尺余あり、一本は杉、一本は朽ちて見分らず、この堀を築きしときの台木なるべし、東西の間堤なき所より水は北の方に流る、誠に世に類い少き大堤なるべし、その東の大路の筋に門の址にや、大なる礎石残れり、水城の闇といへるは此所なるべし。

万葉

ますらをとおもへる我や水くきの水きの上に涙のごはん

名寄

藤原俊頼

かき絶てみつきになりぬ是やは心つくしの門出なるら
ん

良玉

長房

くもり無くすむとおもひしみつきよりやみにまとひて立
帰りぬる

夫木

夕露や立隔つらん岩垣のみつきの闇に船も通はず

俊

夫木

大武高遠

光

岩かきの水城の闇にむれむこふらちの心も知らぬも人

詞書に、この歌は筑紫へまかりけるに、水城の闇に小武府官などむかへに集り来りけるによると、水城の大堤の東の山際に開の跡あり、大なる礎石などあり、すなわち府の大道なり、一説に、水城の関肥前にありとす、あやまりなり、その故は太宰府に入日、太宰小式府官など迎に来らば、この地なること疑いなし。

夫木

俊

光

夕霧や立隔つらん岩垣のみつきの闇に船も通はず

國守の特命奉じて普く国内を巡檢し、実地を踏査してのちに下したる碩學の史筆にして、此に過ぎず、このとき戦国時代を記すことなほ甚だ遠からず、史蹟の湮滅し居たる様を推知すべし。

次に著者の没後早くも嘉永年間か、もしくは嘉永、安政の際に辛うじて完成せしものと推知せらるる青柳種信の統風土記拾遺には、稍々詳細の記事あり。

筑前國統風土記拾遺 水城付岩垣闇

村(水城村)の南東西の山間にある大堤なり、往昔堤の内に川水を堰入て水を湛へたり、故に水城と云。(原註)八櫻愚雲訓には木本は見本に、即太宰府の外堀なり、堤の中東西に両門を開けり、東門は作る。木本(郡名)但當時一、今は筑紫郡席田村)久爾、柏屋の夷守等の駅を経て、京へ上の官路なり。西門は博多又肥前松浦等に至る、府の大

きたれば、水城関とも、岩垣関とも云へり、今此堤の長を計るに、

東の山際より中間堤の絶へたる所迄百七十間、通路より山際迄の間数

中間堤の断へたる所百間。

(原註)此内

に川流あり 西方三百五十間、通計長六百

二十間、(原註)此内五十四間は高五間あり、

着根は或は三十間、或は五

十間、地勢によりて広狭あり、古え猶高大なりしなるべし、(以

上の間數今日の實際と相違あること、下に記するがごとし、風土記本編の説また同じ。)近世に至つて土を引、停木を埋て田圃を開けり、今より二十年前までは、田中に大石多く埋りて有、西門の(西

は東の誤写なるべし)址には礎石森然として有、その辺に古瓦も多

く散在せしが、近年土民等川溝等の修補にもその石を取用しかば、

今は此所にもそれと覺しき石一つも見ず、(四十九集一頁及一二

頁參照)變遷の速なることかくのこと、(中略)元禄年中この辺

の土中より大材を擗出せしこと、本編に見えたり、近年も松・杉・檜等の大材をこの川の辺より穿出せり、少も朽損なし、色黒くして相州箱根山の神代杉などのごとし、この堤、水城、下大利、國分、吉松の四村にかかり、村民は土居山と呼ぶ云々。(以下略す)

筑前旧志略

統風土記に同じ、(本書を引用す、)

福岡県地理全誌

統風土記拾遺に同じ、(本書を引用す、)

筑前府史鑑

堤通計六百二十間余。

太宰府史鑑

下大利に属す堤上今

筑前府史鑑

下大利に属す堤上今

詳密のものとす。

太宰府内志には、風土記拾遺のとき現状の記載を多く欠き(但し

大堤の長、東堤百五十間、西堤三百二十三間、堤高五間、根盤二十七

間、中央欠堤所六十間とし、三書各異れ。)八幡愚童記、平家物語

等の文を引用するも、所見なきこと、前書と同じ。

水城大堤の長・高・等について各異同あること、前示のごとし、な

はこの三書の外、他書の異同を列挙すれば、

筑陽記

土手東西に分る、中一町許崩れ、東方長百六十間余、西方

長二百四十間余、根盤十五間、高四間。

筑前府史鑑

堤通計六百二十間余。

筑前府史鑑

下大利に属す堤上今

ここに都督府および親世寺の古図と称するものあり、何れも荒川中世の模写に係るものなること、確かなるも、その原は全くの想像圖に非らずして古伝の圖ありてこれを調査したるものなるべきことは、その一端の水城の圖に、大堤の一側と覺しきところに閑門ありて、その一端に望台と覺しきものあり、一見直ちに朝鮮義州（旧）の鶴嶺江に臨める閑門と、その右側の堤上に位置して、敵地を瞰下せる統軍亭とを連想せしむ。かつその構造が韓式を表現せるに觀れば、想像上の圖に非らず、その原は古伝のものありたるを推知せらる。都府様のごとき、この圖によりてその全貌を窺知するを得る。この圖は日田某氏の所蔵なりしもの、今所在を詳にせず。その全くの想像圖に非らずして、なお研究すべき価値はあるものと思惟す。

六 万延文久頃の水城と著者

ここに約七十年前に在りて、著者が日夕親炙したりとときの水城大堤の状況と、一は事か余事に属すれども、当時における旧藩（福岡藩）制度の調査事として、著者が偶然にもこの一大古墳の地に生を受け、既年至りて端なく再応の關係を生じたる因縁を告白して、一嘘に供し併せて當時藩制の片鱗をも追憶するの料に資せんとす。著者の生家は、福岡藩の城代組と称する最下級の土籍の家なりしが（足輕および諸卒は十分以外なり）藩の慣例として、小僧にして糊口困難の者はその事由を具陳して藩庁の許可を得、勤仕を免せられ、（家業は依然給せらる）十箇年を一期として城下を辞し、自ら畠むところの郡村の地に移住することを允許せらる、これを仕組在住と稱せたり。（在住とは士分の者にして、藩主の城下に住せず、郡部に居住するものの総称なり）著者の実家にてもこの仕組在住を願い、弘化より嘉永間に亘り、御

笠郡（今筑紫郡）上水城に在住せり。この上水城は水城村に属せず、國分村の枝町にして、國道水城閑門（すなわち東閑門、旧藩時福岡、博多方面より、太宰府および一方久留米・熊本等に通する国道にして、古え太宰府の大道なり、この東閑門の地に華館を置て、府官・府賀の送迎をここにおいてせしこと、前章に述べし通りなり）の所在地なり。著者は如上の因縁によりて、生をこの地（東閑門址より二家を隔つ）に受け、三年にして期満ち、一旦福岡の城下に帰り、安政の末年故ありて一家再びこの地に移住し、慶応元年に及べり。（三条公等五卿の太宰府勤座は、慶応元年正月にして、茅屋の前庭に踞座して郊迎せしこと、今なお記憶に新たなるところなり。）この間正に七年、著者八歳より十四歳に至る。爾後は兩三年間はしばしば日傍に來往せり、故以て當時の日課たりし寺小屋の習字読物より、竹馬・独楽・桜は競歩・鬼隕の遊戯に至るまで、皆なこの地に人と為りし幼時の名残にして、その相手地はいつも大抵土居山と御宮（前述べし衣掛天神社）なりき。今日にても、一度駆目して當時を回顧すれば、水城一円の境界は直ちに映画と為り、脳中に映出し来る。このとき上水城の民家西側に十一戸、東側に同じく十一戸ありて、その内一戸は御茶屋と称して旧藩重臣等檢地時の休憩所たり。（前集口画鬼瓦の所蔵主松島氏はその家なり）その一戸のみ大堤の北側（今の大堤碑の樹てる所）に在りて、他は西側の民家とともに、悉く大堤の南方にありて、ともに大堤とは丁字形を成す。現存せる東閑門の礎石は、その南隣永永某の撰寫なる庭前にある。今と雖かも変位せず。當時この礎石の何物たるかを住民一般に知らざるは勿論、水城大堤を土居山と称し、著者の隣家たりし萩尾某は、岩屋守城殉死の牌将萩尾大学の後裔なりとて、頗

る物識りなりしが、水城の謂われは承知せざりしものと見え、かつてその史話を聽きしことなかりき。この蘭門の礎石はいつのころよりかれを硯石と称え、村人の相撲の渾名と為したい。〔この時代の慣習にて、各町村何れも一定したるその町相撲の渾名を有し、角力者、上水城（旧藩時の水城村今水城村大字水城）より出場するもの幾人に達するも、等しく小柳など名乗りたるなり。〕この硯石の向側大道を隔てて土居山の東方に尽るところ、〔水城大堤は大道を隔てて東方なは僅かに、四王寺山（大野山又の西御）丸山に連れるも俚俗土居山と称するは、この部を含めず、その大道に至るまでの称なり。〕に賽の神の祠あり、太宰府神社參詣往還の途次、男女の賽客多く、賽物祠内に充满したり、その祠も存すれども、甚だ寂寥荒廃せり、當時はこの祠前に巨藤あり、大木に絡りて梢頭に崩壊し、初夏の候頃の盛觀なりしが、今は四回寂寥、全く境界を変したり。

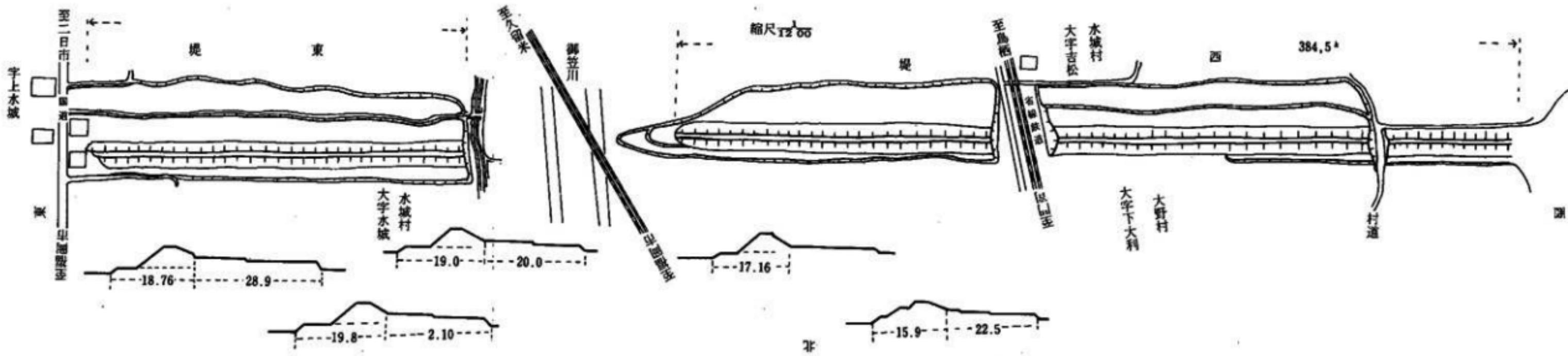
從来は東閣門礎石の線より、今の大堤碑の建てる線に至るまで、大道は北に向て可なりの傾斜を成せしを以て、その大堤の線なる事明亮なりしが、明治の中年頃彌りて平坦と為し、今は全く大堤線の痕跡を止めず。著者が屢居したり頃まではこの付近より大小多くの瓦片出土し、その瓦片を以て「コキ」と称する児童の競技の用に供せしこと、さきに述しが」とし。

この時代の土居山（東堀）は、賽神の背後（南隣）より平島某（上水城西侧最北端の家）の居宅の地に就きて、南側は竹林および全体は椎および栗林にしてその西端堤の尽るところ（断面）に至るまで雜木繁茂し、その間に數幹の長松空を凌ぐものありしが、今は只叢卉の蔚々たるものみならず、堤の一部は鋤して畑に變じ、その両側の腰部は、

殆ど挙って桑田と變じたり。かつてその脚部のことき、漸次居民のために烟喫せられありしが、近年史蹟地に指定せられしより、被害を免かれしも、ときには密に禁を犯すものありと聞く。要するに、東堤は著者が棲居せしときは、全く外觀を變じ、またその形体の幾分をも變易したり。

西土居山（西堤）は東土居山のごとく変化甚しからず、大体において、なほ昔日の面影を存す。元來西土居山は、東土居山のごとき、雅趣風致を有せず、東土居山の風景に富みたりしとは、全然趣を異にしたり。いつの頃よりか、その東断面の一部二三十間許、半ば削せられて堤と田との中間に位置しし地と為る、これは著者棲居時より此かりしか、それ以後の変形なるか、今一切記憶に存せず。

これを要するに東堤は明治維新までは宗祇の記文そのままなりしもの明治の中年より次第に形容を變じて、今は殆ど無趣味の裸体と為り終れり、（尤もところによりてなほ灌木の繁茂せる部あり、東堤の東端近部のごときこれなり、插画）併ながらこの裸体の形容が、すなわち元形に復旧したるものにして、西堤はなほ六七十年前年の面影を存するも、観古上よりこれを見れば東堤の殆ど裸体となりて、親しく昔時の半面を語れるものあるに及ばず。しかして両堤とともにその腰脚の各所彌縫せられ、創痍の遺体となれるは相等し。著者帰郷後、去る大正四年春詠家水城に至り、上下兩水城の老弱旧知を招して、土居山今昔の変遷など談せしことありしが、昔年とは違ひ、地方人の郷土史想進歩せしを觀たり。



大堤 大堤は大部築造（修理）當時の形状のままに遺存すれども、またその中央部の欠堤せると、および明治以来鉄路開通のため、西堤の両所を開穿して一堤三片となり、かつその腰脚部においても動削せらし部少からざる等、すでに全身創痍を被り、完廢と観難きものあれば、ここに遺址とせしも、なほ現状と謂ふを肯當とすべし。

水城大堤の長・高・広・その他についても各書によりて異同あること、前章に述しがことし。さきに明治二十二年福岡元寇記念会建碑事務所において、前記東堤の東端、国道の側に「豪國の士は少時車を駐むべし。」と記したる木標を樹てたりしが、いつか腐朽し、そののち本村有志者再建せしが、これも腐朽せり。折柄大正四年十一月、大典の盛事あり、その記念の事業として、本村大字水城（元の水城村便称下水城）青年会において、水城大堤碑の建設を企画し同地に關係ある人士の多少の補助を仰ぐ外、一切他の助力を仰がず、労力物質ともに全く本村および本村に關係を有するものの負担とし、基石は青年会員休日毎と各自宝満山（竈門山）より、掠石は同じく博多より運搬し、その他工・碑銘・筆者等をも一切本村關係者にて、担任することし、この議決の結果、著者生誕の縁地なるを以て、当事者來りてその理由を陳し、著者の命銘、および撰文を乞ひたり。しかるに統風土記を初めとして、十数種の書、水城堤防の長・高・広・の差あること、前述のごとく、從来学者の迷惑するところなりしかば、同村の出身にして、第策郡土木技手たる竹森善太郎、これが実測の任に當り、十數日にしてこれを完了せり、しかして両堤ともにその底くるところは、等しく山地（大城山の一端たるモッコ山および吉松山の一角）の尖角を利用せしものにて、今日に至りては的確なる天然・人巧両境界線の分明を

欠ぐる據ひありしもの、これを肯定するを得、尋びで九州帝国大学教授君島博士ハの一檢を乞ひたり。しかして余は碑文に代るにこの実測の結果を以てせば、實際界を裨益すること、大なるものあるべきを思い、これを当事者に協りしに、当事者またこれを容れ、普通の碑文を止めて、これに代るに製造・修理の年代と、今回実測の結果とを刻することとなりたり。刻成り、碑は水城開門の址に接して、国道の東側に建てられたり。表面、水城大堤之碑と銘し、裏面に左の文を刻す。
天智天皇三年。於ニ筑第一樂ニ大堤。貯レホ。名曰ニ水城。距ニ今一千二百五十二年。

稱天皇天平神護元年三年。太宰少武從五位下采女朝臣淨庭。為ニ

修理水城專治官。距ニ一千五百五十一年。

今、東堤長百七十六間三尺。西堤三百八十四間三尺。總長五百五十一間。最高五間五尺。根盤最広十九間一尺七寸。中央欠堤九十六間。此所即東方開門之址。存ニ一片磚。其西方開門。即吉松鑿道之所。大

正四年乙卯十一月為ニ大典記念一建之

水城村水城青年会建之
筑紫郡技手竹森善太郎實測

文字技工碑石とともに至極粗末のものなれども、二百數十年來記載区々にして一定せず、斯界を迷惑せしめたる水城大堤の長・高・および盤根の広径は、これによりて明確となりたり。

この地は、太宰府および肥・筑地方に通する要路なれども、西大堤を横貫し、およびその旗下において兩鐵路の通ぜし以來、極めて寂寥の地となれり。近年自動車の往来頻繁となりしも、下車觀古の客は稀れなり。かつ前記の碑文、碑背（左側に亘る）に刻したれば、下車

して碑背に廻らざれば、認することができぬ。頗る不便とす。

なほ西堤においては、去る大正十三年、高鍋日鏡（日蓮宗高麗開発布教師）その西方に尽るところ、吉松山の一角を拓き、ここに大陸統化護國警策の道場として一院を建て、これを大陸山水城院と号し、ときに講演会の開催などありて、益々水城なる探古の史蹟が、東閥門より西閥門、並付近に転移の觀を馴致したるも、固より同根の幹枝に外ならず、水城院は吉松山の一角景勝の地を占め、遠く竪門・大城諸峰に対し、都督府一帯の故址眼界に入り、背後の高所に登れば、大長以北の平野眼前に開展す。翌十四年十二月、斎藤朝鮮總督（実）東京より帰任の途次、水城の故址を訪り、總督夫妻、柴田本県知事（善三郎）夫妻とともに水城院に至る。著者また白木中将（次）等とともに同行す。日統師在福岡日蓮宗の衆僧を会して自ら導師となり、北向して山肩に壇を設け、一千二百六十余年前白木江口の幕府と消えたるわが百濟救援軍二万の将士の遺靈を弔し、總督以下順次焼香す。この日總督退去後、水城院にて追弔講演会を開く、聽者院外に溢れたり。（第三十八集参照）從来水城院の地に至るには、行路多少不便の嫌ありしが、斎藤朝鮮總督來訪のことと伝はるや、吉松村（水城村吉松）の青年、その他相協り、鉄路より西堤の南側に沿ひて、水城院に連するまで、足跡に長さ約百間、幅約一間の新路を開作して、これを總督道と命名したり。この日総督以下、新道を歩して水城院に至れり。（第三十六集参照）なほ總督は翌大正十五年四月、かつて明治四十二年の春、朝鮮全羅北道全別郡伊東面老松里（麒麟峰の中腹）より発掘せる、淳化二、開元寺、施通寺、の文字ある古瓦とともに出土したる古墳を、水城院に寄付せり、今日院の講堂に懸垂す。淳化は宋の太宗の時代にして、その二年はわ

が一条天皇正曆二年、高麗成宗王の十年、今年より九百四十一年前のことに屬す（第三十八集参照、但同集括弧中唐代は宋代の誤）。内部の構造 水城大堤の内部の構造については、從来これを記述したものを見ず、独り境方溯源水城址國標中汽車鐵路の註文に、「堤ハ社土ヲ盛ル厚二字許、其上ニ木葉木枝ヲ積ムコト厚一寸許、縦横杭材ヲ配置シ、之ヲ築キタルコト、鐵路開鑿ノ時ニ發見セリ」と記するもののあるのみ。しかるにその後大正三年、鐵路切斷部の東面を改穿せしとき、実地について研鑽せられし中山医学博士の報道あり。その要旨を摘要すれば、

大堤断面の土質検査の結果、境方溯源處國標中の文は、正当ならざるを明かにせり、断面に表はれたる土質は、各部甚だ区々、要するに表層部と基底部の二部に大別するを得、基底部の上界は、鐵道面の上方一間乃至一間半に達し、表層部とは土質の相違によりて分界明かなり、（博士は付記して曰く、水城最高線下方の掘下げを乞ひ、この部が鐵道面の下方二尺五寸内外のところにまで達しるを確認せり、故に基底全部の厚は約一間半乃至二間と思惟して大差無べしと。）この部は基礎工事ともいふべく、粘土または細砂を混する粘土質より成り、帶青色の砂土の他、種々なる色沢の土質を混じ、概して二三寸乃至五六寸、最厚九寸の厚さを保ち、交積積重す。たゞに断面に層疊性の斑紋を表示す、層疊の方向は鐵路切斷部の東側面においては概して水平、西側面においては稍々前下りとなる。

（下略）以上の基底粘土層は、水城盤根の全部をなせるに非らず、大陸起承縫の少しく前辺より後面の中段に至り、水城の軸を成す。幅約二十三間に表はれ、その前後は表層部と類似の土質より成る、

(中略) 表層部は水城の大部を構成し、極めて細砂を混ぜる赤土上より成れるも、質均等に非らず、その断面に基底部の粘土層におけると類似の盛り上げのときに生じたる土質の相違に因する層疊性斑紋を見るを得る、層疊の方向は粘土層に近き深層においては極めて水平なるも、大陸起の所にては頂部に近づくに従て、盤根部に向る弱き弓状の弯曲を呈す。以上断面検査の結果によれば、築造当平地の上にまず根堅めとして、粘土質の土壤を以て、幅二十二間高一間半乃至三間の鈎形の低く平き長堤を築き、これを被ふに多量の砂土を以てし、隆起・段階等表面より見るを得べき各部を構造せしものと察せらるる云々。

次に大堤の構造に木葉木枝を用ひることは、靖方開港にも記するところなるが、同博士の実地所見報道中にこれを詳説しあり、これを天智天皇時代のものと断じてのち、

樹枝木葉は土質の相違によって生じたる層疊性斑紋の界線部より出土す、上下同一の土層間に挿在することあるも甚だ稀れにして、多くは枝葉を境として、その上下の土質多少色異にす、一の枝葉層と、その上下の枝葉層との距離が或土層の厚さを示す、その径一寸乃至五六寸にして、その位置は少しく斜めなるものあれども、通常水平にして直立のものは一も発見せず、その枝葉の方向は一定せず、不規則なり、その数は甚だ区々にして、中には數十葉重疊圧迫のままに固着し、一所より出るもの稀ならず、さる場合にても、全体の厚さは一二分に過ぎず、樹枝は直徑一寸二三分、特に細枝多し、靖方開港に記する「木葉木枝ヲ積ムコト厚サ一寸許」に符合するものを認めず、中に最も大なるは直徑七八寸のもの二本、ともに

粘土層の稍上部内に水平に埋没せり、他は直径二三寸に至るものは甚だ稀れなり、水城最高線下の地を掘下げ、再検の結果、木葉木枝を包含せる粘土質の土層は、鐵道面の下方二尺五寸内外に達す、その下方には粘土質の黒土あり、この土層は移動の形跡なく、杭材は勿論、樹枝・木葉・砂礫等何等の異物をも含有することなきを確認せり。以上幅二十二三間、高一間半乃至二間のこの土層は、決して縦横杭材を配置し築造せしものに非らず、二三寸乃至五六寸、稀に九寸の厚さに、粘土質の土を盛り、覆ふに葉樹の樹枝を以てして、更にこれを交互に、かくして一間半乃至二間の高に築上たるものならざるべからず。(摘録)

以上は要旨の摘要なり、これによりて水城大堤の構造、岩垣の疑問を除くの他明確となり、概要土堤は上下二部より成り、その下部の基底部は、特に築造の堅牢耐久力に意を尽したるものなるを微すべし、用土の出所については、便宜上次項に述べるところあるべし。

(追記) 前記筑前国続風土記拾遺によれば、堤の北側は全部に亘り石垣なるがごとくに聞ゆるも、左に非ざることは、その詳細を究むるまでもなく、現存の状態にて明白なりとす。畢竟岩垣の名にとらわれ、関の字に重きを置かれざりし結果の言と思惟す。

(未完、昭和五、一二、一〇、稿)

▼万葉集に余波を留めたる太宰府の遊観見島が、水城闘にて大伴旅人との間の歌詞に府家を願望するの語あり。今日四址に立てて南方を睨むに、今の大宰府は國より、源氏宮寺御管社の知り、皆な山を隔てて境を異にす、今の國道に沿ひたる刈萱の開拓、昔公の講所たり桜寺、それも古の名残なる通古賀、一市の方面、漸くにして眼界に入る。(二日市より通古賀に至り、御笠川に会する小川あり、盐田川又た白川ともいふ、

川に架したる小橋を古へ幸柏と謂へり、夫木集に大式高遠。

頬もしき名にもあるかな道行かばまづ車の橋や渡らん

府官府賈など府に入る人、名に自やかりて此の橋を訪ひしかば、名高き橋と傳れり。後年逍安和尚の筑紫道の記に、

名高き華の橋は何處ぞと里人に問へば、驚く斗りなる小川に架したる橋なりけり云云

など見えたり。今は數少の石橋を架す、昭和府家に一勺、以て當時此の辺まで、並轡連棲繁華の府内なりしこと知らるる。

〔水城史観（下の下）〕

筑紫史談 第五十二集 昭和六年

七 遺址と遺物（続き）

イ 遺 址（続き）

二 磐石 現今礎石の旧態の仮に現存するものと認めらるるは、因通に沿ひたる大字国分、宇上水城の北端に存在する東関門の片礎のみにして、その所在は前章に詳しく述べ置きたり。礎石の全長七尺五寸、幅二尺九寸、横形方孔長七寸五分、幅三寸五分、深一寸六分、円孔左側（北向）に在るもの径五寸五分、深二寸八分、右側にあるもの径五寸、深二寸四分（口絵参照）。その片礎は七十余年前、著者幼時頃に在りてもこれを知らず、既に所在を失いたりしもの、後ち明治の中年頃篠川の使用と成り居たりしを発見し、字吉松児島某（卯兵衛）、これをその家の手水盤に使用せしを、近年またその所在を移動して不明なりしが、近頃大野村字白木原森山氏（三平）に在ることを知り得たれば、去る十五日松尾繁人氏（測量技師）を同伴して同家を訪い、就いて調査せしに、（往年暮て吉松児島氏の手水盤たりし時一見せしこ

とあり）、大凡礎石の全体を約四五分せしその一片位と認めるるも幸に横形方孔（溝形）及び片円孔の大部残在す、不正形の礎片にして、長一側二尺一寸、他側二尺四寸、幅一尺二寸乃至一尺六寸、方孔長一尺〇五分、幅四寸深二寸、円孔徑五寸深二寸、底面に病氣侵蝕の痕あり、松尾氏は円輪の回転を滑円ならしむる為め、円柱の下端に鏽皿様のものを着けたる裏ならんといへり、他門の礎の円孔にはこの現象を見ず、孔の直怪東関門現存のものと、少差あれども、その各孔の形状と位置とは全く同式なり、正に東関門址に現存する門礎の、片礎の

一片たるを徵知す。（第一図）

次に西関門址より出土せる門礎（何れも全形を存せず）二片あり、その一は宇吉松児島氏（三郎）の庭にあり、門礎の約半部と認めらる、形不正にして現存部の一側において長五尺三寸、中央部四尺六寸、幅三尺五寸、方孔（溝）半ば欠損す、残部中央において一尺二寸五分、幅七寸深四寸、その横側に丁字形を為して長約一尺一寸、深約一寸の浅溝あり、その一側に大円孔の痕欠一部を存す、他の門礎と形態を異にし、且つその大きさも約一倍大的ものならんと想像せらる。思ふに西関門中央の大門礎の残片ならんか。（第二図）尚ほ其と共に研鑽を要す。次は最近昭和五年（三月）水城村大字吉松星ヶ浦、水城西関門址村道横側の断面より出土せしものにして（第二図のものと出土同所なり。）著者は出土後間もなく発見者吉松百田氏（積次郎）に邂逅してこれを知り、就いて一見せり、此時礎石は地上に俯置し、百田氏石表開孔の状況を詳かに語れり、勿論門礎の断片にして全体に非らず。去る九日水城村役場員河辺氏松尾百田兩氏と共に再び現場に至り、石表を開孔の状況を詳かに語れり、勿論門礎の断片にして全体に非らず。去る九日水城村役場員河辺氏松尾百田兩氏と共に再び現場に至り、

として、この門櫓を最近発見せしものの如く記し、且つ壇の遺物か、礎石かの判断つかなかつたなど記するは、事実に非らず。（去年四月発行本誌第四十九集参照。）残存部長五尺幅二尺七寸、横形方孔長七寸五分、幅三寸五分、深一寸八分、円孔径五寸深三寸、他は欠損、礎の出土に依り、西門址断定上、更に百尺竿頭終歩を点したり。

如上現存せる東門址の礎石と、爾後出土せる片礎各孔の位置とに依り、水城門の扉は正に外開たりしを証す。戦国以来の城門は大抵内開とす。今遺存せる福岡城下橋の城門の如きもまたしかり、最近の新発見に係る大野城の門櫓もまた同様なりと、（著者未だ実地を見

ず。）三条技師の言によれば単に建築学上より見れば、大野水城西門の豪華、兩者構組の差著るしきものあるとの言なり。一は単純なる城門、他は所謂闕門にして、主府出入の門戸なれども外敵防禦の点に至ては、兩者異あるべからず、水城門の建造が大野城門のそれに比して粗なりしと認めらるる所以は、尚ほ研究の余地あるべし。（水城は突差に成りし応急工事と認めらるるも天平神護元年の修理は、随分大規模に行はれたるが如し）尚ほ三条技師の所見に依れば、門櫓には外開脇門ありしを徵す。若し両脇門ありたるものとすれば、両脇門は外開にして、正門は或ひは内開とするも差支へなしと（同氏論文同附図参照）何れにしても研究の余地を存す。

(附)昔時水城門の所在地点は、今の国道よりは少しく東方に在りしならんかとの説あり、著者もまたこの考を持したりしものなり。（第三回片礎の出土地点明確なはず今日知るに由なし。）最近

松尾氏に托し、試に現存門櫓の線に沿ひ、東方二間余を隔てて、三

尺許地下を掘下せしも、礎石又は疊石と覺しきものなく、直ちに山地たるを證せり。更に国道を隔てて、現在賽神の背後を試掘せししに今國道より約一間余の点に至るまで、地下に塊石ありて重壓す。この辺、大堤は両側より削取せられて、前後の怪大に削減す、南側にもまた一人持位の石併列せるを見たり、完全なる試掘を遂るに非ざれば固より確定し難きも、今試掘の所見に依れば、今國道より約一間の地点迄は、所謂岩垣の範囲なりしと想察せらる。（この堅石、國道より西方一間余の所にて尽るが如し。）尚ほ松尾氏の調査に依れば、この辺堤の中段以上は盛り土と認めるも、中段以下は正に天然の山地なるを認むと、前年大堤を一換したる君島博士（九大教授）もまた同様の所見なりき。これを以て見れば、今國道の地は昔時尚ほ丸山の一帯にして、今日地形の高低変易せるを微す。（完全なる東堤土質の検査を遂げなば、大堤の何れの点迄、天然の山巒を利用したるかを確定するを得べし、西堤においてもまた同様なり。）潜水池と閑道との關係も今日の如くならず、高低著るしきものありたるを推測すべし。

三 水門址 当時水門は現今対向せる東西両大堤の延直線にして、御笠川を中心とし、茲に閑門を設け、両側は一定の距離を保つて石梁と成し、門上には高く望楼を設け、左右両側より、石又は木堅牢なる木材を用ひて、斜めに昇降用の磴段を設け、櫓心には横に幅広き歩道を通じて、左右の砌路と接続し以て両堤よりの往来昇降に便すること、恰も現時鐵道駅のプラットホームの複道の上に、更に高樓を設置したものと想像せば可ならん。以上所見は、單なる想像に止まるが如

きもまた全く左には非ならず。著者は大正二年十月、時の朝鮮總督府署に達する途中において、流河の一角に、數十人を併坐せしむべき巨大な磐石あり。（寇の來襲に關して何か伝説ありたる様記憶するも、今確かならず。）その前方の河流（両者の確かなる距離今記憶に存せず）を跨りて、略ぼ上述せると同様なる装置の遺存せるを見たり、但し開門を見ざるも、流を乱して水面より二三尺余も高く、幾多長方形の板石を聳立せり、これ有事の時は、上に登ゆる様下より石版、又たは堅牢なる木板を垂下して、聳立せる板石間に鉗鎖せしめ、以て河流を閉塞して一大積水と成し、以て敵艦を阻止する装置と認められたり。今その地名河名を忘却するも、北漢山城探古の客は、途中必ずこの境

大後同様の面積を有したるものなるべきは、これが舟機の設備ありしと、今日尚は遺存して、暗に昔日の境界物を語れる、幾多土地の小字の所在によりても、略ぼ推定するを得べし。その址は、北は木城大堤を限り、南は今の国道洗出の線に及び、東は上水城の西面より、西は吉松、向佐野の脇辺に達せしもの如く、この間には、洗出、川添、川添、堀、出口、星ヶ浦等、渚水の名残を止めたる小字の地、及び御笠川、兩頭路の地をも包含す、その地勢 東西より中央御笠川に向て次第に傾斜す、松尾氏の概測に依れば、この面積東西約四百五十間余、南北約五百間余にして、七十五町歩乃至八十町歩を算すべし、これ固より地形と昔時名残の小字等に依りての推算なるも、当らずと雖ども、或はまた甚だ遠からざるものなるべきを思惟す。

に遭遇すべし、上方に橋を設け、両側の階段より登橋降梯し得ること、前に述べたると同じ。水城は純然たる韓式築城にして、御笠川を中心として橋門の設置せられ居たりしことは、特に河中及びこの付近より古来夥多の瓦片、（中に全形を存するものあり）及び建築用と認むべき埋木等の出土するに見ても、これを証知すべし。而してその水門の的確なる所在地は、元禄明治兩度御笠川の改修の為めに、河身局部変易せるも、その変易は東西の線においてせるのみにて、南北に向っては変易せず、即ちその遺址は、御笠川を中心とし対向したる両大堤の延長線の一点にして、左右（東西）若干の地域を出でず、如今急行電車の架設せる辺は、正に水門の所在遺址と推定せらる。旧河身には、今日も尚ほ大なる礫石の淤泥を被りて蟄伏せるものあり、瓦片の埋没せるものも少からず、能く掘りなば尚ほ多くの埋木等も出土すべし。

德川氏中世後に及びて、始めて原（現）形に復したるものと考ふるを以て妥当なりと認むべし、從て大堤中央の欠堤部も、後年次第に増延したるものにて、前節に述べた西土居山東断面の一部が、半ば削せられて畠地と成り居るが如きは、又た經風土記拾遺以後の変易なるを推知すべし。東堤の東端の如きも、著者幼時の旧觀に見ればその前後（南北）両側面、共に著しく剝取せられて、医すべからざる瘦身となり果て堤の面影存ざるに至れるを見る。

ロ 遺 物

遺物、即ち主として出土物の重なるものは。

一 古瓦、東西関門址の付近、大堤の線に添ひたる御笠川の河底、及び付近の田畠中より數種の瓦片出土。五六十年前迄は全形を存したもの珍らしからざりしが、近年考古の思想勃發するに及び、今は全形のもの容易に入手せざるも、各種の瓦片は尚ほ少からず出土す。水城古瓦の中に就いて、

最も珍重すべきものは、前集の巻頭に掲げたる東関門址出土の鬼面瓦とす、これは明治十一年月不明、東関門の残壁を南方に距ること約三十間許（著者誕生地の付近、國道を東方に距る数間の地）の畠地より出土したものにて、無釉赤絞色の大鬼面瓦にして、鼻梁及び側縫井に頭の一部欠損し、右眼に微傷を被るの他、全形を存す、齒は六、齒なり、前集中 素人眼にも稀古優秀の作なるを見る。（中山博士は奈良朝最期の物と鑑定せり）但し、外にも同形にして灰黒色の大鬼面を藏するものあれども、後代の作なりと聞く、伏致編に収録せる、水城村花田某の所蔵せるものの如き、その一なり。近代博多の窯工正木宗七の模造したるもの、博多中原氏に藏す、裏面に模造者の氏名と模造の年月と

を刻す、此の如きは亦た一の模造品として、乗つべきものにも非らざるべし、著者が前年、故水城村長西山氏添一より恵まれしものは、灰黒色の布目瓦にして全形を存す、鎌倉時代の作との事なり今も両関門址付近及び御笠川推定水門址付近の地より古瓦の破片を出こと少からず。

二 埋木 水城欠堤部付近の水田中、及び御笠川河底より數種の埋木出土す、中に就いて最も珍とすべきは、水城水門の用材にして、親世音寺に伝へある埋木の巨板とす、この物何時頃より同寺の藏となれ

るか、確たる記録存せざるも、寺伝に依れば、初め某の士人、これを某所に獲たりしが、これをその家の所蔵とする時は、災厄を被るとの異夢を被り、為めに同寺に寄納せしものと言ひ伝へたり。（著者按）

に、これは元禄年間御笠川の改修に際し、偶然出土したものにて、當時私かに監督人の保管せしもの、後に何か顧慮することあり、一の迷信またこれに加はり、終に淨利親世音寺に寄付するに至りたるものなるべし。當時國事に非らずして、斯かる珍奇の巨物の、一個人の手にて发掘し得るべきに非らず）この埋木は、同形の物姉妹二枚あり、共に長さ十尺四寸、横三尺四寸、厚三分四分乃至五寸許（街身浸蝕の程度に依りて厚さ一定ならず。）共に片端の一角に、円形四寸の方孔を穿ち、両孔共に約一寸の「面」を付す。板身少しく彎屈し、

共に浸蝕の痕著明にして、その片の半面局部には鉛痕あり、出土後、鉛削を試みたるものなるを見る、共に杉材なり、この埋木は、正に前述せる統風土記に見えたる元禄十二年の出土物（五項参照）と推定す。尤も風土記には長さ三間許、小口二尺余（刊本益軒全集に依る）とあり、これは原材過長にして堂内に格納すること能はざるが為め、中切して二板と成したるものにて、両板、原と一体なりしは明かにして、

両板間形の両端に穿孔あり、位置も同所にあり、（現場両板表裏反対に併列しあり、故にこれを表裏同面に正列せば、正に一板を中切したるものなるを知る。即ち続風土記に記せる二本の中の一にして、続風土記には二本とあるも、その小口の寸尺を記するを見れば、正に二板たるを知る但し小口の寸尺実物と相違あるも、これは刊行益軒全集は地名、数字その他誤植甚多く、數種の写本を参照するに非ざれば信じ難し、長は殆ど全く合致す。）その他の一本（一板）は現に割して同寺の床坐、及び屏立に使用し、続風土記には、一本は何木なるか朽ちて見えずとあるも、同じく杉材なり、寺伝また同時の物なる由を伝ふ。（住職石田琳樹氏話）本月九日水城堤防に關し尚ほ追調査の為め、測地技師松尾繁人氏と共に水城村役場を訪ひし時、同村字向佐野義原某、及び同吉松児島某氏方に、各々水門用の埋木を所蔵する由を聞きたれば、同役場員河辺氏（向佐野出身）案内にて、義原氏を訪い、請うて一見せしに、長二尺余幅五寸厚二寸五分、両端に方一寸五分許の孔を有する松材にして、その半分（縦條）は児島氏に割譲したりといふ、用材埋木の一片に他ならざるも、用途の何たるを知り難し。

觀世音寺所蔵埋木の出土地点に就いては、続風土記は單にこの辺の田を掘りし時出土したりと記し、その出土の地点明確ならざるも、寺伝に水城閘門の埋木と言ひ伝へたり、前述せる明治四十年の御笠川改修工事は、元禄後第二回の工事と思惟せらる、その第一回改修の年代と場所とは村人に問ふものなく、別に記録も存せず、しかるに故へなくして田を掘るべき説れもなく、且つ斯る巨大なる埋木而かも用材の出土したるに觀れば、その穿掘の地下深くに及びたるを推測すべ

く、乃ち元禄十二年の掘田なるものは、正に河身第一回の改修工事を想察すべし、而してその地は川の東西何れの地点なりしか、知るに由なきも、（旧河身は反対に木田と變す。）第二回改修の跡に見れば、東西大堤を貫通せる大堤の線にして、御笠川に接したる木田なりしこと、また推察すべし、巨板左右同部に同形式の穿孔ありて、その孔「面」を有することに就いては、同行の三条建築技師（福岡県）の談に依れば、普通の穿孔には「面」を付せず、只その孔に、調查又たは巨網を貫穿し、牽ひてこれを上下し、若くば左右に開閉すべきものは、その上下、若くば開閉を円滑容易ならしむる為めに、必ず「面」を付するを通則とす。是に由つてこれを見れば、この巨板の用法は、自ら明白にして、正に水城水門闇の用板たるを窺ひ知るを得る、即ち數板横溝に重疊して、闇路開閉の用に供したるものなるべきを推測せらる。板の稭々彎形をなせる所以は、思ふに水庄に堪へしむるが為めの用意にして即ち若干の陸面連接して、混々たる積水に接触し、以て水庄を分離せしめ、以てその受力を軽減せしめしものと認めらる。

以上述ぶることは水門用材の埋木にして、稀有に属するものなり。この他、天然の埋木出土するもの、甚だ少からず、著者前年上水城平島某より得たるものは、御笠川と東堤との中間、水田中より出土したものとのよしにて、根幹の直径一尺三寸、長七尺、末端は直徑三寸許の部にて折断す、木質緻密堅牢、椎又たは櫻の類なるべしといふ、横割して大小の輪台と成し、知人に頗ちたり。土人の千年木と称するものは、何れもこれ等天然の埋木にして、大小形状一様ならず、所持する人少からず。

出土せるものにして、當時親しくこれを調査研究したる中山博士（平次郎）の記述に依れば、

水城板根の跡の断面より樹木木葉出土す。その深層より出る木葉の底
者は鮮緑色を帯び、殆ど数日前に埋没せられたが如き外観を呈
す。千二百五十余年前の木葉にして、古しへの形態を毀損すること
なく、その埋没の様にして、今尚は鮮緑色を呈したるまま発掘せら
るは、未だ聞知せざること、特にその埋没年代の判明せるものは
特例ならん、但し鮮緑色の他、茶褐色、黒色等に変じたるものまた
少なからず、その種類は種々なるも、特に競斗植物多きが如しこ
れ等發掘せる植物に拵て見れば、鉄道切断の付近は、晩春より秋の

間に築かれたるもの如し、発掘せられた木葉は、その当時の原色を呈したものにても、少時を経過すれば、多く黒変す、これ粘土中の鉄分の作用に由るべく、これを防ぐには高山博士（正雄）の説に従ひ、酸性液中に木葉を浸し置けば、標本として、出土当時の原色に保存するを得る云々。（略載）

附
メヌケル少佐の見たる水城

著者が明治三十三四年の頃、陸軍省に在職中、時の大臣兒玉中将（源太郎）次官中村雄次郎（少将）外二の人々一日食事後雑談中、著者の名のことより、談水城大堤のこと及びし時、兒玉大臣は、太宰府の防備として、水城を築造したるその位置の選定は、最も適当なり。昔年マッケル少佐（独逸參謀少佐）我が陸軍省招聘の武官、わが国に

おける独逸式軍事諸般設備の基礎を構成したる人。) も今日の軍事眼より見るも、太宰府防備の地点この地の外に出すと語りし由を話されたるを記憶す。三十多年後の今日、水城史觀を草するに当たり、耳聴に触れたりし往時の言、忽ち脳裏に浮び来りしが兎玉中村両將軍共に夙に故人と為り、一二同席者の誰れなりしかも今日記憶に存せず、しかるにメックル少佐の統裁教官として、明治二十一年の頃、博多太宰府附近において、參謀旅行の舉行せられし時、長崎外史氏(当時中附現)書を裁り、同將軍にその詳細を問合せしに、演習中においては一切去る言を聽かざり旨の左の答書を得たり、念のために茲に掲ぐ。

(前略) 御尋の件、博多地方における參謀旅行は參謀長連を集めて行ひたるものにて、明治二十一年十一月頃と記憶仕候、小生はその節、作戦談話筆記掛として統監に付属し、大小皆筆記し、尋いで月曜会議誌にこれを公刊したるその世話を為したるものに候が、水城大堤の事は、一向作戦談話にも私談にも、メックル教師より承りたる記憶無之候間有の件を貴翁申上候。猶筑紫史談只今精説を了し云云。(以下略す)

將軍のこの書に依りて見れば、後日に至り、何かの序でに舊日の參謀旅行地方の話（わが国にてはこの種の演習の最初の試み）にても出しつゝ、何か少佐が書て自身踏査したる大堤の史話にても耳にし、偶然所思を漏らしたるにてもあるか、或ひは將軍の書に依りて今更に測考するに、今日の軍事眼よりも太宰府防備の地點はこの外に出さずとする。當時兒玉將軍自己の見にして、メヶケル少佐もかつてはこの如き所見ありたりとの意味なりしか、何れとも兒玉將軍の書に依りて、水

城とメッケル少佐との関係の永年、著者の脳裏に印刻せるは前記の通りなり。今記憶の便を記して参考に資す。

結論

一書紀の水城の記事は短文なれども頗る明確大体において質疑の要を認めず、水城の実地は又た正にこれに徵証す。

二水城の築造は、韓式築城法中の石土交塗法に據りたるものにて、両閑門、及び水門の両側は石築にして、他は總て土築とす。（現存の通り。）

岩壠の水城の閑とは、如上三所の築石より生じたる優美の名称とす。工事上の必要と、出土の遺物はこれを証す。

三水城の築造者は、その築造の様式と、當時の國状とに依り當時我が韓地撤退軍に從て帰化せし、智識豊富なる百濟の軍學者にして、大野・桜兩城の築造者と同人なるか、若くば他の同人者との共力に成りたるか、二者その一を出さざるべし。

四水城の用法に就いては、從來多く想像せられたる諸水氾濫懾敵説は、實際の事實これを容さず。

堤と積水との關係は、内外の異なるも、後世の城郭と城濠との關係と、略は同一の目的より成りたるものと思惟せらる。但し、堤の外にも若干幅の濠を回ぐらせしならんとの想説は、尚ほ研究の余地を存すべし。

五水城大堤の両端は、東西の山麓を利用して、その主要部の用土は、付近の山地より採取し、上部は積水地の深土を併用す。中央欠堀部の用土は、国防上水城既に不要と成り、積水を埋めて田畠と成すの際、即ち還原工事に使用したものにして、この工事は一時に遂行した

るものに非らず、徳川の中世に及びたるは、間接ながら一部文献の徵すべきものあり。

六水城と元寇とは、間接の關係あるべきも、直接の關係を有せず。

水城と元寇防壁との一大錯誤の説を作りたるもの、八幡愚童記（謂）歴代鎮西要略の二書とす。為めに後世幾多大小の学者遊士を誤らしめ、今日に至るも実地を踏まざる学者をして、尚ほ両史讀の迷路を辿りしめ居るの憾あり。

七水城類の年代は審かならざるも、その運命は正に太宰府の運命と追隨したるものにして、鎌倉時代國防の第一線、水城以北海岸線に移り、爾後の國防上には、水城の名一切地上より没し、全く廢墟と為れるを証す。

八水城の史蹟に就いては、尚ほ大に研究の余地あり。少くも一ヶ月以上を期し、主要地點の完全なる試掘を断行して搜索を遂げ、尚ほ研鑽するところあらせば、得るところ多かるべきを信す。（終）

（昭和六、四、一五、全編終了）

〔水城史観補新〕

——貯水用及び排水溝と認める閑と橋の出土

筑紫史談 第五十四集 昭和六年

義に本誌において、水城遺構、主要の地點を試掘せば、得るところ尚ほ多かるべしとの想像を述べ置きたしが、偶然にも最近、（去る十月中）新国道工事進行に際し、宇上水城松島某の家宅を転移し、新たに整井中、一の古き橋と覺しもの現出したり、依りて役場吏員及び

有志者協力して、発掘を進めしに、築造当時の遺物と認めらるる、桶及び闇の残体出土したり。以下右に閲して卑見を述べ、高批を仰がんとす。

一 出土の位置と出土物

出土の地点は旧国道（日ならず新道落成後の混淆を虞れ、早計なるも、新旧の名称を付す。）の中心を西に距ること二十五米篤見、現地盤面より一米九五の地下にして、統ひて同線上の各地点において試掘せし結果、桶は全部杉材を用ひ、全長約八十米、底板横径一米五二、高サ一測壁板の折損により、一樣ならざるも、零米八乃至零米五五、最初の発掘地点（東堤の東脚に近き所、國中欠ぐ）においては蓋板を存せしも、他所にはこれを認めず。桶の勾配、堤の内部（約六十三米長）に在りては、僅かに三百九十一分の一なるも、堤の外部（北側）においては急軽して十四分一を成す、堤下に入り何れの地点より急軽せるか、審かならず。底は左右二板より成り、両板の帶押方頗る精緻を極む、桶の末端（堤北）は勾配特に急下して、斜断状を成す。又た桶の南端（始端）に近き部、一米七九の点において、長サ六米六二、横径現存零米九乃至零米五五、高サ不明の横桶あり、縦縄と十字形を成す、この横桶の尽んとする種々内面において、各々直徑零米九四の円柱ありて、断頭を現はす。（福岡市吉富氏の家に所蔵せる、同様なる水城埋木の一片は、この円柱の上半部ならんかとのことを聞けり）縦縄はこの横桶と押捺し、なほ横桶に沿うて、一の副板様のもの（横径零米八七、長サ兩円柱の半腹部に終る。）あり、縦縄は横桶と十字形に交差したるのち、なお進んで零米八七の地点に終る。（始端）桶の外囲は全部可なりの硬土を以て亘繋る、この土質について、九

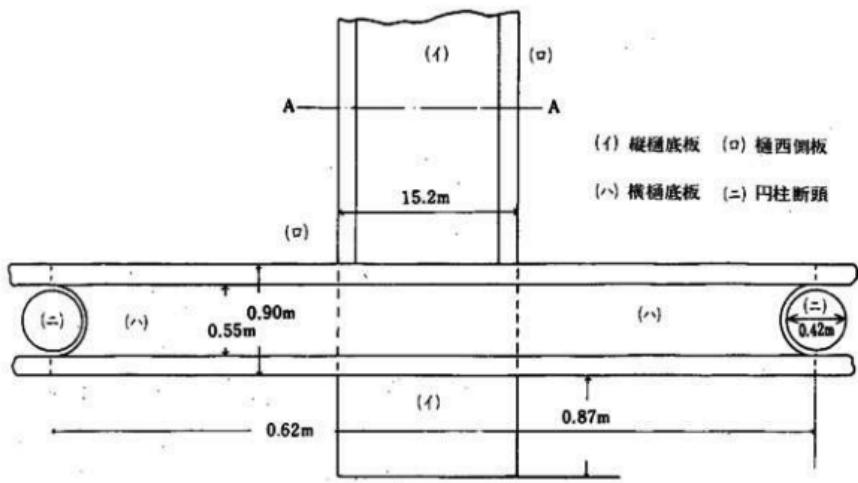
笠川所在は冲積層より成る、桶の底土は一見せしところにては、粘土にしては少しく硬固に過ぎ、火山灰かと思はれしも、能く顯微鏡下に照査するに、全く粘土なりと、この粘土を以て桶の全身を厚く疊せしり、場所によりては粘土の外籠、所々併置せる樹枝、木葉の乾枯せるものあり、また縦縄末端の土中および附近には夥多の淘砂充満し、散乱せるを見る。（甲図一及二参照）

なほ今回鋪排港口部の発掘に際し、偶然にもその部の地下に、中径一尺以上二尺前後の墨石あるを発見せり、鑿除の必要ある部は、掘取せるも、なお左右に重置せるものあり、あるひは堤の下部は總て石築にして深く地下に埋没せるに非ずやと、役場員河部氏は言へり、異日水城地下の構造、所謂岩壠の水城の關なる名称、さらに実を添るもの、出土することなきを必とすべからず。

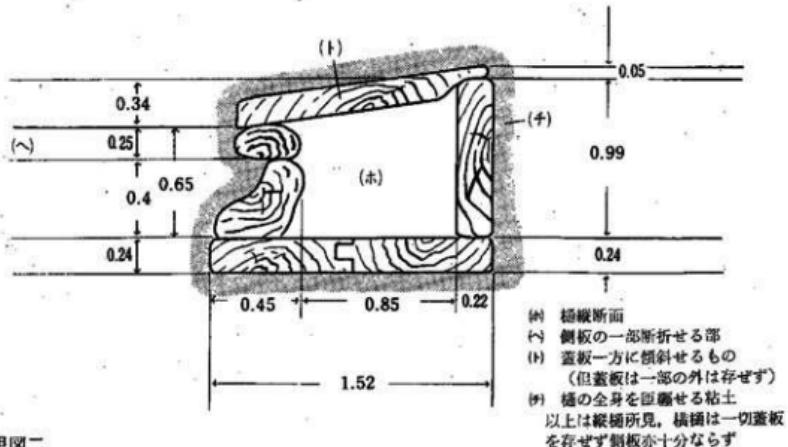
二 水城と土質

以上新発掘の桶が、堤の内部に藏えたる積水用の物にして、またときに臨んでその一部の排泄器なるべきは、前記のごとき桶の構造によりて推察すべく、即ち堤内に積水の湛へたりしを物語るものにて、これについては、なほ他の方面よりこれを併証するの要あり。すなわちその一は、関係の土質上より観て、

一深水の沿岸なりしかと思はる字吉松、および上水城付近の畠地中には、著しく砂利を混するところあり、場所によりては、一局部殆んど砂利を以て充満する。専門家、およびその道に経験ある土地の人の言に聽くに、砂利の永年水に淘瀝せられたるものは、その肌質を一見すれば、直ちに識別することを得る、吉松、洗出等の土質中に混在する砂利は、その肌質、正にこの淘砂なること



甲図一 平面図



甲図二

を徵知すと。

二出土せし樋の周囲が、密に粘土を以て埴繕しあるに拘らず、（樋内外流水の渗透を防止し、排水を完全ならしむるるために必要な砂装置なりといふ。）堤脚の排水口周囲および下部は縦に如上の砂利を以て充す。これ純々微々たる漫流に非らずして、長年間、断続多量の排水を成したる証徴なりと。

三もしこの樋を以て、他用例えば抜浸的の用に供せしものとせんか、必ずや現況とは反対に、樋の周囲は必然相当の砂利を埴繕せざるべきからず。しかるに砂利の埴繕を見ざるのみならず、抜浸には大禁物の粘土を以て、全身を被包したる所以は、また如上の大なる排水溝たりしを立証す。（以上専門学者の説により、水土経験者の言を參取。）

四前年東堤を南に距ること一町余の地において、穿井せしに、樹枝とともに腐朽せる水岸の出土せしことあり、この辺なほ濠水の地なるを想像せしむ。（土地甲乙人実話）

以上出土せる古樋の構造と、その埴繕物、および堤内少なからぬ淘砂の存在等によりて、已に堤内に比較的広なる積水の、存在したるときありしを首肯せしむ。

三 水城と小字

次には何れの地方にも存在する田畠、その他の土地の小字が必ずやその地方の沿革を物語るものなることは一概なり。例えば今系鳥郡の今津より加布里に達する沿道の地に、竹崎・萩の浦・浦志・泊・松江・波多江・田崎・出崎等の小字を遺せるは、その地方が古しへの怡土島水道の古址にして、特にその地の水田下層より蘆荻・貝殻の出土す

ことあると相俟ちて、正に水道の故址たるを立証す。箱崎・多々良方面に、大崎・小崎・吉塚浦・妙見崎・島廻等の小字の遺れるも、これと同じく、中古その地が、何れも海浜沿汀の地たりしを物語る。邦内各地方の小字の來歴、大抵一概なり。水城一帯の地に遺れる小字を検するに、東方上水城一帯の地より、西方吉松・向佐屋・南は刈萱の閑址を距すこと遠からぬ間ににおいて、洗出・川添・川源・出口・堀・木和・船入・等の小字あり（船入の地のみは、刈萱閑址より南に在り、これは當時御笠川の交流を利用して、便宜上濠水とは別所に設けたる、水城用船の、日常碇泊所なること知らる。）上の小字と淘砂の所在と、相対応して、大凡そ濠水面の広さを推測するを得べし。その地勢東・西・南三方より、御笠川を中心として次第に傾斜す、松尾氏の概測によれば、この面積、東西約四百五十間、南北約五百間に近く、七十五町歩乃至八十町歩を算すべしと、しかるに今回出土の旧樋の位置により、竹森技手に憑りてこの概算広さを有する大凡の水深を試測するを得たり、よって次にこれを略述し、統ひてこれが事実たるべきを傍証する。古文籍の記事に及ばんとす。

四 推測水城濠水の水深と広さ

今回出土せる古樋の位置と、構造とによりて端なくも水城濠水の水の水深と、広さの大凡とを、ほぼ推測しえるに至りしことは、また史上の一慶事と謂わざるべからず。すなはち今回測量の結果によれば、現今東閑門礫石の所在（乙図イ）十一米一八、旧道（同ロ）九米五五、新道（同ハ）八米九、今回出土の樋底（同ニ）七米三八、堤防（同メ）四米四七、同（ハ）点十三米三三、東堤の西断面に近き小溝底（同チ）三

西堤の東角（同メ）十二米九四、（この部堤項より堤脚に亘り、一部
剥取の痕あり。）を算す。よりて今仮りに堤内の水面が、（付点すなわ
ち今回新道開通のために壊断せられたる、東堤の突角部、（旧国道を
隔て、東堤の終端を距ること約五十米。）堤幅四米（二間一尺二寸）
の部に達したるものと仮定せば（1）桶底部（2）の水深三米九厘五（一間
四尺二寸）（2）東堤西端の断面下（3）において同二米八五厘（一間三尺四
寸）、（3）東堤西端小溝部（4）同六米五六（三間三尺六寸）（4）御笠川河底
(5)において同く九米五四厘、（五間一尺五寸）の水深を有す。水面が
もし（付点の堤幅八米（四間二尺四寸）部に止まるものとするも、なほ
各部ともに、上記の數より半減の水深を有せしこととなる。しかも今
回発見の橋が、極めて官道に近接したる地（現存関址の礎石を距るこ
と、三十米に足らず。）にて発見せられしに倣すれば、前の淘砂と
小字の位置と相呼応し、以て水域深水面積の大凡の広さと、その水尋
の、予想外に深博なりしを実証す。これに關して、從來殆ど死読せら
れ居たりし、平家物語の開文と、夫木集の遺詠とは、正に統紀の正文
と相呼応し、ここに至りて燐然生氣を生ずるを覺ゆ。

五 水城の漾水と古文籍

一 統日本紀卷第八

養老元年。以三船二艘。独底船十艘。充三太宰府。

今の糸島郡周船寺村は、昔時主船司の趾なりといふ。この地は素と
怡島水道の沿江、主船司は、太宰府所管地の船政、造船を管掌す、
位置として、最も適當の地点なるべし、その管掌するところ九州、二
島に亘る、類聚国史に見えたる、弘仁二年基跡團の桜井真弓ら等が、
新羅人を小近島に迎へて、百人を捕虜とせしがごとき、他にも類似の

事件に船舶を要せしこと少からざるべ」、しかるに、この統紀の太宰
府を廣義に解釈して、府の管下一般を指したものとせば、その主船
司は、他の防人司、主城司等と同じく、太宰帥に屬する、謀衝に過ぎ
ず、依て思ふに、統紀に船を太宰府に充つと特記せるは、特に令して、
府の直属水域の専用に充たされしものと解すれば、最も相当と思惟す、
このことは次の二書によりても、これを傍証するをえるのみならず、
今回出土の闇・橋は當時水深の甚だ深かりしを物語る。独底船は独木
船に近き単純にして不完全なる小船、大古は知らず、多く沼・湖・小
流を掉す、巨海・洪濤に用ひ得べきものに非らず。これに二艘の船
（大船）を添ふ、當時繁榮、交通頻煩なりし主府直属の運用としては、
決してすぎたるものには非ざるべ。舟入の故址も、ここに至りて、
一層懷古の情をして淡かならしむるものあり。自分は統紀のこの記事
を以て、水域専用の舟楫なり、と確認せんと欲するものなり。

二 平家物語、平家太宰府落の条に、

主上は腰輿に召れけり、國母を始め參らせ、やむこと無き女房
達は、袴の裾を高く取り、大臣以下は卿相賓客は、指貫のそば
を高く挾み、歩跣にて水幾の戸を出させ給ふ。（中略）折節降雨
車軸を流し、云々。

文中、降雨車軸を流すとありて、主上御一人は僅かに腰輿に召され
たれども、女房達は袴の裾を高く取り、大臣以下は指貫のそばを高く
挾むとあれば、（指貫は當時用ひし袴の一種、「そば」はの下端、こ
れを高く挾むとあるは、今の西洋服なれば、ズボンを膝の上部まで、
高く捲し上るなり。）これ女官は勿論大臣以下の諸臣競て、満水を使
渉せしにて、折節大雨のため、官道までも漾水の氾濫したる様を

現ふべし。天皇の太宰府落は事不意に起り、その混雜の状、同書および源平盛衰記に見えたり、但し、かかる積水氾濫の折りにこそ、今回出土せし堤の功用はあるべきに。（往時の官道は、今日の國道の位置より高く、水面とは随分の高低ありたることは、今は平坦一直線となりて、それと気付かざる國道が、今遺れる関門礁石の西側、南北の線において今なは多くの人の知ることく、賽の神の坂と称えて、明治中年頃まではかなり急勾配の坂路を成したりしに見ても、昔時この地の、水陸高低の關係を推知すべし。）濠水官道まで氾濫せしに見れば、天皇の御一行、水城に達せられて、始めて濠水の氾濫せるに遭遇せられ、かつ閑守なども、いつしか遭遇して、任に在らざりしものなるべし。この平家物語の遺文によりて、この時代までは、なほ濠水存在しない、しかもそれが官道の地まで氾濫せしに見れば、水城濠水、特にその中心は案外の水深なりしを推知すべし。（太平記の遺文と、前記の実測の結果に依り）

水城内面の地は年を経るに従ひ、漸次凹形の減退ることは、続風土記拾遺の、水城の記事の一節に従ても、これを知る、当年の水深は、あるいは前記の実測数字を超過したるを推想すべし。

三夫木和歌集 光俊朝臣

夕霧や立隔つらん岩垣の水城の闇に船も通はず

この歌意同様に解せらるる様なれば、試みに二三その道の人の所見を叩きしに、いづれも、「日常水城の水上を通ひし船影が今日は一艘も見えぬのは、夕霧でも深く立夏めたために、その船影の見えぬのであろうか、」との意、すなわち「賦」の体にて、眼前の光景を詠み出でたるもの」なりといふ。光俊は太宰大式筆原光俊、その大式に任

ぜしは、公卿補任によれば後編川天皇の寛喜三年（昭和六年を距ること七百一年）四月十日、罷任は嘉祐二年二月三十日、すなわち六年間太宰府に在りて府務を主宰し、日夕水城の光景に親炙したる人、この一首日夕絶えず舟橋の来往せし水城濠上の「遺珠」といふべし。

六 堤防と堡壘

水城大堤が尋常一樣の堤防に非ずして、一面、むしろその本体は、歎然たる堡壘なる一事は、當年応急築造の事情と、現存の構造に微するも、もとより他言をまたずして明かるところなり。いかに海潮の等しき水を貯ふればとて、尋常の堤に、このごとき高阜を築く必要、更になきことと思はる。只日本書紀に單なる大堤のことと記したるは、もとより築の至らざりし結果にして、徳川時代は知らず、今時苟くも水城の史蹟を言ふものにして、これを尋常一樣の堤防視する人は無るべし。

水城の築造より、書紀の成れるまで、五十六年を経たり、なほ人生一代の中間なり。けだし、當年空前の国難に際して、前古未曾有の国防工事を施す。思ふに、紀の記者が、水城堡壘内の積水深博の様を伝聞して、本体の堡壘たるを忘れ、専ら湛水の深々たると、高阜の巍峨たる有様とを伝聞して執筆せし非結果、偶然の過筆に陥りたるものとせば、この問題も解決を告ぐるを得べし。但し、水城の大堤が、尋常一樣の堤防に非ざると同時に、また決して朝鮮式、單純の堡壘に非らざる所以については、下に聊か舉見を述んとする。既述卑祖の大堤觀も、勿論この立脚点より出發したる指謬なることは、申すまでなく、只紀の文を文の外に存置し、事實として論議せしまで他ならず。

ここに一顧すべきは、慶州・扶余、その他朝鮮各地における所謂

月城（満月城を除き）なるものが、いずれも名（半月城）のごとく、
（形または△形を成す、これ、堡内寡兵を以て、比較的広面多数の敵
を防ぐに必至の築造法なり。）かかるに水城は全然その型を異にして、
全修正しき一直線を成す、これ特種の型なり、純乎たる堤防型なり、
しかも堤内には大積水あり。単にこの一点より観察するときは、これ
を純乎たる堤防なりと見るを得べし。しかれども、前後堤腰の異、特
に内腰・外脚の築造と、その恰かも高阜を成せるがごときに見れば、
尋常一樣の堤防に非ざるを徵すべく、只その尋常朝鮮式土城の型を
破りて全堤一直線を成せる所以は、直面の地、東西両山脈の間に挟在
し、地形上△形、あるいは△形を成すの必要なきによる。すなわち水
城の大堤は、大堤にして堡壘の用を併せ成す、否な堡壘にして、大堤の用
を設ねたる、特種の築造なりと認めらるる所なり。あるひは謂わん、
水城を朝鮮式築造といふも、朝鮮にかかる貯水的の築造式なしと、し
かれども有無の断言は、ときに容易ならざるものあり。むしろ眼前水
城の実物あり、かえつてこれ有無研究の実材料ともいふを得べし。さ
れば朝鮮において、かかる型式築造の有無に關せず、國難急遽の際に
臨み、突進地形を応用して、この特種なる防備工事を断行せしは、偶
ま以てその当事者、機宜応變の大材たるを窺ふべきものと言ふを得べ
し。

七 水城と深水の利害

次に堤防（堡壘）内の深水は、自軍の動作を自碍すべし、との嫌に
対しては、すでに本編に述べ置きたれば、ここには省く、あるひはま
た堡上の防禦力尽き、敵のために壁を奪取せられしあり、われは深水
を第二の防禦物件となすといふとも、たとえば、敵のために、間を奪

取せらるるときは、堤内の深水は半日にして枯渇し、敵手の調歩に委
すべしと、今回出土の桶・闇の位置は、堤脚を距ること六十三メート
ル（三十五間余）の地点に在り、中央御笠川に沿ひたる大闇は、なほ
後方に在るべきを想像せらる。今回出土せる旧桶の地点より推測して、
西閨門に近き吉松区内の地方にもまた、（この辺海砂最も多し）同様
の桶存しむべく、中央御笠川利用の闇は、最も大闇たるべきを推測
せらる。ヨシまたとび全深水を排泄し得たりとするとも、水底の深
泥は、敵軍の行歩を許さざるのみならず、強いて轟進せんとせば、命
を泥土に委するの外あるべからず。

次に水城の深水について、連想さるるものは、（永久的と一時的、
および、攻守の勢は異なるも）まず豊臣秀吉の高松攻城と明治十年の
役、薩軍の坪井川堰水なり。およそ水攻なるものの目的とするところ
は、敵の突撃・突出を阻止すると、その糧道を断つとあり。坪井川
の堰水は、兩策併用の目的たりしが、城内の糧食案外欠乏に至らず、
その内深水の増量するに連れて、城兵の突撃は阻止し得たるとともに、
また自軍の攻路をも自ら絶ちて、のちには薩軍自ら困窮したり。今水
城深水用法の利害を、兩役に比較すれば、水城の場合にありては、現
遺址において見るがごとく、堤の南腰（内腰）は北腰（外腰）と築造
を異にし、傾斜緩にして、數段の堀を有し、兵器・戒衣・糧食・その
他戰闘の諸準備、および体軍の用地とすべく、後方の水上には、舟楫
ありて、水陸兼往、後方勤務に支障なし、万一堡堤を敵手に委するの
やむを得ざるに至るとも、堤腰は深々たる積水にして、渡るに遠なく、
徒らに甚水の深々たるを望み、往生するの他策あるべからず。當時

軍が山崩を魚貫して、水城の脊背、もしくは横腹を衝き、ここに進出すべしといふがこと考へは、いかに知識豊富なる軍学者と雖ども、（祖国滅亡急遽亡命、辛うじて初めて我内地を踏みし外國帰化の人、況んや正面に対する応變緊急の巨工事、燒眉の急を告ぐるものあり）、當時思ひ寄られぬことなるべし、尤も様城は翌年に成り、後年種横外一城を築かれしも、怡土・磨津方面に對する具体的防備の実施は、これより約百年のちにあり。

八 水城と怡土城

水城は大野・極南城に先立ち、何はさておきまず首府の咽喉たるこの最要地に、最緊急工事として築造したるのにて、未だ不急の地方におよぼすの余裕なく、かつ専ら對外的思想を以て築造したものなれば、眼界狭隘の点あるを免れざりしは、さることなるべし。水城築造を距ること九十五年、達勃海國使小野田守が、安録山の反、および唐の大乱の状況を報じて、大にわが政府を警戒せしめしが、これより三年前、天平勝宝八年、前年崩壊したり吉備真備の建議により、怡土・唐津方面に対する国防的具体的実施に着手したり。但、この建議故逸して伝はらざるも、從來主として百濟人にのみ憑りたる国防工事が、専ら朝鮮・渤海方面に限局せるを指摘し、大陸の大勢に驚かみ、從来執り来る国防の方針を一変するにあたりたるは、想察に難からず。

なほ怡土城の築造と関連して留意すべきは、天平宝字元年三月太宰大武佐伯今毛人（真備の後任）を以て、築怡土城專知官とし、同時に、同少式采女朝臣淨庭を以て修理水城專治官となせしことにて、怡土城の落成前後十三年を費したるとともに、（十三年の日子を費せしは別に理由あること、真備の建言にて推知せらる、今毛人・淨庭の補職

は、怡土城落成の四年前にあり。）水城の修理、また大規模の工事なりしを推知すべし。今日水城の南方極城址の北麓、山口より山路西行平野の北側に出で、山越を経て、南巖岩戸の地に出づ、大体山崎、また様城の南方においては、怡土方面より背振、九千部の山脈を越え、佐賀平野の北側に出るに非らざれば、ともに主府に向って進出は容易ならず、戦国割據武士争闘時代は格別、地理をも暗知せざる外國軍が、昔時にありて侵入し得べき地勢とは思はれず。極城・水城方面と怡土方面との連絡工事は、怡土築城・水城大修理時代の共同作業なりと思惟す。但し、この方面的連絡のことについてはなほ研究の余地あるべし。なほ今回出土の種につき、單に一見したるのみにては、あるひは濫用のものかと考へも起らざるに非ざるも、家國興亡緊急の秋に際し、首府咽喉の要地に、兵・農の両工事が急遽同時に奉行さるべしとも思はれず。當時軍國の事情はこれを許さず、後年濫用に流用せし時代ありしやについて、研究の余地あるべし。（昭和六、一、二、一〇、未定稿不許転載）

（追記）本日島田県鶴託、三条同技師とともに、市内紺屋町吉富氏の家に着き、水城円柱の埋木を見せり、高さ五寸五分、柱の前後面は少しく削除したるものごとく、前面に大慈の二字を書し、墨押と副記。古き杉材にして、その質および形状大きさも、ほほ今回出土のものと同じく、主人不在にて所伝を審かにせざりしも、必ずや今回出土物同体の一片にして、なほ幾片か他に余命を存するものるべき想像せしむ、これを以て仙臺時代、あるいはそれ以前について、今回出土の間の上半分はすでに削取せられし時代ありて今回出土はその残体なるを知る、種の蓋板が僅か一部において遺存す

るのみにて、他は全部欠如して、片影を留めざるも、またこれによ

るべく、この水城円柱埋木の一片は、また水城探古史上、好箇の一資料たる失わざるものと思似す。（本文中藻水、積水、湛水、渟水等の字皆な別義あるに非らず、機宜使用せしにすぎず。一二、一八、追記）

▼文書に見えたる水城築堤の長さと高さ、諸書の記載一ならず。

◎筑前國続風土記 水城根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其間絶えて堤無き所一町、堤の内は田と為りて水を貯へず。

◎続風土記拾遺 東の山勢より中間堤の絶えたる處遂百七十間、請は東十路より山中間堤の絶えたる所百間、此内に川あり西方三百五十間、此内五十間は西の計長六百二十間、高五間有り、根盤或は三十間、或通路より山際迄、地勢によりて広狭あり。

◎太宰管内志 東西長五百間許あり、其間絶えたる處六十間許りあり、東方の堤百五十間、西の堤三百二十三間、堤の高さ五間根盤二十七間あり。

◎筑陽記 土手東西に分る、中一町許崩れ東方長さ百六十間余、西方長二百四十間余根張十五間、高四間、

◎猪方漁澤 水城堤坊東堤五百八十六間、二層ス西堤三百二十三間、村吉松大利村二箇所、（吉松へ今水城村ノ大堤上今耕地トナル、其間一町余字下大利ハ大字ト為ル）堤高五間、根盤二十七間とあり、

◎筑前旧志略 続風土記二回シ

◎福岡縣地圖全誌 続風土記拾遺ニ同シ

◎太宰府名所誌 東の残堤長百九十二間、西の残堤二百八十六間、東西の間絶えて堤無き所三十間、高五間、根盤三十九間、馬跡三間、

◎日本本地名詳書 続風土記水城址、今東の堤高五百十六間、西の堤三百二十三間、東西の間絶えて堤無き處一町許り、堤高さ五間、根盤二十七間。

（後）本文続風土記の記事と相違す、恐らくは猪方漁澤水城図の處に、風土記の文を引用せるを以て、両書を混記せしものならん。

◎陸地割量部地圖 推測東西の堤長会計約十一町余。

此他尚はあるべし、以テ十種の文書中、筑前旧史略は續風土記の文を、福岡縣地理全誌は続風土記拾遺の又を、名々其の様に引用したるものにて、他の文書は悉く異同あり。甚しきは長さの差二町に及ぶものあり。大正四年十一月古典記念碑建設に際し筑紫郡役手木森善太郎の測定した結果は左の如し即ち

東堤長百七十六間三尺、西堤三百八十四間三尺、越長五百五十一間、最高五間五尺、根盤最弘十九間一尺七寸、中段欠堤部九十六間、

是れ大正四年十一月の測定にして、実地相違なきものなり。然るに本年十月、新国道開通の為め、東堤の一帯削去せられ、東堤は為めに若干縮減したり。

▼日本書紀の記者が、作大堤「貯レ水。名曰ニ水城」と記したるより、自然城の字に意を留めず、堤を主体とした結果、後世終に水城の眞意義を覆却し、尋常一樣の堤防なりと誤認するものを生ずるに至れり。水城大堤が尋常一樣の堤防に比ざると共に、又た朝鮮式単純の堡壘にも非ず、記者の如きは從來由緒ある文字を文字の外に存し、事實を事實として認め来りしものなれとも、爾後は其の特徴なる要意に謬ろ、之を堡壘と称せんと欲す。（みづき）

九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告

- XXVI -

昭和53年 3月31日

発 行 福岡県教育委員会

福岡市中央区西中洲 6 街区29号

印 刷 株式会社 チューエツ

福岡市博多区東比恵 2 丁目 9 番 1 号